

会報

第53号

国立大学協会

昭和46年8月

会 報

(第 53 号)

目 次

- 懐旧思今……………倉田貞美…(1)
 - 大学的理念と人間像……………松田智雄…(6)
 - 入試調査特別委員会 (46. 6. 14)…………(73)
 - 大学運営協議会研究部会全体会議 (46. 6. 2) (午前の部)…………(75)
 - 大学運営協議会研究部会全体会議 (46. 6. 2) (午後の部)…………(76)
 - 大学運営協議会研究部会全体会議 (46. 6. 5)…………(77)
 - 特別会計制度協議会 (46. 5. 13)…………(79)
 - 諸会合……………(90)
 - 第48回総会国立大学協会事業報告書…(90)
- A 名 簿**……………(10)
- B 事業報告**
- 1. 諸会議議事要録……………(17)
 - (1) 理事会 (46. 5. 14)……………(17)
 - (2) 理事会 (46. 6. 16)……………(21)
 - (3) 理事会 (46. 6. 23)……………(25)
 - (4) 理事会・大学運営協議会合同会議 (46. 6. 16)……………(26)
 - (5) 役員等選考委員会 (46. 5. 13)……………(28)
 - (6) 第48回総会 (第1日) (46. 6. 23) ……(29)
 - (7) 第48回総会 (第2日) (46. 6. 24) ……(36)
 - (8) 第15回事務連絡会議 (46. 6. 25)……………(43)
 - (9) 第1常置委員会 (46. 6. 24)……………(48)
 - (10) 第2常置委員会 (46. 6. 24)……………(50)
 - (11) 第3常置委員会 (46. 5. 27)……………(51)
 - (12) 第3常置委員会 (46. 6. 24)……………(52)
 - (13) 第4常置委員会 (46. 6. 14)……………(54)
 - (14) 第4常置委員会 (46. 6. 24)……………(56)
 - (15) 第5常置委員会 (46. 5. 24)……………(58)
 - (16) 第5常置委員会 (46. 6. 15)……………(60)
 - (17) 第5常置委員会 (46. 6. 24)……………(61)
 - (18) 第6常置委員会 (46. 5. 13)……………(64)
 - (19) 第6常置委員会 (46. 6. 24)……………(67)
 - (20) 医学教育に関する特別委員会 (46. 5. 28)……………(68)
 - (21) 入試期特別委員会 (46. 6. 24)……………(71)
 - (22) 教職員の厚生等に関する特別委員会 (46. 5. 12)……………(72)
 - 2. 諸会合……………(90)
 - 3. 第48回総会国立大学協会事業報告書…(90)
- C 要望書等**
- 1. 昭和47年度以降の定員削減に関し国立大学教職員を適用除外とすることについての要望書 (46. 5. 15)……………(81)
 - 2. 決議 (46. 6. 16)……………(82)
 - 3. 体育系サークル部室の新営について (46. 6. 25)……………(83)
 - 4. 国立大学共同利用研修施設 (仮称) 設置に関する要望書 (46. 6. 25)……………(83)
 - 5. 大学保健管理施設の増加, 充実について (46. 6. 25)……………(84)
 - 6. 大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書について (46. 6. 25)……………(85)
 - 7. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について (46. 6. 25)……………(86)
 - 8. 保育所設置に関する要望について……………(88)
 - 9. 会長談話 (大学改革について) (46. 6. 24)……………(89)

D 資料

1. 「大学問題に関する調査研究報告書(案)」
と「同報告書(成案)」との主な相違点
(修正点) (46. 6. 24) ……(96)
2. 常置委員会委員(代表者)候補者選考方
針 (46. 5. 13) …… (101)
3. 第7常置委員会を廃止し, 教員養成特別
委員会を設けることについて
(46. 6. 23) ……(101)
4. 国立大学協会の代表者である常置委員会
の委員の総会選出要領の一部改正につ
いて (46. 6. 23) …… (102)

5. 国立大学協会会則改正について
(46. 6. 23) ……(102)
6. 教育改革推進本部の設置について(通知)
(46. 7. 16) ……(102)

E その他

1. 事務局 …… (105)
2. 寄贈図書 …… (105)
3. 窓
 - 高専卒業生の大学編入 ……(16)
 - 事務改善の方向づけ ……(89)
 - 大学院の大学間交流 …… (104)

懐 旧 思 今

—中国に対する国民的理解を—

倉 田 貞 美

最近、日中国交の問題が、日本の政治的・外交的重要課題として、いよいよ本格的に真剣に論議されつつある。多年、中国との正常な関係の回復を念願して来た者として、おそきに失したとはいえ、すみやかな解決のため、さらにいっそうの積極的な努力を望んでやまない。しかし、日本国民一般が、はたしてどれだけそれに深い関心を有しているかについては、遺憾ながらなおはだ低調といわざるを得ないように感ぜられる。

いうまでもなく、地理的・歴史的にきわめて密接な関係にある隣邦中国に対する、われわれ日本人の理解や認識は、昔から決して十分とはいえなかった。両国間の過去における種々の悲しむべき事件は、直接的には政治的・外交的・経済的・軍事的諸問題に起因するものではあったが、両国民族間の無理解に根源があるというべきではないであろうか。

かつて郭沫若氏（1892—）は1935年10月5日、東京中華基督教青年会で「中日文化の交流」と題して講演し、その中で、

資本主義以前の文化は、中国から日本へ流れこみ、資本主義以後の文化は、日本から中国へ流れこんだ。中国から日本へ流れこんだ資本主義以前の文化は、日本において多大の成功を収めた。日本から中国へ流れこんだ資本主義以後の文化は、十分な結果が現われず、失敗であるようだ。

とか、

甲午戦争（わが国でいう日清戦争）で、日本が世界上に頭角をあらわして後、中国文化の方針は日本に学習することであった。以後ずっと今日に至るまで、意識的無意識的にすべて日本に学習して来た。日本でも成功できた（西欧文化の摂取）のだから、中国でも成功できという観念が心の中にあった。中国が日本に派遣して来た留学生は、前後幾十万の多数である。現在でも七、八千あり、最盛時には一万余りあった。中国は日本に学習し、幾十年学習した。留学生は幾十万になる。しかも結果はどうであるか。

とも語っている。（「東流」第2巻第1期）

もとよりこれは当時日本に留学中であった祖国の青年たちに、「われわれ中国人は、われわの優秀な頭脳を利用し、批判的に既成文化の精華を接受し、さらに高い段階の新しい文化を創造するために努力することを希望し、その希望を表示したい。」と考えてのものであり、その講演の内容には論議すべき多くの問題点を含んでいる。

また、周作人（1885—？）も1925年に、

日本の新文学の如きも、われわれに少なからざる援助に供するに足るものである。日本文化の背景

は前半は唐代式であり、後半は宋代式なものであり、現代に至ってまた歐洲の影響を受けた。……近二十五年歩むところの道はほとんど日本と同様で、現今に至ってやっと明治三十年（1897）ごろの状態である。……日本はわれわれのためによき古代の文化をよく保存し、またわれわれのために新興の文化を試験してくれ、すべてわれわれの利用に資するに足る。

などと述べている。（「日本と中国」）日中文化の交流については、郭沫若氏自身も、「多くの大学教授たちが終生の力を用いて研究すべきものである。」と断わっているように、学術的にはもっと精確な論考を必要とすることはいうまでもない。だが、ここで両氏の言を引用したのは、中国の人たちがいかに考えたことがあるかを紹介すること自体にも、また別の意義があり、われわれの自省のかてともなるうかと考えたからである。日本の古い文化が中国の文化を摂取することによって生育発展し、現在においてもわれわれが感じている以上に、われわれの思想や生活の中に生きていることは、深淺の差はあるにしても、国民のよく承知しているところである。

しかし、近代における日中文化の交流については、余りよく知らないのが実情ではなからうか。中国文化を研究する人々の中にさえ、古い中国文化を尊崇し、その日本への影響を強調する人たちがいるかと思うと、古い中国文化は有害無益のものと考え、今日の新しい中国文化を最も進歩的にして学ぶべきものであると礼賛する人たちがいる。そこには、社会は不断に変化してやまないものであるという認識に乏しく、時代の変革を無視し、現代的意義を考えない「泥古」の弊がある。一方では、順逆両面において文化遺産を継承し、それが今日的にいかに生きているか、についての精察に欠けた「忘古」の弊がある。わたしは余りにも細分化し、偏執にして閉鎖的な学界の傾向が、ますますはなはだしくなりつつあるのではないかと、感じている。

康有為（1858—1927）たちの提唱した「変法維新」の運動も日本の明治維新に学ぼうとしたものであった。明治二十九年（1896）清国政府が正式に日本へ留学生を派遣し、いわゆる「戊戌政変」（1898）によって康有為・梁啓超（1873—1929）たちは日本に亡命した。梁啓超たちが横浜で創刊した「清議報」「新民叢報」が、当時の中国の青少年たちの異常な歓迎を受け、いかに自由思想啓培の上で偉大な役割を果たしたかは、後年梁啓超たちを非難攻撃した人々もひとしく認めているところである。

留学生たちが日本で発行した「湖北学生界」「浙江潮」「江蘇」（1903）などの同郷的雑誌の意義も決して軽視できないものがある。1905年には孫文（1866—1925）・黄興（1874—1916）・宋教仁（1882—1913）たちが東京で「革命同盟会」を結成し、機関誌「民報」を創刊、「蘇報事件」で投獄されていた章太炎（1868—1936）が出獄来日して、長くその主筆として革命運動推進のために活躍した。

本年はあたかも辛亥の年にあたる。六十年前の同じく辛亥の年には、中国ではいわゆる「辛亥革命」が起り、中華民国が生誕した。もとよりそれは名のみものに過ぎず、その実を伴うものではなかった。袁世凱（1859—1916）の野望と、それに反対するいわゆる反袁運動が展開され、宋教仁を始め多くの人たちが殉難した。清朝遺老の人たちによる復辟運動も行なわれた。それはともあれ、孫文を始めとする多くの亡命人士や留学生たちによって、日本、とくに東京が、辛亥革命の震源地的様相を呈していたということもできる。それに陰に陽に協力した日本人も決して少なくなかった。

留学生たちは当初は「富国強兵」という時代的・民族的要請に基づいて来日したが、渡日後、その

素志を変更する者も次第に多くなった。悩んだり迷ったりした結果、自らの好む道を選んだわけであるが、わたしはそこに彼らが留学した時代の日本の社会状態、時代思潮の動向などの影響を多分に受けたことも看過できないものがあると考え。彼らは西洋文化を吸収することを目的として来日したが、それは日本の新しい文化を通してであったし、彼らは日本の社会の中で生活を営んだ。学術的影響もさることながら、日本の社会的風潮の影響の方が、あるいはより大きかったのではないか、そう思われる人たちもいる。

例えば、李息（1881—1940）・欧陽予倩（1890—1962）など美術学校の留学生たちが1906年に組織した劇団「春柳社」は、日本の新派劇に学んでいわゆる「文明劇」を創始した。それは民国初年前後中国で隆盛をきわめ、その後の中国劇壇にも少なからず影響を与えたものである。

中国の新劇界に巨歩をのしつた田漢氏（1898—）は、東京に至って後、たまたま島村抱月と名女優松井須磨子との芸術座運動の盛期であった。上山草人と山川浦路との近代劇協会も活動がはなはだ大であった。（「創作経験談」1933年5月筆）と述べている。東京高師在学中であった彼が、いかに当時の日本の新劇を愛好したか、いかに島村抱月に傾倒したか、中国の新劇運動の指導者たるべき決意や素地がいかにして形成されたかは、『三葉集』を見てもきわめて明白である。

中国の文学界・思想界に多大の影響を及ぼした「創造社」が、郭沫若・郁達夫（1896—1945）・田漢・張資平（1893—？）たちによって実質的に結成されたのも、1921年東京においてであった。郭沫若は九大医学部、郁達夫は東大経済学部、張資平は同じく東大理学部に在学中であった。

さて、こうした多数の留学生は、初期には速成的—嘉納治五郎が創設した宏文学院はその代表的なものである—であったが、次第に長期にわたってその多感な青春の時代を、日本で過ごす者が多くなった。彼らは日本に対していかなる感懐をいだいて帰国したのであろうか。

郭沫若氏は、高校時代を過ごした岡山の土地を「永遠に忘れられない所」と言い、旭川を「非常に詩趣に富んだ」ものと感じ、「中国の巫山三峡と日本の瀬戸内海とは、ともに自然界の傑作である。」と称賛し、大学時代を過ごした博多を「第二の故郷のような感覚がある。」と述懐したこともある。（「自然の追懐」）

穆木天（1900—？）は、「不忍池のほとり、上野駅前、神田の夜店の中、赤門の並木道、井之頭公園の中、武蔵野の道、すべていつもわたしの彷徨の足跡があった。」と言い、伊東での思い出を語っている。（「わが詩歌創作の回顧」）郁達夫も「多摩川のほとり、井之頭や武蔵野などの近郊へ散歩閑遊にかけた。」（「遅桂花」）などと述べている。

京都の鮮美・溫柔・幽静を愛し、三年間再三の慰藉を与えてくれ、内面にかくされていた傷をよくいやしてくれた、と深く感謝している人たちもいる。（張定璜「路上」）

以上若干の例にも見られるように、ほとんどの留学生は日本の自然を愛し、生涯のなつかしい思い出としている。日本人の中にも個人的にはよい印象を彼らに与えた人も無かったわけではない。

例えば、魯迅（1881—1936）が「藤野先生」について、

彼のわたしに対する熱心な希望、倦まざる教戒は、小にしてこれを言えば、中国のためである。中

国に新しい医学が生まれることを希望してである。大にしてこれを言えば、学術のためである。新しい医学が中国に伝えられることを希望してである。彼の性格は、わたしの眼中と心裏において偉大な存在である。

と、深い敬意と厚い感謝の情を寄せ、郭沫若氏が六高時代のドイツ語の教師立澤剛先生を「最も敬愛し」二木ウタさんをなつかしがり、(『三葉集』)張資平が林瑞枝さん一家の理解と温情を描き、熊本での高校時代の下宿屋の人々に好感をもっている(「木馬」)が如き、その一例である。胡風(1904—1959?)が神田にあった「芸術学研究会」に参加し、「七、八年まつわりついていた社会観と芸術観との矛盾を解消した」が、後年当時の日本の友人たちについて、「わたしの眼前に彼らの一人一人の顔が現われ、彼らをなつかしく思い出している。」と述懐している。(「理想主義者時代の回憶」)

だが、郁達夫は、

もともと日本人が中国人を軽視することは、われわれが豚や犬を軽視するのと同じである。日本人はみんな中国人を「支那人」と呼ぶ。この「支那人」の三字は、日本では、われわれが人をののしる「賤賊」よりももっと聴きがたい。(「沈淪」)

と憤激し、鄭伯奇(1895—?)も京都の三高に入学できたことを幸福に思い、発憤して読書研究したいと考えていたが、

諸君、支那人を見よ。彼らはどこへ行っても人々が彼らをきらい、彼らを豚と呼ぶ。世界中最も多く至る所にいるものは鼠と支那人である。

などと、講義中に公言する「高等教育に従事する先生」の、中国に対する無理解と蔑視の言動に、幻滅の悲哀を痛感した。(「最初之課」)

張資平が上京して下宿を探した際、どの下宿屋も支那人は入れないという。彼が「傷心した」のは「下宿屋の主人が、彼個人がいけないとは言わないで、ただ支那人がいけないと言う」ことにあった。東京人の中国人に対する「刻薄さ」を恨んでいる。(「木馬」)

黄瀛(1906—?)は日本語の詩集『瑞枝』の中で、

妹よ、国境ほど私を惹くものはない

局部的にふるへてる私達の国

『国を思ふと腹が立つ』

この言葉にこの国の芸術家は不健康な嘲笑をするのだ！(「妹への手紙(2)」原文のまま)と詠じている。

わたしは学生時代に張香山君の紹介によって、市川に亡命中であった郭沫若氏を訪ね、中国の現代文学などについていろいろ教えを請うたことがある。先年中国訪日文化使節団団長として来日された時には、二日間お伴をすることができ、借りたままになっていた雑誌を記念としていただいた。張香山君といえば、彼は当時東京高師に在学中で、日本文学を専攻していた。わたしはよく彼の下宿で夜おそくまで談じこんだものである。彼が帰省の機会に、わたしのために苦心して探索してくれた多くの資料は、今日ではまことに得がたい貴重なものとなっている。わたしが大学を卒業する時、送別の情をこめて清末の著名な詞人—日本では中国の「詞」については従来余り研究がなされていない—鄭

文焯（1856—1918）の詩句を書いて贈ってくれた、同宿の若い満洲の友人の色紙は、現在もわたしの応接室の壁間を飾っている。懐旧の念、師友の情、まことに深く切なるものがある。

そして、日中国交回復のすみやかな実現を期待し、過去のような両国間の悲劇を繰り返さないためには、何よりも両国国民間の相互理解が最も切要ではないか。しかも現状はどうであるか。かつて中国の人々をして悲憤せしめたような国民感情が、今日もなお残存していることはないであろうか。余りにも無関心に過ぎはしないであろうか。などと、しきりに思うのである。しかも、最もその責を負うべき者は、中国文化研究者たるわたしたちである。「その術もって時を匡すに足り、その言もって世を救うに足る。これを通儒の学と謂う。」と言った古人のことばを思い起こしては、自責の念堪えがたいものがある。

（筆者 香川大学長）

大学的理念と人間像

—カナダの春に—

松 田 智 雄

5月はじめのカナダ、ヴァンクーヴァーはまだ早春である。3日前、ブリティッシュ・コロンビア州の首府、ヴィクトリアに着いたときは、もっと春は浅かったように感じた。れんぎょうと雪柳、そして桜の花の早春であり、夜になれば寒々と感ずるほどに、夜の空気と夜の風とは冷え冷えとしていた。そこで、ヴィクトリアに辿りつくまでには、多少は読者の参考に供してもよいと思われるいきさつがあった。実は、日本で欧米の旅のための航空券の手配をしたときのこと、出発の間際になって、サンフランシスコからヴィクトリアへの旅については、搭乗券は出せても、座席予約はできず、オープンな儘しておかなければならず、その手続きはアメリカあたりでやるほかはないことが分った。しかし、このくらしいことは、日本から手配する場合、あり勝ちなことだと思って、たかをくくったのが間違いのもとだった。

サンフランシスコに来てから、その航空会社に行って、座席の予約をとろうとしたところが、シアトルまではとれたが、そこからヴァンクーヴァーを経てヴィクトリアにゆく線のパシフィック・ウエスタン——P・W——とは連絡がつかず、何としてもシアトルでやってみるほかはないことが分った。しかも、シアトルの乗換え時間は、僅かに25分しかないのである。当日、飛行機は順調にシアトルに安着した。しかし、預けた荷物を受取り、遙かに隔った乗継ぎの手続きの場所まで、辛うじて黒人のポーターの案内で迎り着いたときには、もうヴィクトリア行きは出発したあとだった。しかも、次の便はヴァンクーヴァー乗換えで5時間後によりやくヴィクトリアに到着するという。こんな焦燥の数時間を経て、機は漸くヴィクトリア国際空港に降下していった。ところが、何うだろう。そこは一面の牧野で、マッチ箱のような小屋が、いくつか、思い思いに散らばっている。その一つの傍に停止した機をおりて、その小屋へ入ったと思うともう外へ出てしまう。それも、行き違いのため出迎える人は姿を見せなかった。そこで、簡単な荷物を引渡すカウンターに置かれた荷物をそれぞれ引取って乗客は自分の車にのるか、迎える車にのるか、たった一台いたタクシーに乗って立ち去ってしまう。あとには、バスが一台丈け残っていた。

機内で私の隣席には、カナダの紳士が1人乗っていて、かつて大学で教えた経験もある、と言って何かと好意を示してくれていた。彼はバスに乗ってゆくことを勧め、市中のターミナルには妻が車で迎えに来ているから、それでホテルまで送ってあげよう、と言ってくれる。私は、行き違いにはなったものの、ヴィクトリア大学からの迎えが来る筈だから、と言ってその申し出は断ったものの、カナダ人に対する初印象はけっして悪くはなく、むしろ好ましいものになった。かなり長い道のりを行って、地味な街路に入り、終点につくと、やはり、そこにも出迎えはなかった。私の隣人は、ちょうど迎え

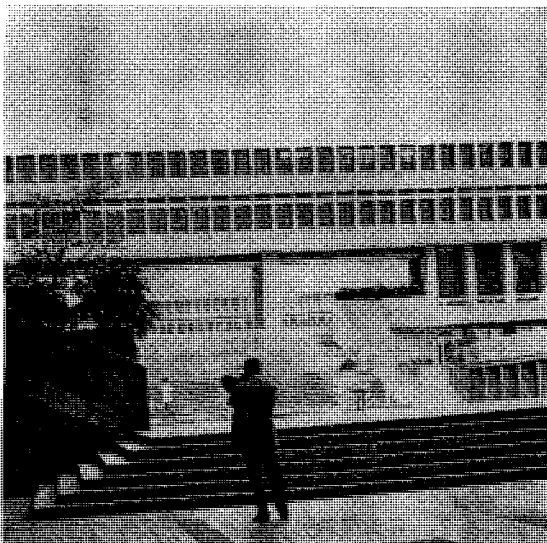
に来た妻の車に乗ってゆくように、そしてホテルまで送るから、と懇切に勧めてくれる。その言葉に甘えてホテルには行ったが、そこで、夫人も口を添えて、夕食に来て息子たちに日本についての話を聞かせて貰えないか、とまで勧められた。しかし、ヴィクトリア大学への連絡が気になったので、その好意を謝して別れてしまった。こうして始まったカナダへの旅は、望外に豊富な収穫があった。

ヴィクトリアの町は、女皇エリザベス二世の訪問のために、いささかの賑いをみせていた。しかし、私はこれをうしろにして、美しい水路をヴァンクーヴァーに向けてフェリーに乗って滑るように縫ってゆき、しきりに北欧のフィヨールの旅を偲んだ。ヴァンクーヴァーには二つの目的があった。一つは、サイモン・フレーザー (Simon Fraser) 大学を訪れることであり、他の一つは、ブリティッシュ・コロンビア大学のハウズ博士 (Dr. John Howes) に会うことであった。

* * *

朝、霧雨の降るような冷たい路を、バーナビーの丘の上へ向った。サイモン・フレーザー大学は1963年に設置されたばかりの新しい大学であった。カナダのブリティッシュ・コロンビア州は、ブリティッシュ・コロンビア大学という名門大学を備えていたのに、更に新大学を設置するに至ったのは、既存大学に対する改革の必要に迫られたからである。

たしかに日本の大学は、近年にいたるまで平穏無事に伝統の上に安眠していた。しかし、世界的に言えば、いわゆる両大戦間の時期に大学の危機が指摘され、大学の顛落が論ぜられていた。当時ジュネーブに本拠をもつWFC S——世界基督教学生連盟——は、大学の危機問題について調査し、かつ、大学改革への提案を行った。その時期には、まだ日本の大学では何の危機感も抱いていなかった。し



Academic Quadrangle (サイモン・フレーザー大学)

しかし、そこで論ぜられている大学の危機の焦点が、大学における学問の細分化・専門化にあること、従って大学の精神的統一性の喪失にあること、そして、そこに造られるのは専門人だけであり、人間性は放棄されてしまったこと——にあるという指摘は、その当時にも、大学の存在の根本問題をついていたのである。しかも、日本の識者、日本の大学人は誰も十分な注意を払わなかった。日本に比べれば、欧米の大学は大学の危機、大学の顛落について、自己審査を加えることが多かった。その結果が、両大戦間期の大学改革であり、大学内に大学の自由 (Akademische Freiheit) を確立し、大学の研究

と教育の目的を、全人類的な理想、人間性 (Humanität) に置こうとする動向となって現れている。ところが、第2次世界大戦は、大学を押し流し、大学の存在を一時的にせよ、中断させてしまった。大戦は終了し、戦後世界は復興したが、大学の復興がおくれているうちに、世界の大学に紛争がまき起った。その結果は、一面において大学を荒廃させ、他面において、大学の再興への途を開拓した。だ

が、世界的な視野でみて、まだ紛争は終わっていないと言うべきであろう。大学は、いまでもなお、自己審査を継続し、自らの手で改革を果たさなければならないのである。

さて、サイモン・フレイザー大学は、第2次世界大戦の戦後世界のなかで、一つの自主的な改革への方向を目指した典型的な例示の一つである。この大学の建築、ことにその全域内の構図、campus planの卓越した着想については世界的にさえ知られている。私の知っていたのも主としてそれであったが、いま、同僚の吉武泰水教授が専門の大学建築についてこの学校を視察されるのに、もう一人のヴィクトリア大学のフェローであるO嬢と一緒にここを訪れてきたのである。バーナビーの丘へ登る落葉松の新緑の途をのぼり切ると、そこには300メートルの高さからの眺望が開け、美しい入江が麓を巡っているのもことさらに鮮やかな色の対照だった。しかし、丘の頂きを占めるキャンパス・プラン、そこに統合される図書館、講堂、教室の総合構造は、あっとばかり人を驚かすものだった。この設計こそは、70ばかりの作品のなかから選ばれた若い建築家エリクセンとマッスイの製作したものであった。



サイモン・フレイザー大学を包む落葉松の林

だが、その建築のことは、「会報」第51号所載、加藤六美「学園の造形はすべからく一個の芸術的作品たるべし」に譲りたい。私が心を惹かれたのは、この大学が備えている精神であった。この建築が見る者の心を感動させるものであることは言うまでもないが、さらにこの大学が大学を革新しようとする身構えと、一つの抗議する声であることには、興味を覚えないではいられなかった。それは、正しくこの絶えず変動してゆく世界を表現するとともに、これに対して新しい大学の存在と活動によって積極的に方向を与えようとしているからである。この大学が敢えて採用した三学期制は、1月、5月、9月の3回に開始される学期別であり、その上に大学終了を2年ないし2年半に短縮できる制度を構想し、教授方法の革命により機械化を補助的に利用することはともかくとして、講義と並んで小規模な演習的な授業を豊富に開設する。約5,000人の学生、700人分の席を備える315,000冊の蔵書数を有する図書館、その構内にあらゆる厚生福祉施設が準備され、その奨学金も潤沢である。学部は、芸術、教育、自然科学の学部であり、その履習方法は緩やかであり、自由であり、ほとんど学部の閉鎖的な壁を感じさせないほどである。この大学は、スポーツも秀れた学生を輩出させてはいるが、しかも、学生にとっては言うまでもなくアカデミック・スカラーシップ (academic scholarship) が優先することを宣言する。およそ、このような特色を備えた若々しい大学がサイモン・フレイザー大学であり、この名前を負う19世紀の探険家に相応して開拓者の精神に満ち溢れた学園であった。

* * *

その日の午後、私はブリティッシュ・コロンビア大学にハウズ博士を訪ねた。同氏は、日本思想史の研究者として内村鑑三、新島襄について優れた業績を挙げている人である。その案内によって、大学構内の新渡戸庭園を逍遙しながら、春の花に飾られたこの純日本式庭園を歩きながら、対話は自然に内村鑑三先生について交され、また、新渡戸稲造先生について繰り広げられた。私は、この両先生によって教えられたことが終生の支えになっていることを、更めて痛感した。この感想は、日本から遙かに太平洋の海を隔てたこのヴァンクーヴァーで、押えようもないほどに強く湧き出てきたのだった。それは、先ほどのサイモン・フレイザー大学の開拓者的精神への感動がきっかけとなっていたのかもしれないが、「平和の使徒」として、また「太平洋のかけ橋」という自覚に生きて、ここに一生を終えた新渡戸先生への回想が余りにも生き活きしていたからでもあるであろう。そして、幼時に、先生の膝に抱かれたとき、先生の独自のハンカチの放った香水の香りを、また、今も感じたような気がした。

大学的理念なり、大学的理想が、このような人間性、それも活きた人間の生命に結びつきえないとしたら、その大学は決して永続的な価値を持ちえないことも、明確に扱われたように思えた。

(筆者 東京大学図書館長)

A 名 簿

(昭和46. 8. 16現在)

理 事 会

○印は理事及び常置委員会委員長兼任

会 長	加藤 一郎	東 京 大
副会長	和達 清夫	埼 玉 大
副会長	前田 敏男	京 都 大
理 事	丹羽貴知蔵	北 海 道 大
理 事	○柳川 昇	弘 前 大
理 事	加藤陸奥雄	東 北 大
理 事	○秋月 康夫	群 馬 大
理 事	○宮島 龍興	東京教育大
理 事	加藤 六美	東京工業大
理 事	馬場啓之助	一 橋 大
理 事	芦田 淳	名 古 屋 大
理 事	今西 錦司	岐 阜 大
理 事	野田 稻吉	三 重 大
理 事	釜洞醇太郎	大 阪 大
理 事	稻荷山資生	奈良教育大
理 事	谷口 澄夫	岡 山 大
理 事	飯島 宗一	広 島 大
理 事	北村 義男	徳 島 大
理 事	池田 数好	九 州 大
理 事	田中 定	佐 賀 大
理 事	中村 末男	鹿 児 島 大

第3常置委員長

広根徳太郎 山 形 大

第5常置委員長

後藤 正夫 大 分 大

第6常置委員長

近藤 頼己 東京農工大

監 事 藤岡 由夫 山 梨 大

監 事 戸田 義郎 神 戸 大

第1常置委員会

(大学の組織・制度)

委員長	宮島 龍興	東京教育大
委 員	中川 秀恭	北海教育大
委 員	加藤陸奥雄	東 北 大
委 員	奥野 俊	宇 都 宮 大
委 員	松田 智雄	東 京 大
委 員	桑原 作次	埼 玉 大
委 員	藤岡 由夫	山 梨 大
委 員	中川善之助	金 沢 大
委 員	山田 敏郎	京 都 大
委 員	岸田 武夫	京都教育大
委 員	戸田 義郎	神 戸 大
委 員	谷口 澄夫	岡 山 大
委 員	倉田 貞美	香 川 大
委 員	小池 新二	九州芸工大
委 員	外山 三郎	宮 崎 大
専門委員	中川敬一郎	東京大教授
専門委員	柿内 賢信	東京大教授
専門委員	成川 武夫	東京芸大助教授
専門委員	橋本 互	東京教育大教授
専門委員	福与 人八	東京工業大教授
専門委員	市原昌三郎	一橋大教授

第2常置委員会

(学科課程・入学試験等)

委員長	秋月 康夫	群 馬 大
委 員	松永 藤雄	弘 前 大
委 員	実方 正雄	小樽商科大
委 員	黒沢 誠	岩 手 大
委 員	横田 利雄	東京商船大

委員	谷田 関次	お茶の水大
委員	長崎 明	新 瀧 大
委員	統 有恒	名 古 屋 大
委員	森島宗太郎	名古屋工大
委員	釜洞醇太郎	大 阪 大
委員	松本 賢三	大阪教育大
委員	菅 好雄	岡 山 大
委員	山岡 亮一	高 知 大
委員	黒田 正己	熊 本 大
委員	中村 末男	鹿 児 島 大
専門委員	肥田野 直	東京大教授
専門委員	安倍 北夫	東京外語大教授
専門委員	小西 勇雄	東京教育大教授
専門委員	塩野 宏	東京大助教授

第3常置委員会

(補 導)

委員長	広根徳太郎	山 形 大
委員	松本 秋男	北見工業大
委員	福井 直俊	東京芸術大
委員	綿貫 芳源	東京教育大
委員	富山 哲夫	東京水産大
委員	池田雄一郎	信 州 大
委員	後藤 秀弘	富 山 大
委員	砂崎 宏	滋 賀 大
委員	山田 朝治	大 阪 大
委員	平 勇登	神戸商船大
委員	碓井 数明	島 根 大
委員	飯島 宗一	広 島 大
委員	藤吉 利男	福岡教育大
委員	葛西泰二郎	九州工業大
委員	永松 政俊	佐 賀 大
専門委員	総山 孝雄	東京医歯大教授
専門委員	倉石 精一	京大大学生相談所長
専門委員	三島 良兼	奈良女子大事務局長

第4常置委員会

(学生の厚生)

委員長	柳川 昇	弘 前 大
委員	村尾 誠	北 海 道 大
委員	金森 祥一	室蘭工業大
委員	安田 初雄	福 島 大
委員	相磯 和嘉	千 葉 大
委員	清水 文彦	東京医歯大
委員	鐘ヶ江信光	東京外語大
委員	鈴木 寛	金 沢 大
委員	清水 英夫	福 井 大
委員	野田 稻吉	三 重 大
委員	宮田 尚之	京 都 大
委員	藤本 武助	京都工織大
委員	曾沢 太吉	奈良女子大
委員	力武 一郎	山 口 大
委員	池田 数好	九 州 大
臨時委員	井上 剛	前金沢大教授
専門委員	寺沢 一	東京大教授
専門委員	小路 敏彦	長崎大教授

第5常置委員会

(大学間の協力)

委員長	後藤 正夫	大 分 大
委員	大原 久友	帯広畜産大
委員	林 竹二	宮城教育大
委員	関 誠一	茨 城 大
委員	博田 五六	電気通信大
委員	石川 滋	一 橋 大
委員	越村信三郎	横浜国立大
委員	小野 勝次	静 岡 大
委員	芦田 淳	名 古 屋 大
委員	牧 祥三	大阪外語大
委員	稻荷山資生	奈良教育大

委員	小島 公平	鳥 取 大
委員	芦田 讓治	愛 媛 大
委員	青木富太郎	高 知 大
委員	日高 醇	九 州 大
専門委員	白倉 昌明	東京大学教授
専門委員	松本 尚家	東京外語大教授
専門委員	新堀 通也	広島大助教授

第6 常置委員会 (大学財政)

委員長	近藤 頼己	東京農工大
委員	丹羽貴知蔵	北海道大
委員	中林 陸夫	東 北 大
委員	渡辺 武男	秋 田 大
委員	隅谷三喜男	東 京 大
委員	鎌田 正宣	東京学芸大
委員	加藤 六美	東京工業大
委員	馬場啓之助	一 橋 大
委員	井手 文雄	横浜国立大
委員	今西 錦司	岐 阜 大
委員	井上 友治	愛知教育大
委員	広橋 次郎	和 歌 山 大
委員	北村 義男	徳 島 大
委員	田中 定	佐 賀 大
委員	中塚 正行	長 崎 大
専門委員	福田 文夫	東京医歯大事務局長
専門委員	田口 栄司	東京学芸大事務局長
専門委員	針貝 信吉	東京芸術大事務局長
専門委員	稲野 信力	東京工業大事務局長
専門委員	手塚卯津美	一橋大事務局長
専門委員	高梨 昌	信州大教授
専門委員	慶谷 淑夫	東京工業大助教授

科学技術行政特別委員会

委員長	和達 清夫	埼 玉 大
-----	-------	-------

委員	加藤 一郎	東 京 大
委員	前田 敏男	京 都 大
委員	丹羽貴知蔵	北 海 道 大
委員	宮島 龍興	東京教育大
委員	藤岡 由夫	山 梨 大
委員	池田雄一郎	信 州 大
委員	小野 勝次	静 岡 大
委員	芦田 淳	名 古 屋 大
委員	藤本 武助	京 都 工 繊 大
委員	碓井 数明	島 根 大
委員	葛西泰二郎	九 州 工 業 大
委員	中村 末男	鹿 児 島 大
専門委員	向坊 隆	東京大教授
専門委員	雄川 一郎	東京大教授

新設大学拡充特別委員会

委員長	中川善之助	金 沢 大
委員	安田 初雄	福 島 大
委員	秋月 康夫	群 馬 大
委員	和達 清夫	埼 玉 大
委員	鎌田 正宣	東京学芸大
委員	越村信三郎	横浜国立大
委員	長崎 明	新 潟 大
委員	小野 勝次	静 岡 大
委員	谷口 澄夫	岡 山 大
委員	芦田 讓治	愛 媛 大

医学教育に関する特別委員会

委員長	清水 文彦	東京医歯大
委員	柳川 昇	弘 前 大
委員	加藤陸奥雄	東 北 大
委員	相磯 和嘉	千 葉 大
委員	長崎 明	新 潟 大
委員	中川善之助	金 沢 大
委員	釜洞醇太郎	大 阪 大

委員	飯島 宗一	広島大
委員	北村 義男	徳島大
委員	中塚 正行	長崎大
委員	中村 末男	鹿児島大
専門委員	松本 胖	千葉大病院長
専門委員	吉利 和	東京大教授
専門委員	堀口 申作	東京医歯大教授
専門委員	中川 米造	大阪大助教授

図書館特別委員会

委員長	加藤 六美	東京工業大
委員	実方 正雄	小樽商科大
委員	林 竹二	宮城教育大
委員	広根徳太郎	山形大
委員	松田 智雄	東京大
委員	谷田 関次	お茶の水大
委員	清水 英夫	福井大
委員	釜洞醇太郎	大阪大
委員	広橋 次郎	和歌山大
委員	谷口 澄夫	岡山大
委員	北村 義男	徳島大
委員	田中 定	佐賀大
専門委員	日高 八郎	東京大教授
専門委員	森口 繁一	東京大教授
専門委員	吉武 泰水	東京大教授
専門委員	深川 恒喜	東京学芸大教授
専門委員	佐藤 仁	横浜国大助教授
専門委員	高木 暢哉	九州大教授

教養課程に関する特別委員会

委員長	今西 錦司	岐阜大
委員	黒沢 誠	岩手大
委員	広根徳太郎	山形大
委員	秋月 康夫	群馬大
委員	加藤 一郎	東京大

委員	前田 陽一	東京大
委員	福井 直俊	東京芸術大
委員	横田 利雄	東京商船大
委員	松本 賢三	大阪教育大
委員	飯島 宗一	広島大
委員	倉田 貞美	香川大
委員	池田 数好	九州大
委員	黒田 正己	熊本大
専門委員	小野 周	東京大教授
専門委員	成川 武夫	東京芸術大助教授
専門委員	今堀 誠二	広島大教授

研究所特別委員会

委員	丹羽貴知蔵	北海道大
委員	加藤陸奥雄	東北大
委員	和達 清夫	埼玉大
委員	加藤 一郎	東京大
委員	藤岡 由夫	山梨大
委員	前田 敏男	京都大
委員	戸田 義郎	神戸大
委員	谷口 澄夫	岡山大
委員	池田 数好	九州大
専門委員	鈴木 弘	東京大教授
専門委員	山田 勇	一橋大教授

入試期特別委員会

委員長	和達 清夫	埼玉大
委員	実方 正雄	小樽商科大
委員	柳川 昇	弘前大
委員	加藤陸奥雄	東北大
委員	秋月 康夫	群馬大
委員	加藤 一郎	東京大
委員	横田 利雄	東京商船大
委員	長崎 明	新潟大
委員	中川善之助	金沢大

委員	今西 錦司	岐 卓 大
委員	森島宗太郎	名古屋工大
委員	前田 敏男	京 都 大
委員	藤本 武助	京都工織大
委員	稲荷山資生	奈良教育大
委員	曾沢 太吉	奈良女子大
委員	力武 一郎	山 口 大
委員	芦田 讓治	愛 媛 大
委員	山岡 亮一	高 知 大
委員	池田 教好	九 州 大
委員	葛西泰二郎	九州工業大
委員	田中 定	佐 賀 大
委員	黒田 正己	熊 本 大

入試調査特別委員会

委員長	前田 敏男	京 都 大
委員	実方 正雄	小樽商科大
委員	松永 藤雄	弘 前 大
委員	加藤陸奥雄	東 北 大
委員	秋月 康夫	群 馬 大
委員	和達 清夫	埼 玉 大
委員	加藤 一郎	東 京 大
委員	川村 亮	東京農工大
委員	加藤 六美	東京工業大
委員	横田 利雄	東京商船大
委員	小野 勝次	静 岡 大
委員	統 有恒	名 古 屋 大
委員	森島宗太郎	名古屋工大
委員	野田 稻吉	三 重 大
委員	藤本 武助	京都工織大
委員	釜洞醇太郎	大 阪 大
委員	入江猪太郎	神 戸 大
委員	菅 好雄	岡 山 大
委員	飯島 宗一	広 島 大
委員	倉田 貞美	香 川 大

委員	長瀬正二三	佐 賀 大
委員	黒田 正己	熊 本 大
委員	中村 末男	鹿 児 島 大

教職員の厚生等に関する 特別委員会

委員長	相磯 和嘉	千 葉 大
委員	柳川 昇	弘 前 大
委員	山本 義一	東 北 大
委員	和達 清夫	埼 玉 大
委員	加藤 一郎	東 京 大
委員	隅谷三喜男	東 京 大
委員	近藤 頼己	東京農工大
委員	馬場啓之助	一 橋 大
委員	前田 敏男	京 都 大
専門委員	苔米地秋郎	弘前大学生部次長
専門委員	堀川 倉治	千葉大事務局長
専門委員	高岡 盛男	東京農工大庶務部長
専門委員	手塚卯津美	一橋大事務局長

教員養成制度特別委員会

委員長	飯島 宗一	広 島 大
委員	中川 秀泰	北海教育大
委員	黒沢 誠	岩 手 大
委員	岩下新太郎	東 北 大
委員	大田 堯	東 京 大
委員	鎌田 正宣	東京学芸大
委員	和達 清夫	埼 玉 大
委員	芦田 淳	名 古 屋 大
委員	野村 敬造	金 沢 大
委員	井上 友治	愛知教育大
委員	池田 進	京 都 大
委員	戸田 義郎	神 戸 大
委員	稲荷山資生	奈良教育大
委員	谷口 澄夫	岡 山 大

委員 末吉 悌次 広島大
 委員 藤吉 利男 福岡教育大
 委員 池田 数好 九州大
 委員 小野 潤 大分大

委員 松本 賢三 大阪教育大
 委員 中国・四国地区
 倉田 貞美 香川大
 委員 九州地区

大学運営協議会

○印小委員
 ※印研究部会委員

委員長 会長
 ○加藤 一郎 東京大
 委員 副会長
 ○和達 清夫 埼玉大
 委員 副会長
 ○前田 敏男 京都大
 委員 第1常置委員長
 ※○宮島 龍興 東京教育大
 委員 第2常置委員長
 ※○秋月 康夫 群馬大
 委員 第3常置委員長
 ※○広根徳太郎 山形大
 委員 第4常置委員長
 ※ 柳川 昇 弘前大
 委員 第5常置委員長
 後藤 正夫 大分大
 委員 第6常置委員長
 ○近藤 頼己 東京農工大
 委員 北海道・東北地区
 大原 久友 帯広畜産大
 委員 関東・甲信越地区
 藤岡 由夫 山梨大
 委員 関東・甲信越地区
 馬場啓之助 一橋大
 委員 中部地区
 清水 英夫 福井大
 委員 近畿地区

臨時委員 ※ 中塚 正行 長崎大
 ※ 今西 錦司 岐阜大
 臨時委員 ※ 野田 稻吉 三重大
 臨時委員 ※○武田 隆夫 東京大教授
 臨時委員 ※○松田 智雄 東京大教授
 臨時委員 ※○雄川 一郎 東京大教授
 臨時委員 ※○田畑茂二郎 京都大教授
 専門委員 ※ 佐々木徹郎 東北大教授
 専門委員 ※○伊藤 正己 東京大教授
 専門委員 ※ 小野 周 東京大教授
 専門委員 ※ 柿内 賢信 東京大教授
 専門委員 ※ 総山 孝雄 東京医歯大教授
 専門委員 ※ 成川 武夫 東京芸大助教授
 専門委員 ※ 綿貫 芳源 東教大教授
 専門委員 ※ 沢田 正三 東工大教授
 専門委員 ※○市原昌三郎 一橋大教授
 専門委員 ※ 成田 頼明 横浜国大教授
 専門委員 ※ 鈴木 寛 金沢大教授
 専門委員 ※ 三島 良兼 奈良女子大
 事務局長
 専門委員 ※ 下沢 隆 埼玉大教授
 専門委員 ※ 長沢 惟恭 一橋大教授
 専門委員 ※ 越後谷悦郎 東京工大教授
 専門委員 ※ 堀口 申作 東京医歯大教授

特別会計制度協議会

○印小委員
 文部省側委員
 文部事務次官（議長代理） 村山 松雄
 ○大学学術局長 木田 宏
 ○管理局長 安嶋 弥

官 房 長	井内慶次郎	専 門 委 員	
○官房会計課長	須田 八郎	庶務課長	吉田 寿雄
国立大学協会側委員		大学課長	大崎 仁
東京大学長（議 長）	加藤 一郎	参 事 官	島田 治
○東京農工大学長	近藤 頼己	会計課副長	倉地 克次
○埼玉大学長	和達 清夫	東京大学事務局長	藤吉日出男
東京工業大学長	加藤 六美	一橋大学事務局長	手塚卯津美
京都大学長	前田 敏男	国立大学協会事務局長	鶴田酒造雄
佐賀大学長	田中 定		

窓

高等専門学校卒業生の大学編入について

高等専門学校（以下略して高専と言う）の卒業生が産業界から大いに嘱望され、ひっぱりだことなっているのが現況でありましょう。そのため高専卒業生の採用が最も困難と言われ、就職事務の開始時期が四年制大学よりも早いと言えましょう。これは単なる一つの挿話ではありますが、「ほぼ同一の入社試験問題を出すと、成績の最も良いのが高専、次が四年制大学、次が修士コースであった」という話もあります。

山梨大学では、昭和42年度から高専卒業生を工学部第三年次に、機械工学科及び電気工学科で各10名程度募集しています。更に進学を希望する者には、進学の道が開かれていて、袋小路でないことを示しています。このように袋小路をなくす道は旧制度の教育にあっても設けられていたと思います。例えば、旧制の高等工業学校（或は工業専門学校）から大学に入学する道も開けていました。さて、当大学に編入した結果を一言で言えば、良好であるといえます。学部学生約60名に対し、現在は高専卒業生を数名編入した程度でありますから、お互いに良い刺激となっていると思われまふ。これをたとえてみれば、砂糖の中に塩を少々加える様なもので、量が適当であれば甘味を生かす上に良好な結果をうむと言えまふ。編入後二年間で学部を卒業し、その後修士コースに進む者が多く、中には更に博士コースに進んだ者もあります。この編入については、今後、解決を要すべき問題点が沢山残されています。例えば、入学試験方法、高専成績を大学成績への単位換算、カリキュラムの検討等であります。目下、高専を含む大学の制度自身を検討すべき時期にきていますが、今後制度が如何に変わっても、教育制度の中で、此の種の袋小路を開く道を講ずることは、何時の時代になっても必要であると思ひます。

（山梨大学工学部・電気工学科教授 中村元和）

B 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和46年5月14日(金)午後1時～午後4時

場所 学生会分館6号室

出席者 加藤会長

和達, 前田各副会長

丹羽, 柳川, 加藤, 秋月, 福井, 宮島

中川, 今西, 稲荷山, 倉田, 田中, 中

塚, 広田各理事

後藤(第5), 近藤(第6), 鎌田(第

7)各常置委員会委員長

広根監事

加藤会長主宰の下に開会。

初めに加藤会長より, 開会の挨拶があったのち, 前回(3月26日)理事会以後の理事の交替について, つぎのとおり報告と紹介があった。

大学名	旧	新
北海道大学	堀内 寿郎	丹羽貴知蔵
東北大学	水野 弥彦 (事務取扱)	加藤陸奥雄
島根大学	安達 一明 (事務取扱)	確井 数明

ついで, 丁子主事から, 本日の会議資料の説明があり, 続いて, 二宮主事前回の議事要録を朗読し, 承認され, 議事に入った。

I 会務報告(前回以後の主要事項について)

(1) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解(第1常置委員会)について

このことについては, 去る3月26, 27の両日理事会と大学運営協議会との合同会議を開いて審議の結果, 本協会としての見解がまとまり, 去る4月14日会長, 和達副会長, 宮島第1常置委員会委員が同道し, 森戸中教審会長ならびに天城文部事務次官に面接し説明の上, 配慮方について要望し, 引続いてこれを公表した旨報告があった。

(2) 大学運営協議会「大学問題に関する調査研究報告書(案)」について

この報告書(案)についても, 同じく上記理事会および大学運営協議会の合同会議において審議を願った上, この報告書(案)を去る4月16日各大学長宛に送付し, これに対する各大学の意見を5月末日までに提出願うことにした。当協会としては, その意見を基にして関係研究部会でさらに再検討し, 所要の修正を行ない来たる6月の総会に付議する予定である。

(3) 第14回特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会については, 昨5月13日来年度予算概算編成前の定例会議として, 第14回協議会を開き, 文部省側から編成方針案の説明を聞いて, これを中心に国立大学側の要望事項等について協議した(このことについては, 後刻第6常置委員長から報告をして貰うこととしたい)。

II 協議事項

(1) 昭和45年度国立大学協会歳入歳出決算および財産目録について

事務局長より, 別紙資料5「昭和45年度国立大学協会歳入歳出決算」および「財産目

録」について詳細な説明があり、続いて、広根監事より監査の結果適正と認めた旨の報告があつて承認され、これを6月の総会に提出し、追認を願うことが了承された。

(2) 地区選出新理事候補者について

各地区において互選された新理事候補者が別紙資料6「理事候補者名簿」のとおり各地区世話人理事校から報告があつた旨報告され了承された。

なお、これらの候補者は、6月の総会で正式に選任されることになった。

(3) 常置委員会委員(代表者)の候補者の選考について事務局長より、2月19日の理事会の決定に基づき、昨日(13日)会長、副会長ならびに在京理事による役員等選考役員会を開催して各大学から提出された希望のほか地区大学の種別、専門等を考慮して、別紙常置委員会委員(代表者)選考方針(資料7)により各常置委員会委員(代表者)候補者を選考し資料8のとおり名簿を一応作成した。よつて、これらについて審議を願い、了承を得れば、これを総会へ提出して決定して貰いたいと選考事情の説明があつて審議に入り、第2常置委員会の委員候補者には、大規模の大学がなく、また、第4常置委員会には、大阪大学と九州大学の大規模の大学が片よつているがこの点に問題は無いかとの意見があり、この点はずぎの理事会までに会長一任として再考して貰ふこととした。なお、この異動を行つた場合は、それに伴つて、他に多少の異動も免かれないことも了承された。

(後記)

この問題は、後刻協議の結果奈良女子大学と大阪大学を入れ替へることとして、他は原案どおり承認された。

以上のとおり、原案は一部修正があつて、これを総会に諮ることとした。

(4) 教員委員候補者の選任について

各常置委員会と特別委員会の教員委員の選任については、事務局長より別紙(9.10および11)によつて昨日の役員等選考委員会での候補者の選考事情について説明があり、了承され、これにより総会に報告することとした。

(5) 特別委員会委員の選任について

事務局長より、学長の異動に伴い特別委員会委員を選任することになり、別紙原案のとおり従来慣例によつて、前任者の後任学長をお願いすることとした選任事情について説明があり了承された。

(6) 委員長報告と協議

① 第6常置委員会(近藤委員長報告)

1) 教職員の待遇改善について

この問題については、国大協としては例年のように関係当局へ要望しているが容易に実現の段階には至らずその対策として、文部省内に国立大学教員等の給与の根本的改善についての調査会または協議会のようなものを設けることについて要望してきたが、その後今日に至るまであまり進展はしていない。しかし、最近文部省側から第6常置委員長に対して非公式に国大協側(委員長、隅谷委員ほか)と文部省側(官房長、人事課長、荻原給与班主査等)と給与問題について話し合いたいと申し出があり、2回ほど懇談したが、その際には、給与水準の大幅な増額、教官は55才で最高の線に近づけ、給与曲線の中ふくらみにすること、特に助手の職務を分析して、教育系(研究を含

む)は講師並とすること、教官系事務系共大学の専門性を強調して待遇の改善をはかること等が問題と思われるので、十分実状を説明した旨報告があった。

2) 来年度予算概算編成方針について

この問題については、昨13日「特別会計制度協議会」を開いて文部省側の説明をきき、意見の交換を行なったが、文部省側の説明によれば、本日の段階では正式に決定したものではないが、明年度も大筋においては本年度と大差はなく引続いて質的充実に重きをおき、量的拡大は原則として行なわない方針であるとのことで、来たる5月21日に各国立大学の事務局長会議があるので、その際詳細な説明がある筈であると、文部省から説明があった方針の大要について説明があった。

3) 「昭和47年度以降の定員削減に関し、国立大学教職員を適用除外することについての要望書」について

近藤委員長より、この件については、毎年関係省庁に対して要望しているが、名古屋大学長、北海道教育大学長等からも要望が出ており、本年も重ねて要望をする積りである。6月中旬には第二次削減について閣議決定にまで進めるやの動きもあるらしいので、近く要望書を提出することとしたい旨説明があり、ついで事務局長より、この要望書の提出は、本来ならば、総会を経た上で提出すべきであるが、時期的に余裕がないので、理事会の承認を得れば、急いで提出されることとなろう。と全文を朗読の上、内容の説明があり、一部字句の修正があった

承された。

よって、この要望書は明15日会長、副会長、第6常置委員長が同道の上、文部省、行政管理庁へ持参説明の上、提出することとし、なお、このほか内閣官房および大蔵省へも送付することとした。

② 教職員の厚生等に関する特別委員会（柳川委員報告）

相磯委員長に代って、柳川委員より、多くの大学で新しい問題をかかえ、運営上にも支障をきたしている保育所設置に関する問題について検討の結果、要望書をまとめたので、これを理事会および総会の承認を得れば、文部省に提出したいと別紙要望書（案）を朗読の上、内容について説明があり、了承された。

③ 第2常置委員会（秋月委員長報告）

委員長より、入試のI期・II期の問題については数年来第2常置委員会や入試期特別委員会で検討を重ねてきたが、今日に至るまで種々の理由で手直しの修正さえもできない状態になっている。第1次アンケートの結果によると全国一斉1回案が多数を占めたが、第2回のアンケート調査では第1回とは全く反対に、I期・II期の振分けを考え直せとの意見が多数を占めた。結局再び出発点に戻って考え直すことになったと検討の経過について説明があった。続いて、現在は以上のような事情で再び第2常置委員会で検討しているが、今の段階では別紙のような統委員の作成したI期・II期の振分け案と委員長が考えている東日本と西日本とに分ける案の2案が考えられており何れも未だ十分に検討されたものでないがこれらの案を基にして各大学で検討を

願ってはおもう。なお、この問題は、第2常置としては、再び入試期特別委員会に問題を移して、検討してもらいたいと考えているので、そのことを来たる6月の総会に諮りたいと考えている旨述べられた。

ついで、この問題に関し、a) 北陸・中部地区の学長会議ではI・II期の振分けを止めて全国一斉1回にしてほしいとの意見が強かった。b) I期・II期制についてはこれまで十分検討をしたが、アンケートの結果があのような方向に出たことも合わせて各大学の納得する方法が見出せなかったということは、各大学が過去の経緯についての認識が足りなかったことも原因があるのではないかと等の意見があった。これに対して秋月委員長より、第2常置委員会としては、やはりアンケートの結果（I・II期存置賛成43校、全国一斉1回賛成10校）を尊重しなければならないと考えているが、もう一度検討して、合理的なものができればと思う旨述べられ、会長より、手順としては一応これが入試期特別委員会にもどすことになるが、よろしいかと諮られ、これを了承、委員長も選出して審議に入ることとなった。

なお、新潟大学長から新潟地方の一般の人々からはI・II期存続の声が強かった旨報告があった。

④ 第4常置委員会（柳川第4常置委員長報告）

第4常置委員会は、目下、学生の傷害補償の問題について検討をしているが、未だ結論を得るまでには至っていない旨報告があった。続いてまた、本委員会においては目下各大学の共同研修厚生施設問題につい

て検討をすすめているが、それについてつぎのように要望された。

上記施設設置の具体策を至急進めるため各地区の具体的な施設設置場所等心当たりある方は直接柳川委員長まで知らせていただければと思う。その申し出を参考にしてもしできるなら6月の総会までに要望書が提出できるよう具体的に進めたい旨述べられ柳川委員長のもとで具体案をまとめることとした。

(7) 「大学問題に関する調査研究報告書」の添付資料について

事務局長より、上記「報告書」には、図書館に関する問題と教員養成制度に関する問題については殆んど触れていないので、この報告書を公表する際は、既に前総会の了承を得て公表してある「大学の研究・教育に対する図書館のあり方とその改革について（第一次報告）」と「教員養成制度について（中間報告）」を参考資料としてか、あるいは附属報告書としてつけ加えて載せることとしてはどうかと発言があり、討議の結果、これらの報告書を添付することとした。

(8) 文部省招集学長会議日程について

この学長会議は、6月15日午後1時より行なわれる予定になっているが、文部省側の都合で6月14日に繰り上げられるかも知れないとの報告があった。なお、当日は、問題をおもちの方は適当に発言を願うこととされた。

（この日程は後で予定どおり15日に行なうことになった）

以上で、本日の理事会を閉じた。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和46年6月16日(水)午後3時～午後5時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長

和達, 前田各副会長

柳川, 加藤, 秋月, 宮島, 清水, 今西, 藤本, 稲荷山, 確井, 倉田, 久保, 中塚各理事

後藤(第5), 近藤(第6), 鎌田(第7)各常置委員会委員長

広根監事

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より, 開会の挨拶があったのち, 鶴田事務局長より, 配付資料の説明があり, 前回(5月14日)理事会の議事要録の朗読を省略して, 直ちに議事に入った。

1. 前回の理事会(46.5.14)以後の主要事項についての報告

(1) 定員削減適用除外の要望について

前回理事会において承認を得た「昭和47年度以降の定員削減に関し, 国立大学教職員を適用除外とすることについての要望書」は, 去る5月15日会長, 前田副会長, 近藤第6常置委員長が同道して, 行政管理庁においては大國事務次官に, 文部省においては天城事務次官, 安嶋官房長等にそれぞれ面接し, 要望をした。

なお, 内閣官房および大蔵省関係に対しては, 別途に同日持参提出した。

また, このことについての記者会見を行なって公表した。以上のほか, この要望書は, 衆参両院の内閣委員会および文教委員

会の委員全員に送付して, 大学の特殊事情について配意方を要請した。

(2) 入試改善についての文部省との懇談について

入試改善の問題について, 文部省から国立大学協会側に対し, 懇談したい旨の申し入れがあり, 去る6月14日夕刻より, 会長, 前田入試調査委員長, 秋月第2常置委員長, 鶴田事務局長が如水会館において, 文部省西岡政務次官, 村山大学学術局長, 安養寺審議官等と懇談を行なったが, その際話題となったことは共通第1次入試の問題, I・II期の区別の廃止問題または組合わせの問題, 内申書重視の問題等であり, 結論は出なかったが, 文部省では若し, 国立大学協会側に適当な改革案があれば予算的措置も考慮してもよいとの話しがあった。しかし, 国立大学協会としては, 目下のところは未だ検討中の段階である旨を述べておいたと報告があった。

2. 協議事項

(1) 第48回総会日程について

来たる6月23日, 24日開催の第48回総会日程を別紙(資料4)のとおり予定してはどうかと諮られ, 事務局長より, 同日程の説明があって, 原案のとおり了承された。

(2) 各委員会委員長報告と協議

会長より, 各委員会で総会において報告する事項について伺いたいと述べられ, 各委員長より, つぎのとおり報告があった。

① 第2常置委員会(秋月委員長報告)

委員長より入試のI期・II期振分け問題については, その後出発点に戻って第2常置委員会で再検討をし, 一応の案を考えて見たが, 今の段階ではこれ以外に

方法も考えられないので、未だ決定的の案ではないが、第2常置としては、再び入試期特別委員会に問題を移して検討して貰いたいとの意見に一致し、既にこのことは前理事会において了承を得てあるので、このたびの総会に諮りたいと考えている旨報告があった。

続いて委員長より、去る6月14日行なわれた文部省側との懇談会の模様について、つぎのとおり報告があった。

文部省側では、入試期の問題と内申書の取扱い問題については、できるだけ早く方針を決めたいと考えているとのことであるが、この問題については、第2常置委員会においても検討しているが、国立大学側では文部省側の意見とは反対の空気がある旨を文部省側に伝えた。内申書重視の問題についても種々意見の交換を行なったが、これにのみ重点をおくことは、いわゆる入学試験の平日化だとして反対する意見もあり、また、入学試験の結果と入学後の追跡調査を見ても特に例外的に異なった結果は、見られないので、内申書を重視することには原則的には賛成であるが、重視するにしても、それをどのように利用するかは各大学の自主性に任せるべきであると意見を述べておいた。なお、国大協としては目下、全国共通第1次入試実施の問題について検討をしているが、種々問題点があり、早急には結論は出せないで、今後十分検討をする積りであるとその事情を説明しておいたと報告があった。

② 第3常置委員会（広根委員報告）

第3常置委員会では、前総会以後、主

として次の問題についてそれぞれの小委員会、専門委員会および常置委員会を開いて検討の結果、次のとおり意見をまとめた旨報告があった。

(イ) 体育系サークル部室の新営について

この問題については、昨年10月以降6回の専門委員会を開いて、各大学のアンケートの回答を整理し、意見の交換を行ない、また、中教審「中間報告」に対する各大学の意見、大学問題に関する調査研究報告（案）との関係、文部省の考え方、その他昨年第3常置委員会として提出した「文化系サークル部室の要望書」等を考慮の上、原案をつくり、5月27日本委員会を開いて再検討の結果、別紙「体育系サークル部室の新営についての意見」をまとめた。本理事会において了承を得れば、総会に提出し、承認があれば、文部省へ提出したいと説明があったので、了承された。

(ロ) 学寮に関する調査研究について

この問題は、第4常置委員会とも関係があるので、同委員会からも参加を願って「学寮に関する小委員会」をつくり、昨年11月以降7回にわたって会合を開いて検討を重ね原案をつくり、5月27日に第3常置委員会、6月14日に第4常置委員会を開いて再検討の結果、別紙「学寮に関する調査研究報告（案）」をまとめた。検討の過程においては、先ず、アンケートによって各大学の意見を調査整理し、また他大学や外国大学の事情等も調査の上、この報告をまとめた。本理事会の了承を得れ

ば総会に報告し、これをもう一度各大学へ送付し、さらに意見を聞くこととしたい旨説明があり、了承された。

③ 第4常置委員会（柳川委員長報告）

委員長より、つぎの事項について報告があった。

(イ) 「学寮に関する調査研究報告(案)」

については、本日第3常置委員会で報告したとおりで、第4常置としては賛成であり、特に意見はない。

(ロ) 保育所設置の問題は主として「教職員の厚生等に関する特別委員会」で検討しているが、第4常置委員会としての意向も加えてもらうこととした。要望書の提出に賛成である。

(ハ) 学生の傷害補償の問題については、その後引続いて、損害保険会社等と相談しながら検討中の段階であり、未だ本格的な案はまとまっていない。また、「スポーツ安全協会」では、現在のところ正課外の体育に限って取り扱っているが、今後は、正課内の体育についても希望によっては検討してもよいとのことであり、目下関係の向へ話しかけている。

(ニ) 保健管理センター施設の増加、充実について（要望書）

このことについては、例年要望書を提出しているが、本年も引続いて別紙（資料7）のとおり要望書を提出したいと趣旨と内容について説明があり、了承され、総会に提案することとした。

(ホ) 国立大学共同利用研修施設（仮称）設置に関する要望書について

第4常置委員会では、予てより、上記施設の設置計画について検討してきたが、このたび別紙（資料7）のとおり設置計画の成案を得たので、理事会の了承を得れば総会に諮って要望書を提出したいとその設置趣旨と内容について説明があり、了承され、総会に提案することとした。（なお、このことに関連して委員長より、現在文部省の学生課でも共同研修施設的なものの設置を検討中であり、また、今回の要望書の趣旨は、現に各大学が持っている施設とは関係はなく、教育の一環として自然保護の目的も含めて考えているものであることを特に付言された）

④ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

委員長より、当委員会においては、大学間の相互協力の問題について検討してきたが、このたび別紙（資料8）のとおり「大学教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書(案)」をとりまとめたので、理事会の了承を得れば総会に諮ってこの要望書を提出したいとその趣旨と内容について詳細にわたり説明があり、討議の結果、要望書の最後の部分を一部字句の修正をして、了承された。この要望書(案)は、総会に諮って承認があれば、直ちに文部省ほか関係筋に提出することとした。

⑤ 第6常置委員会（近藤委員長報告）

委員長より、当委員会では、予てから国立大学教官等の待遇改善に関してその実現方について努力してきたが、本年も例年のとおり要望書を提出することを決め、前回（5月14日）の理事会以後6月

5日と6月12日に小委員会を開いて意見の交換を行ない検討した結果、別紙（資料9）のとおり「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」の成案を得たので、理事会の了承を得れば、総会に諮ってこの要望書を関係省庁へ提出したいとその趣旨と内容について全文を朗読の上、説明があり、討議の結果、一部字句を修正して了承され、総会に諮ることとした。なお、要望書（案）に添付してある附図（1.2共）は、意味が十分わかりにくい点があるので省いたらどうかとの意見もあったので、委員長が中林、隅谷両提案者と相談の上、要望書から外し、要望書提出の際に説明用として持参することとした。

3. 第49回総会開催期日について

事務局長より、配付資料10によって第49回総会開催期日の予定について説明があり、下記のとおり決定した。

期 日	昭和46年11月24日（水）	} 総 会
	25日（木）	
	26日（金）	

場 所 薬業健保会館（東京薬業健康保健組合）（千代田区永田町2-17-2）

開催通知の際、略図をつけること。

4. 国立大学協会会則改正について

事務局長より、国立大学協会の事務局に新たに事務局次長制を設ける必要があるので「国立大学協会会則」を別紙資料11のとおり、また、上記会則の改正に伴って「国立大学協会事務局組織規程」・「国立大学協会処務規程」・「国立大学協会職員服務規程」・「国立大学協会会計規程」・「国立大学協会給与規程」・「国立大学協会

旅費規程」を資料12のとおりそれぞれ改正したい旨説明があり、了承され、総会に諮ることとした。

5. 第2次定員削減に関する決議書の提出について

このことについては、会長より、つぎのとおり説明があった。

内閣改造も近くありそうで、第2次定員削減計画も急速に決定するのではないかと予想されるので、かねてから主張している国立大学職員を第2次定員削減から除外することについては、緊急に何等かの意思表示をする必要があると考え、別紙のとおり「決議」を提出したいと考えた。時間的に余裕があれば総会に諮った上で出したいと思うが、その余裕もないので総会には事後承認を願うこととして、本日の理事会で検討してほしい。

以上のとおり趣旨の説明があったのち、全文を朗読、協議の結果、異議なく賛成され、会則第8条第1項ただし書により協会名をもって至急提出することとしたが、その提出の時期および持参者については会長、副会長に一任することとした。なお、記者会見を行ない、これを公表することも併せて了承された。

6. 大学改革の問題について

事務局長より、この問題については、今回の総会に備えて、あらかじめ相談しておく必要はないかとの発言があり、これに対して、会長より①中教審の答申に対して国立大学協会としてどう考えるか。②国立大学協会の性格について、積極的に同じ方向に統一して進めるべきだとする見方もあるが、精神的にはそう思うが、梓づけることでなく、協力することではどうか。③大学改革調査会を設けて、国公立大学にも協力を求めるというが、その場合国大協と

してはどうあるべきか等そのような点を話し合
って見たらどうかと述べられ意見の交換を行な
った。

以上で、本日の理事会を閉じた。

(3) 理事会議事要録

日 時 昭和46年6月23日(水)12時~13時
場 所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 丹羽, 加藤(東北), 柳川, 秋月, 和達
加藤(東京), 宮島, 加藤(東工), 馬場
芦田, 今西, 釜洞, 稲荷山, 前田, 谷
口, 飯島, 北村, 池田, 田中, 中村各
理事

本日午前の総会において選ばれた新理事によ
る理事会を、加藤(東京)理事の司会の下に開
会。

初めに、役員の任期満了に伴い、会則第20条
により新たに会長と副会長2人の互選を行なう
こととしたいが、副会長は従来の慣例によると
旧設の総合大学とその他の大学よりそれぞれ1
名を選ぶことになっているのでその含みで選挙
を行なうこととしてよいかについて諮られ、こ
れを了承、直ちに投票を行なうこととした。

1. 会長の選出について

単記無記名により投票(大学名でよい)を
行ない、出席者20名投票数20票、開票の結果
加藤(東大)理事が得票多数をもって会長に
互選された。

2. 副会長の選出について

2名連記無記名により投票を行ない、出席
者20名、投票数20票、開票の結果、得票多数
の上位2名を選出し、前田理事および和達理
事がそれぞれ副会長に互選された。

新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があ

り、続いて加藤会長の司会により、次の問題が
審議された。

1. 常置委員会委員(代表)候補者の確認につ いて

去る5月14日の理事会で決定された原案につ
いて、その選出要領について説明の上、新理事
会としての確認を行なった。

2. 医学教育に関する特別委員会委員の選任に ついて

医学教育に関する特別委員会委員長の申し出
により徳島大学長を新たに委員に推選の件につ
いて諮られ、異議なく了承された。

3. 監事候補者について

任期満了に伴い、今総会において改選の、監
事の候補者として4名を選出する(常置委員会
委員長以外の大学の代表者うちのから候補者
を選考する必要があるが、常置委員長は明日の常
置委員会で互選されるため、あらかじめ倍数を
選考しておく)こととし、その候補者として

① 東京地区から、山梨大学、その他の地区か
ら、神戸大学

② 東京地区から、東京学芸大学、その他の地
区から、静岡大学

を推薦し、明日(総会第2日)の常置委員長の
決定を待つて、この順位により決定してよろし
いことに了承された。

4. 日教組大学部よりの印刷物について

日教組大学部より申し越しの「大学教職員の
当面する諸要求についての要望書」を総会席上
に配付することについて諮られ、了承された。

5. 入試期特別委員会の開催期日について

しばらく休会していた入試期特別委員会の開
催期日について諮られ、明日総会会場におい
て、正午より1時までで開催することとした。

(4) 理事会・大学運営協議会 合同会議議事要録

日 時 昭和46年6月16日(水)午前10時～午後3時

場 所 学士会分館6号館

出席者 加藤会長

和達, 前田各副会長

柳川, 加藤, 秋月, 福井, 宮島, 中川

清水, 今西, 藤本, 稻荷山, 碓井, 倉

田, 久保, 中塚各理事

後藤第5常置委員会委員長

近藤第6常置委員会委員長

広根監事

大学運営協議会

加藤, 小野, 谷口, 藤吉各委員

武田, 松田, 田畑各臨時委員

伊藤, 綿貫, 小野木, 下沢, 堀口各専

門委員

加藤会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長より, 本日はかねてより大学運営協議会の各研究部会において, 各大学の意見に基づいて「大学問題に関する調査研究報告書(案)」を再検討された結果, 別冊のとおり成案を得たので, この報告書(案)について審議を願いたいと挨拶があり, 本報告書(案)の審議に際し, 各大学の協力と各研究部会の尽力に対し謝意を表された。ついで前回の理事会以後における理事その他委員の交替について, つぎのとおり報告があった。

○ 理事交替

旧

新

福井大学

山崎 正(事務取扱)

清水英夫

○ 大学運営協議会委員交替

近畿地区

五嶋孝吉(奈良女子大) 曾沢太吉(同大)

○ 第3常置委員会委員長

鳥取大学

井上吉之(退任)

○ 大学運営協議会臨時委員

愛知教育大学長

伊藤郷平(退任)

ついで, 事務局長より, 本日の会議資料の説明があって, 議事に入った。

◎ 大学問題に関する調査研究報告書(案)について

初めに会長より, この報告書(案)は, 本日の審議の結果, 修正点があれば修正をして, 来たる6月23日, 24日の両日行なわれる総会に諮りたいと考えているが, 内容や考え方などについて大幅に変更することは今日に至っては総会までに印刷することが技術的に困難と思われるので, 修正を要する点があれば, できるだけ必要最少限度に止めるようにしてはどうかと挨拶があり, 審議の進め方について協議した結果, 先ず, 各研究部会からそれぞれの担当部門について部会長, 主査および専門委員から修正点の説明を聞くこととした。

最初に, 会長より, 前報告書(案)全体的の「まえがき」の部分を実紙のとおり修正した旨報告説明があつて了承され, 続いて各研究部会よりつぎのとおり前報告書(案)を修正した旨説明があつた。

○ 第1研究部会報告

柳川部会長より, 第1研究部会の報告は, 現行の管理機関の体系を一応の前提としているので, 第2研究部会の検討している研究教育体制の改革案が実現した場合には, これに

対応した管理方式が考えられるべき旨を「はしがき」にもり込んだ旨説明があり、続いて、伊藤専門委員より第1研究部会担当の部分は、本質的に内容を変更したところはないが、寄せられた意見が多かった部分、主として「Ⅰ人事」の項の「4. 教員の人事」, 「Ⅱ学内機関」の項の「1. 大学の自治と学部の自治」と「6 事務局」の項のところを部分的に修正した旨報告があった。

○ 第3研究部会報告

第3研究部会担当の部門については「Ⅰ総説」の部分については田畑主査より「1. 現代社会と大学」, 「2 大学の本质と社会的責任」, 「3 国立大学との関係」の部分の一部修正追加したと説明があり、続いて、武田主査より「Ⅱ制度」の部分について「1 大学の多様化・多元化」, 「2 大学の管理・運営への社会の関与ならびに大学の設置形態」, 「3 大学経費の負担（大学財政）」, 「5 入学試験」, 「6 就職問題」等の部分をそれぞれ大学の意見に基づいてある程度修正と補筆をし、また、「Ⅳ教育」の部分については「まえがき」, 「1. 大学教育の目的と内容」, 「2. 大学における職業教育」, 「3. 大学教育の開放」, 「4. 教育方法」, 「5. 大学教育における国際交流」の箇所を一部修正補筆した旨説明報告があった。

ついで、「Ⅲ研究」の部門については、小野木専門委員より、「まえがき」, 「3. 産学協同」の項の一部を修正補筆した旨説明報告があった。

以上のように、修正報告があったのち、2, 3の点について意見の交換が行なわれた結果、つぎの点を修正することとした。

① 報告書83頁の下から13行目の「1. 大学の多様化, 多元化」の項目名のうちの「多元化」

の意義が不明確であるので削除する。（従って、69頁の目次の「多元化」を削る）

② 報告書 107頁の下から4行目の「(3)産学協同の利害得失と問題点」の項目のうちの「利害得失」を削除する（従って、70頁の目次の「利害得失」を削る）

○ 第2研究部会報告

第2研究部会担当部門の修正点については最初に、和達部長より、「はしがき」の部分について、当部会は担当主題の性質上、現行の管理機関の体系を前提として述べている他部会の報告とは、ある部分においては食い違いがあることの趣旨を書き加えた旨報告があり、ついで松田主査より、当部会の担当部門には、全国の大学から深い関心をよせられ、それに基づいて、全面的に修正補筆し、整理統合を行なった。説明を加えることによってまた未熟な表現を改めることによって理解され得る点も多かったが、全体の論旨は変わっていない。と別紙配付の「大学問題に関する調査研究報告書（案）」と「同報告書」（成案）との主なる相違点（修正点）によって「Ⅰ大学における研究と教育」, 「Ⅱ国立大学の研究教育組織」, 「Ⅲカリキュラムの編成」の各項目にわたって修正箇所の説明があった。なお続いて綿貫専門委員より「報告書」（成案）の第2研究部会報告の〔補説Ⅰ〕のうち、40頁の〔3. 大学院〕の項は前回の報告書（案）が明確さを欠いているので、詳しくわかり易いようになり大幅な修正を行なったと修正点の説明があった。

以上で、第2研究部会の修正点の説明は終わった。第2研究部会については、色々と意見が多かったが、意見があれば後で出してもらうこととした。

○ 合同研究部会報告

この部会関係の修正点の説明は、柳川第1研究部会長より、全体的には大きな修正はないが、一部分については、表現を変えたり、字句の修正を行ない整理統合したと別紙の修正要項により修正箇所の説明があり、続いて武田主査および綿貫専門委員からも補足的修正説明があった。なお、本報告書の137頁10行目の項目名「3. 学生の自治と参加」は「3. 学生の自治と大学の管理運営への参加」に改めた（従って127頁の目次も修正）。

以上で、本日の「報告書」の修正点の説明が終わり、来たる6月23、24の両日行なわれる総会には、本日の意見をとり入れて一部修正の上この形で附議し、了承を得れば大学運営協議会として公表することとした。

なお、後で修正点などお心付きの点があれば事務局まで申し出てもらうこととし、最後に会長より重ねて委員の方々のご協力に対し、深謝の意を表せられ、併せて事務局に対して謝意を表せられた。

(5) 役員等選考委員会議事要録

日時 昭和46年5月13日（木）午後3時30分
～4時30分

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 加藤会長

和達、前田各副会長

宮島、馬場各理事

近藤（第6）、鎌田（第7）各常置委員会委員長

加藤会長主宰のもとに開会。

初めに、会長より、従来常置委員会の委員の候補者は、事務局と会長の間で案をつくって、

それを理事会に諮ってきめていたが、このたびから役員等選考委員会（前回理事会で承認）を設けて選考を願うこととした趣旨について説明があり、次いで「常置委員会委員（代表者）候補者選考方針」について、別紙（案）を作成したので、これについて検討願って、承認を得られれば、この方針に基いて選定した委員を明日の理事会に報告し、承認を得たいと考えていると挨拶があり、続いて事務局長より配付資料の説明があつて議事に入った。

1. 常置委員会大学代表者委員候補者の選考について

事務局長より、配付資料2の「常置委員会委員（代表者）候補者選考方針」（案）について説明があり、了承され、この選考方針によって資料5（常置委員会（代表者）候補者名簿）について、資料4（常置委員会委員（代表者）候補者選考表）とあわせて、振り分けを行なったこと、今回から会長、副会長も振り分けたことなどその選考事情の説明があり、そのあと2、3の質疑応答があつて、異議なく承認され、明14日の理事会に諮ることとした。

2. 常置委員会教員委員候補者の選考について

事務局長より、配付資料9（会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等改選について）の(1)に基づいて、資料6（教員委員候補者名簿）を考慮の上、同資料7（常置委員会委員（教員）配置表）のとおり選定したことなど、その選考事情の説明があつて、異議なく、承認され、明14日の理事会に諮ることとした。

なお、教員委員については、理事会で原案のとおり承認された場合は、各委員に委嘱状を出す際、従前からの教員委員に対しては、全員が留任した旨を申添えることとした。

以上で、本日の会議を閉じた。

(6) 第48回総会議事要録

(第1日)

日時 昭和46年6月23日(水)午前10時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

加藤会長から、開会の挨拶があったのち、本日は茨城大学からは粟野理学部長が、三重大学からは井町工学部長が、大阪教育大学からは上原教授がそれぞれ代理出席された。また、オブザーバーとして出席を願った琉球大学長は今回は欠席の旨の披露があった。

ついで事務局から、本総会の会議資料について説明があったのち、会長から、本総会の日程については、さる6月16日の理事会で協議した結果、別紙(資料3)日程により進めることになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

1. 学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	前学長
北海道大学	丹羽貴知蔵	堀内 寿郎
室蘭工業大学	金森 祥一	一場 久美 (事務取扱)
東北大学	加藤陸奥雄	水野 弥彦 (事務取扱)
秋田大学	渡辺 武男	藤島 主殿 (事務取扱)
福島大学	安田 初雄 (事務取扱)	野村 正次 (事務取扱)
宇都宮大学	奥野 俊	中村 藤樹 (事務取扱)
東京外国語大学	鐘ヶ江信光	鐘ヶ江信光 (事務取扱)
お茶の水女子大学	谷田 関次	波多野完治
福井大学	清水 英夫	山崎 正 (事務取扱)
愛知教育大学	井上 友治	伊藤 郷平
京都教育大学	岸田 武夫	武居 三吉

神戸大学	戸田 義郎	戸田 義郎 (事務取扱)
神戸商船大学	平 勇登	平 勇登 (事務取扱)
奈良女子大学	曾沢 太吉	五嶋 孝吉
鳥取大学	小島 公平	井上 吉之
島根大学	碓井 数明	安達 一明 (事務取扱)
山口大学	力武 一郎	力武 一郎 (事務取扱)
愛媛大学	芦田 譲治	宮本 義男 (事務取扱)
鹿児島大学	中村 末男	中村 末男 (事務取扱)

2. 役員の交代について

会長から、学長交代に伴い理事は北海道大学が丹羽学長に、東北大学が加藤学長に、福井大学が清水学長に、島根大学が碓井学長にそれぞれ交代された。また、さきに新設された入試調査特別委員会の委員長には、前田京都大学長が互選された旨の披露があった。

3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 要望書等の提出について

(a) 前回総会で決定された①高年令者の昇給延伸措置についての要望、②国立大学の授業料についての見解および③教員養成制度についての中間報告は、いずれも総会終了の翌日の11月27日に会長、和達副会長、近藤第6常置委員長および加藤第6常置委員が同道して、文部省、大蔵省、人事院、総理府、自民党文教制度調査会等に出向き説明のうえ、要望した。

(b) 昭和46年度予算に関する重点事項については、昭和46年度の予算査定の段階においては、重ねて大蔵省、文部省に対して要望することが適当と認められたので、12月23日取り急ぎ特別会計制度協議会小委員会を開

催して文部省側委員から大蔵省の査定状況等を聴取のうえ「昭和46年度予算に関する重点事項」を作成し、翌12月24日会長、和達副会長および近藤第6常置委員長が澄田大蔵事務次官、天城文部事務次官および関係官にそれぞれ面接し、説明のうえその実現方について強く要望した。なおこのことについては、とりあえず各大学長あて文書をもって報告したが、改めてご了承願いたいと述べられ、了承された。

(c) 次に、教職員の厚生等に関する特別委員会においては、かねてより公務員宿舎の問題について検討中であったが、たまたま大蔵省における昭和46年度の各省宿舎割当査定のと期にも当たったので、急拠公務員宿舎増設等の要望書を作成し、さる3月12日、会長、相磯委員長、馬場委員が同道して、大蔵省相沢理財局長および文部省安嶋官房長等に面接して懇談し、要望書を提出した。このことについても文書をもって各大学長あて報告したが、改めて追認願いたい旨述べられ追認された。

(d) また、国家公務員の定員削減に関しては当協会は機会あるごとに、国立大学教職員の適用除外を主張し、要望してきたが、今回政府においては昭和47年度以降第2次定員削減計画をたて、目下行政管理庁においてその具体的実施案を検討中であり、近く成案を得るやにきいたので、急拠第6常置委員会を開き定員削減に関する要望書を作成し、さる5月14日の理事会に諮り、翌5月15日会長、前田副会長、近藤第6常置委員長が、行政管理庁大國事務次官、文部省天城事務次官、安嶋官房長等に面接し要望するとともに、内閣官房、大蔵省関係に対

しても同日これを提出し、引き続き記者会見を行ない公表した。さらに国会開会中でもあったので、特に衆参両院の内閣委員会および文教委員会の各委員に文書をもって大学の特殊事情について特に配慮方を要請した。このことについては、すでに文書をもって各大学の了承を得ているが、改めて追認願いたい旨を述べられ、追認された。

(2) 中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解について

この見解は、前回総会にお諮りしたとおりの第1常置委員会において作成し、これに対する各大学の意見に基づきさらに修正を加え、さる3月26、27日の両日開催の理事会と大学運営協議会との合同会議において、これを審議決定した。ついで4月14日、会長、和達副会長、宮島第1常置委員が同道して、森戸中教審会長および天城文部事務次官に面接し配慮方を要望し、引続いて記者会見を行なって公表した。このことについてもすでに文書をもって各大学に通知したとおりである。

(3) 特別会計制度協議会について

さる3月25日「予算案決定後の定例会議」を開催し、昭和46年度国立学校特別会計予算の詳細、特にさきに当協会の要望した重点事項との関連その他について審議を行なった。このことについては、参考までに各大学にその内容を詳細に報告した。

また、さる5月13日「来年度予算概算編成前の定例会議」を開催し、文部省側より来年度の予算編成方針について説明をきき、国立大学側の要望事項等につき協議した。

(4) 入試調査特別委員会の設置について

全国立大学共通第一次入学試験については前回総会において①調査委員会設置につき各

大学の意見をきくこと、②その結果をまっ
て理事会で設置の可否を決定すること、を承認
されていたが、その後各大学からの意見の大多
数が調査委員会設置の意向であったので、
さる2月19日の理事会において「入試調査特
別委員会」の設置が決定された。その後、同
特別委員会が開かれ前田京都大学長が委員長
に選ばれ、目下共通第一次入学試験について
検討中である。

(5) 入試改善についての文部省との懇談につ
いて

入試改善の問題について、かねて文部省か
ら懇談したい旨の申し入れがあったので、さ
る6月14日、会長、前田入試調査特別委員
会委員長、秋月第2常置委員会委員長、鶴田
事務局長が文部省西岡政務次官、村山大学学
術局長、安養寺審議官等と懇談を行なった。
詳細については、後刻前田、秋月両委員長よ
りご報告があると思う。

(6) 国立大学教職員の待遇改善に関する調査
会または協議会の設置について

当協会は、かねてより文部省との間に国立
大学教職員の待遇改善に関する調査会または
協議会を設けることを要望してきたが、これ
についての下打ち合わせの会合が文部省との
間に2回程開かれた。当協会からは第6常置
委員会委員長、隅谷、慶谷両第6常置委員
会委員等が出席して文部省側と懇談した。詳
細は後刻近藤委員長よりご報告があると思う。

(7) 卒業予定者の就職推薦選考開始時期の申
し合わせについて

このことについては、前回の総会において
従来は技術系が6月1日以降、事務系が7月
1日以降となっていたのを①技術系・事務系
ともに7月1日とする案（国大協）、②技術

系・事務系とも6月1日とする案（私大連）、
③従来どおりとする案があり、当時いずれに
決定するか予断を許さなかったため、最終決
定は会長および第3常置委員会委員長に一任
されていたがその後、工業教育協会の下承も
あり国・公・私立大学8団体の間で事務系・
技術系とも7月1日以降にすることに協議が
ととのい申し合わせが行なわれた。なおこの
ことについてはすでに文書をもって通知した
が、各大学におかれてはこの申し合わせを厳
守されるようご協力願いたい。

(8) 前回総会以後の事業報告について

事務局より事業報告の説明があり、諸会
87回、要望書の提出等対外的諸活動10件、各
国立大学への意見照会11件、資料・連絡・強
化等9件、会報発行2回であった旨の報告が
あった。

以上の報告ののち、事務局長から、公務員宿
舎増設等の要望については、文部省関係の本
年度割当は昭和45年度の7.7%増となり、他
省庁の約10%減に比してかなり効果があつた
と思われる旨の補足説明があり、報告事項は
いずれも異議なく了承された。

II 議事

1. 第二次定員削減に関する決議について

会長から、定員削減問題については、本協
会としてすでに2回にわたり要望書を提出し
たが地区学長会議等からも国立大学協会と
して強い措置を講ぜられたい旨の申し入れ
があり、一方内閣改造前に第二次定員削減
措置が行なわれるやに判断されたので、6
月16日の理事会でこの問題に関し、国立
大学協会として決議を行なった。この問題
は、本来総会で決定すべき事項であるが時
期の関係で会則第8条ただし書の規定によ
り上記の措置をとった。なお本決議は、さ

る6月19日会長、宮島理事と鶴田事務局長が同道のうえ、行政管理庁、文部省、大蔵省の関係官に面談し要望するとともに、同日記者会見を行なったので、改めて追認願いたい旨の発言があり、異議なく追認された。

2. 昭和45年度国立大学協会歳入歳出追加予算について

事務局長から、本件についてはすでに理事会で承認を得てあるが、総会には従来の慣行により事後承認を得ることに理事会でも了承されているので、追認願いたい旨の提案があったのち昭和45年度歳入歳出追加予算案(会報52号62頁)について説明があり、異議なく追認された。

3. 昭和45年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、昭和45年度歳入歳出決算(会報52号60頁)および財産目録について説明があったのち、広根、横田両監事から、適正に決算されていた旨監査の経過について報告があつて承認された。

4. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出予算について

事務局長から、昭和46年度歳入歳出予算案(会報52号63頁)について説明があり、会長から、本案は理事会には事前に諮り承認を得てあるが、総会には従来の慣行により事後承認を受けることに理事会でも了承されたので、追認願いたい旨の補足があったのち、前年度繰越金の記載方法について意見の開陳があり、承認された。

5. 理事選任について

会長から、今総会で理事の任期満了に伴う改選を行なうことになっているので、あらかじめ各地区において理事候補者を互選願った結果各地区から下記候補者の推薦があつた旨の説明があつたのち、全員異議なく選任された。

記		
地 区	大 学	学 長 名
北海道東北地区	北海道大学	丹羽貴知蔵
"	東北大学	加藤陸奥雄
"	弘前大学	柳川 昇
関東甲信越地区	群馬大学	秋月 康夫
"	埼玉大学	和達 清夫
"	東京大学	加藤 一郎
"	東京教育大学	宮島 龍興
"	東京工業大学	加藤 六美
"	一橋大学	馬場啓之助 (事務取扱)
中部地区	名古屋大学	芦田 淳
"	三重大学	野田 稻吉
"	岐阜大学	今西 錦司
近畿地区	大阪大学	釜洞醇太郎
"	奈良教育大学	稲荷山資生
"	京都大学	前田 敏男
中国四国地区	岡山大学	谷口 澄夫
"	広島大学	飯島 宗一
"	徳島大学	北村 義男
九州地区	九州大学	池田 数好
"	佐賀大学	田中 定
"	鹿児島大学	中村 末男

6. 第7常置委員会の廃止および教員養成特別委員会の設置について

会長から、第7常置委員会の構成等については、以前からしばしば論議があり、前回総会でも意見があつたが、さる2月9日の第7常置委員会と2月19日の理事会において協議の結果、第7常置委員会を廃止し、教員養成制度特別委員会を設置することが承認された。本来このことは総会の決定事項であるが、今回は役員、委員の改選期であり、常置委員会の廃止はそれ以前に内定しておく必要があつたので、さきに文書をもって各大学に賛否を伺ったところ、全大学の賛成があつたので、一応廃止の方針で常置委員会の委員選考等も進めてきたが、改めて承認を得たい旨の説明があり、異議なく承認された。

7. 「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正について

会長から、第7常置委員会の廃止に伴い各常置委員会の委員定数を編成替する必要があるので、標記選出要領の一部を改正し、各常置委員会の定数をそれぞれ12名としたい旨の提案があり、異議なく承認された。

8. 国立大学協会会則の一部改正について

会長から、本件は事務局の組織上および対外的な立場から事務局に次長制を設ける必要があるので、会則の一部を改正したい旨の提案があり、異議なく承認された。

9. 各委員会報告について

(1) 第1常置委員会 宮島委員

第1常置委員会としては、前回総会に中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）」を提出したがその後各大学に意見を求めた結果、67大学から回答があり、うち60大学からは意見の提出があった。そこで本委員会としては、大学運営協議会の協力のもとに成案をまとめ、その結果を中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解として各方面に第1常置委員会の名で提出することを3月27日の理事会・大学運営協議会合同会議で了承を得たので、4月10日、会長、和達副会長、第1常置委員会委員長代理が同道のうえ、文部事務次官、森戸中央教育審議会会長等にこの見解を提出し、説明するとともに、同日記者会見をした、とその後のこの見解に対する新聞社の批判の一部にも触れて説明が行なわれた。

(2) 第2常置委員会 秋月委員長

前回総会で、全国立大学共通第一次入学試験に関する調査委員会の設置の可否等について各大学にアンケートすることの了承を得、

アンケートしたところ大多数の大学が調査委員会設置に賛意を示されたので、入試調査特別委員会の設置について、理事会で承認された。なお、入試問題を扱ううえには、I・II期校の問題はさけられない課題であるので、昭和45年4月に行なったアンケートの結果を検討したところ、大多数の大学がI・II期を存続してその配分を考え直せという意見であったので、①各学部の配分を均等にしようえA、Bグループに分け、各グループを交互に入れ換える案、②地区別に規模によってA、Bグループに分けて実施する案、③地域別に実施する案等を考えたが、この問題は従来からのいきさつもあるので、いままでの経緯の説明書を作り、後日各大学に送付したい。なお、入試期の問題はさきに入試期特別委員会を設置し同特別委員会に移したが、その後同特別委員会から第2常置委員会に対して入学試験の基本的問題について第2常置委員会で考えてほしい旨の依頼があった。第2常置委員会としてはこの度、I・II期校の問題について、さきに述べた試案を添えて改めて「入試期特別委員会」に審議を附託したい。

以上の報告ののち、入試問題に関する文部省と国大協との連絡・調整の方法等について意見の交換があったのち、I・II期校の問題については、入試期特別委員会に審議を付託することが了承された。

(正午から午後1時まで休憩)

午後1時から総会再開

10. 会長、副会長の選出について

事務局長から、本日の昼食時に新理事会を開催して会長、副会長を投票により互選した結果会長に加藤東京大学長が、副会長に前田京都大学長および和達埼玉大学長がそれぞれ選出さ

た旨の報告があった。

11. 常置委員会（代表者）委員の選任について

会長から、常置委員会の委員の選任については、かねて各学長から提出のご希望のほか、①各委員会の構成についてそれぞれの特殊性を考慮したこと、②各地区から必ず各委員会に所属するように考慮したこと、③各種別の大学が各委員会に所属するよう考慮したうえで、別紙候補者名簿を作成し、一応理事会の承認を得たが意見があれば伺いたい旨の提案があり、事務局長から、常置委員会委員（代表者）候補者選考方針について詳細な説明があったのち、異議なく原案どおり承認された。

12. 常置委員会の教員委員について

会長から、常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているので、さる5月14日の理事会で次期委員を選考した結果、所属大学および本人の承諾を得て次のとおり委嘱した旨の報告があった。

記

第一常置委員会	松田 智雄（東京大学）
〃	桑原 作次（埼玉大学）
〃	山田 敏郎（京都大学）
第二常置委員会	松永 藤雄（弘前大学）
〃	続 有恒（名古屋大学）
〃	菅 好雄（岡山大学）
第三常置委員会	綿貫 芳源（東京教育大学）
〃	山田 朝治（大阪大学）
〃	永松 政俊（佐賀大学）
第四常置委員会	村尾 誠（北海道大学）
〃	鈴木 寛（金沢大学）
〃	宮田 尚之（京都大学）
第五常置委員会	石川 滋（一橋大学）
〃	青木富太郎（高知大学）
〃	日高 醇（九州大学）
第六常置委員会	中林 陸夫（東北大学）
〃	井手 文雄（横浜国立大学）
〃	隅谷三喜男（東京大学）

13. 各委員会報告について

(1) 第3常置委員会 広根委員

前回総会以後、次の3件について検討した。

① 体育系サークル部室の新営については、専門委員会を設けて各大学からのアンケートを整理し、その結果に基づいて意見および要望書案を作成したのでご検討願いたい。

② 学寮問題に関しては、第4常置委員会と合同で検討した結果、別紙学寮に関する調査研究報告案をとりまとめたので、本日了承が得られればさらに各大学に本案を送付して意見を伺い最終案を作りたい。その内容は、廃止論、存続論から検討を始めたが、存続するという前提のもとに①学寮の必要度と利用度②学寮の性格③学寮の管理④学寮の経費負担区分の問題について述べている。

③ 卒業予定者の就職推薦選考開始時期の申し合わせについては、従来は工学系学生の実習の関係上、技術系は6月1日以降であったが、事務系・技術系とも7月1日から選考開始することになった。なお詳細はすでに会長から報告のあったとおりである。

以上の報告ののち、すでに提出した文化系サークル部室の新営に対する要望書の結果、学寮に関する他大学の例示の可否、学寮に対する中央教育審議会の考え方、学寮の適正規模、各大学における学寮の現状等について意見の交換があったのち、「体育系サークル部室の新営についての要望書」については承認され、「学寮に関する調査研究報告(案)」については、いろいろと問題があるので、本日の意見を考慮の上第3、第4の各常置委員会で今後の取扱いも含めて再検討することとした。

(2) 第4常置委員会 柳川委員長

前回総会以後、次の諸点について検討した。

- ① 学寮の問題については、第3常置委員会と合同で検討し、すでに報告のあったとおりである。
- ② 保育所問題については、教職員の厚生等に関する特別委員会で別途要望書案をまとめたので、検討願いたい。
- ③ 大学における学生の災害補償の問題については、文部省とも連絡のうえ、保険制度で処理できるよう検討をすすめ、保険会社からも一応の案の提出があったが、目下検討中の段階である。
- ④ 保健管理センターの増加・充実については、現在約半数の国立大学に設置されたが精神病対策等大学にとって重要な機関であるので、所長に教授を配することも含めてさらに増加・充実を要望したいので、要望案を検討願いたい。
- ⑤ 国立大学共同利用研修施設（仮称）については、かねて総会にもお諮りしていたが大学改革の一環として、また自然保護の点も含めて、約200名収容のものを各地区に最低2カ所づつ設けたいという趣旨の要望書案を作成したので、検討願いたい。

以上の報告ののち、国立大学共同利用研修施設の管理方法、地区の問題、各大学の概算要求上の取扱い等に関して意見の交換があったのち、「保健管理施設の増加・充実について」の要望書については異議がなく、「国立大学共同利用研修施設（仮称）の設置について」の要望書については、表現の修正等は本日の意見を参酌の上第4常置委員会に一任することとし、いずれも承認された。

(3) 入試調査特別委員会 前田委員長

本特別委員会は、国立大学共通第一次入

学試験実施の可否、方法等を検討するという
ことで、設置について各大学にアンケートしたところ、賛成62大学、不賛成3大学、保留2大学という結果を得た。そこでとりあえず本特別委員会としては、国立大学共通第一次試験を行なった場合の利害得失、その利用方法を検討することになったが、技術的な面、費用の負担方法等困難な問題が多い。一方、I・II期校の問題も関連するが、いずれにしても具体的な方法までは議論していない。

また、西岡政務次官との懇談の際には、入試改善のための予算措置、立法措置を考えた旨の発言があったし、文部省としても「入試改善に関する中間発表」に基づいて、入試の改善を各大学に求めている。しかし、文部省の中間発表においては、調査書重視と共通テストが考えられているが、このテストと国大協の共通第一次入試とは必ずしも一致していない。

(4) 第5常置委員会 後藤委員長

第5常置委員会は、大学間の協力の問題として、

① 大学間の交流を活発にするための非常勤講師手当・旅費の増額と②国費外国人留学生の給与の増額の要望書を提出した。その結果は、非常勤講師手当については1時間当たり1,100円が、1,300円に引き上げられたが、これは公務員給与の改訂に伴うもので満足できる状態ではないので、今後もなお努力する。しかし、国費外国人留学生の給与の支給額については、学部留学生の3万6千円が4万6千円に、研究留学生の3万7千円が6万6千円に引き上げられた。これで給与の高い国への流出も改善されると思う。

なお今後は、国内における大学間の協力の問題については、「大学問題に関する調査研究報告書」をさらに掘り下げて検討することと、留学生の問題については、留学生受入れ制度だけでなく留学生等派遣の旅費の問題をも含めて検討したい。「大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書」案を用意したので検討願いたい。

以上の報告ののち、留学生に関する教官の配置、日本語教育の問題について意見の交換があり、要望書については異議なく承認された。

(5) 第6常置委員会 近藤委員長

前回総会以後扱った問題は、教職員の待遇改善と第二次定員削減に関する適用除外と予算関係の問題である。①予算の問題は、昭和47年度概算の編成方針については特別会計制度協議会で国大協の要望の実現に努めた。また、昭和46年度予算の査定の段階で昭和46年度予算に関する重点事項について要望した結果、不十分ではあるがある程度の成果を得た。②第二次定員削減問題に関しては、昨年8月24日および本年5月15日、国立大学教職員の定員を削減措置から除外されるよう要望書を提出した。このことは、すでに会長から報告済みである。③教職員の待遇改善については、この度「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を作成した。これは、例年要望していることであるが、給与の根本的改善をはかるため文部省内に調査会または協議会を設置すること、および緊急に待遇改善を要する事項の二点から成るものであるが、調査会または協議会の設置については、文部省官房長と非公式に話し合ったときには、その設

置方法、運営方法等を今後相談したいということであった。

以上の説明ののち、教官給与の現状、給与改訂と予算節減との関係、教官以外の職員給与の問題、教官当積算校費の改訂その他委員会手当、研究手当等の問題について質疑応答、意見の交換があったのち、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、異議なく承認され提出することとした。

(6) 第7常置委員会 鎌田委員長

第7常置委員会は、今日まで教員養成学部を設置基準制定の推進に努力を重ねてきたが本日廃止されることとなり、教員養成制度特別委員会に任務を引き継ぐことになった。今日までのご協力を感謝する。

(7) 第48回総会議事要録 (第2日)

日時 昭和46年6月24日(木)午後1時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 名国立大学長

説明者 武田、松田各臨時委員

加藤会長主宰の下に開会。

1. 各常置委員会の委員長互選の結果および大学運営協議会の地区委員の選出結果について
会長から、下記のとおり各常置委員会の委員長および大学運営協議会の地区委員が選出された旨報告があった。

各常置委員会委員長

第1常置委員会	東京教育大学	宮島 龍興
第2常置委員会	群馬大学	秋月 康夫
第3常置委員会	山形大学	広根徳太郎
第4常置委員会	弘前大学	柳川 昇
第5常置委員会	大分大学	後藤 正夫
第6常置委員会	東京農工大学	近藤 頼己

大学運営協議会地区委員

北海道・東北地区	帯広畜産大学	大原 久友
関東・甲信越地区	一橋大学	馬場啓之助
”	山梨大学	藤岡 由夫
中部地区	福井大学	清水 英夫
近畿地区	大阪教育大学	松本 賢三
中国・四国地区	香川大学	倉田 貞美
九州地区	長崎大学	中塚 正行

2. 大学運営協議会教員臨時委員の再任について

会長から、下記4名の教員臨時委員の任期が満了したので、この方々に再任をお願いしたい本来なら大学運営協議会で承認を得るべきことであるが、大学運営協議会の委員がご出席なので、この席を借りて了承を得たい旨述べ承された。

記

東京大学 雄川 一郎
 東京大学 松田 智雄
 東京大学 武田 隆夫
 京都大学 田畑茂二郎

3. 監事の選任について

会長から、昨日の理事会で、下記2名を監事候補者として選考したので、総会の承認を得たい旨述べ承認された。

記

山梨大学 藤岡 由夫
 神戸大学 戸田 義郎

4. 各特別委員会委員長報告

各特別委員会委員長から、次のとおり報告があり、了承された。

(1) 教職員の厚生等に関する特別委員会 相機委員長

本委員会は、さきに公務員宿舎の増設等について関係方面へ要望書を提出しある程度効果を上げたが、なお引続き努力していきたい。また、保育所の問題については以前から

種々検討はしていたが、主として関東地区大学の実情調査のうえ取り扱いを協議し、設置形態を共済組合を主体とする考えで関係方面へ保育所の設置を要望することになり要望書を作成した。その骨子は、

- ① 保育所は文部省共済組合が設置し、その運営に関する一切の責任を負う。
- ② 保育所の施設設備は、保育所を設置する文部省共済組合支部のおかれている大学が負担する。
- ③ 保育所の保母その他の要員の給与は、文部省共済組合が負担する。
- ④ 保育料は、給食費その他保育所の諸経費にあてる。

⑤ 大学院、女子学生等についても特別の措置を講ずることにより、施設を利用させるよう考慮することである。

旨述べ、要望書を関係方面へ提出することが了承された。

(2) 入試期特別委員会 和達委員長

初めに、和達委員長より、本日午前中の委員会で、新たに委員長に選任された旨挨拶があり、ついで本委員会は、昭和43年8月8日の理事会の決定に基づき設置され、委員会の構成も当時は具体案を作るという観点から決められたが、現在の状況からみると基本的問題をも検討すべきではないかとも考えられるので本委員会の目的および委員の構成を次のように変更したいので了承願いたい旨が述べられ了承された。

入試期特別委員会について

入試期特別委員会は、国立大学の入学試験の1期・2期の問題を検討するものとする。

入試期特別委員会の委員は、次のとおり

とする。

- 1) 会長および両副会長
- 2) 第2常置委員会の委員若干名
- 3) 大学の代表者たる委員若干名

(注) 委員の選考に際しては、各地区および1期校・2期校の権衡を考慮するものとする。

- (3) 医学教育に関する特別委員会 清水委員長
本委員会は、3月11日および5月28日委員会を開催し、米国のカーネギー委員会の「高等教育と国民の健康」と題する報告書の紹介と医師不足の解決や医療従事者全体の増加の必要性等外国の例をもとに討議し、また、医学教育の改革の問題点ことに教養課程2年専門課程4年の枠の問題、総合大学における医学部独立論、附属病院切り離し論、教育病院の問題等さらに本委員会の委員構成等について討議した。2回の委員会で教養課程2年専門課程4年の枠はそれ程厳格に考えなくともよいとか、医学教育改革について各方面の委員会の意見を統合した方がよいとか意見の一致した点もあるが慎重を期し結論はさしひかえている。

なお、今後は中教審の答申も出たことであり、大学全体の改革と関連させ検討を進めていきたい。

- (4) 教養課程に関する特別委員会 今西委員長
本委員会では、教養課程における保健体育の問題について専門家を委嘱し、ワーキンググループを設けて、検討を進めているが、一方一般教育と教養課程及び外国語教育の問題について特に外国語教育についてはワーキンググループを設けて各大学にアンケートをお願いし、回答をいただいております。目下これを整理中であり、保健体育、外国語教育のワー

キンググループの検討結果とつき合わせて報告をまとめ、秋の総会には、その報告を提出することにした。

5. 入試調査特別委員会および教員養成制度特別委員会の委員について

事務局長から、前回の理事会において承認された上記両特別委員会委員の選出基準およびその委員校について下記のとおり報告があり了承された。

記

(入試調査特別委員会)

選出基準

- ① 会長および両副会長
- ② コンピューター関係を専門とする小野静岡大学長
- ③ 各地区から3名(第2常置委員会の委員たる学長1名、その他の学長1名、教員委員1名)

上記の選考基準により次の学長および教員を委員とする。

東京大学、京都大学、埼玉大学、静岡大学、小樽商科大学、東北大学、群馬大学、東京工業大学、東京商船大学、名古屋工業大学、三重大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、広島大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学

教員委員

北海道東北地区	弘前大学	松永 藤雄
関東甲信越地区	東京農工大学	川村 亮
中部地区	名古屋大学	統 有恒
近畿地区	神戸大学	入江猪太郎
中国・四国地区	岡山大学	菅 好雄
九州地区	佐賀大学	長瀬正二

(教員養成制度特別委員会)

選出基準

- ① 各地区から3名(教員養成大学長1名、その他の学長1名、教員委員1名)

上記の選考基準により次の学長および教員を委員とする。

1. 教員養成大学長

北海道東北地区	北海道教育大学
関東甲信越地区	東京学芸大学
中部地区	愛知教育大学
近畿地区	奈良教育大学
中国・四国地区	広島大学
九州地区	福岡教育大学

2. その他の学長

北海道東北地区	岩手大学
関東甲信越地区	埼玉大学
中部地区	名古屋大学
近畿地区	神戸大学
中国・四国地区	岡山大学
九州地区	九州大学

3. 教員委員

関東甲信越地区	東京大学	太田 堯
近畿地区	京都大学	池田 進

なお、教員委員未定の方は特別委員会において後日選考する。

6. 各常置委員会委員長報告

(1) 第1常置委員会 宮島委員長

本委員会では、さきの中教審が基本構想の中間報告を出した際、国大協としてそれに対する見解を発表したが、今回発表の中教審答申にはそれが取り入れられていないので、中教審答申はわれわれの見解と必ずしも一致していない。については今後政府が中教審答申に基づいて大学改革を進める場合大学の意見をよくきいて進めるよう希望するという趣旨のことを何らかの形で発表する必要があると思うのでご検討をお願いしたい。

また今後は中教審の答申や本日審議される大学問題に関する調査研究報告書さらに本委員会ですとまとめた中教審の基本構想に対する見解を比較検討し、国立大学院の考え方等具体

化の方向で文部省の施策に対応しうる考えを他の委員会と連絡をとりつつまとめていきたい。

(2) 第2常置委員会 秋月委員長

本委員会は、入試問題を両特別委員会にお願いしたので、大きな問題はなくなったが、差当りは、内申書の問題を検討したい。

(3) 第3常置委員会 広根委員長

本委員会では学寮問題を第4常置委員会と連絡をとりさらに検討して秋の総会までに結論をまとめることにしたい。また体育系サークル部室の新営についての要望書を提出することとしたが、この問題のアフターケアについて今後検討を進めていきたい。

(4) 第4常置委員会 柳川委員長

本委員会では第3常置委員会と連絡をとり学寮問題を検討していくが、その他保健センターの大学内での地位の問題をとり上げていきたい。

また学生の災害補償問題については正課体育の場合を含め、保険制度での解決案を考えていきたい。なお共同研修、厚生施設については各地区ですでに設けてあるところもあるが本委員会としては取りあえず一般的な要望書を出し、後で具体的な点を検討していくことにしたい。

(5) 第5常置委員会 後藤委員長

本委員会は国際交流の問題点を検討し、その際具体的に話しの進んでいるニューヨーク州立大学と名古屋大学との交流を円滑にする検討を行なった。また国内大学間の交流についても今後幅広く検討していきたい。

なお、国際交流に関連し外国人講師の枠の拡大を要望したい。

(6) 第6常置委員会 近藤委員長

本委員会は教職員の待遇改善問題について検討し、さきに文部省に調査会を設置して本格的に検討するよう要望したが、関係者が交替されたのでこの点について、重ねて早急な設置を要望していきたい。また来年度予算に関する要望については、本年も10月初め関係方面への要望書を出したい。については例年のとおり案文およびその提出の時期など、会長と委員会で連絡をとり総会を待たずに処理することをおまかせ願いたいと述べられ了承された。

なお、授業料の値上げの問題が今年も起りそうだが従来の授業料値上げ反対の要望書には国立大学の授業料の性格付が欠けていたので、この点については、一橋大学の馬場委員を中心に検討して貰うこととした。

7. 「大学問題に関する調査研究報告書」について

会長から、標記報告書は大学運営協議会において作成したものでさきに「同報告書(案)」について各大学の意見をききその意見をできるだけ取り入れて修正、増補をしたものである。これは各大学共通の理解のよりどころとするために作成したもので、各大学で改革を進める際の参考にしてほしい。については、先ず各研究部会が一通り説明を願ったうえ、本日の総会で承認を得れば関係方面へ提出し、公表することにした旨述べられ、次のとおり報告書の修正点および問題点について説明があった。

第1研究部会(柳川部会長説明)

各研究部会の叙述の仕方に差が生じているが、第1研究部会の「大学の管理運営」は現行の管理機関の体系を前提としており、第2研究部会の「大学の研究と教育」は新しい体系を提示しているが、これは主題の性質によ

るものであって改革案が実現した場合には、これに対応した管理運営方式を変えて行くという方式をとっている。また、公私立大学にふれなかった理由を書き加え、助手の任期制の記述は、助手制度が研究者養成のために用いられている場合に限られることを明らかにした、なお助手と大学院学生の身分を兼ねることについての記述を削り、

また、大学紛争の対策として発想されたように誤解される記述を削り、大学における全学的自治と学部の自治の問題としての記述に書き改めた。さらに大学の事務手続の合理化簡素化についても書き加えた。

第2研究部会(和達部会長説明)

各大学の種々の意見をできる限り取り入れ誤解のないよう細かく修正し、各項目を整理統合した。とくに本部会の報告は、主題の性質上新しい研究・教育のあり方を求め、それにふさわしい体系を提示するという面が多く他の部会の報告と若干くいちがいのあることの趣旨を書き加えた。また、「総合大学と特定の専門に重点をおいた大学」の2本立ての感じを与える部分を手直しし、なお教員養成の問題については現在検討中とのことを書き加えた。

(松田主査補足説明)

第2研究部会の報告は、研究と教育の不可分性が不明確であるとの意見があったが研究・教育の不可分性は単に理念の問題でなく、組織の上で実現が保障されねばならず、報告書では、一人一講座制(仮称新講座制)により研究・教育が融合した単位組織を考え、また、新しく「部」(現行の学科程度)と「専攻」(現行の学部よりやや大)さらに「系列」の研究組織と、一方、教育組織として主

専攻・副専攻を考え、研究と教育は不即不離の関係で統一される考えをとった。また、新講座制について具体的にイメージがなく研究上の作業人員を考えなくてよいかとの意見があったが、これは当然用意されるべきであり部に直属のフェロー（授業、研究補助担当者）をおき、自由講座をおいて流動的に新しい領域の研究等が行なえるようになっていく。また、大学は総合大学が原則的なものとして考えており、専門化した大学との差異は専門領域の広狭の差異で本質的なものではないことを書き加えた。さらに大学院は、修士、博士の積み上げ方式と複線方式の両方の形式をとることが必要との意見が多いので、そのために必要な修正を行なった。

第3 研究部会（武田主査説明）

本部会のテーマは、「大学と社会」の問題であり、大学だけの意見で考えを進めるのは困難な点がある。したがって並列的な書き方になったが、この点積極的に意見を出せとの指摘もあったので、その点書き改めた。また大学改革が、今日問題とされている根本的原因として、文教政策の貧困にもふれ、「大学の本質と社会的責任」について「社会」とは何かを明確にし、「国立大学と国との関係」について大学に対する財政的配慮の必要性和予算使用の自主性を強調した。さらに大学の多様化については、第1 常置委員会の公表した「中教審の基本構想に対する見解」との調和をはかるため修正を行ない、経済的観点からの多様化の傾向を指摘した。そのほか「大学経費の負担」、「大学の設置形態」、「入学試験」、「就職問題」、「産学共同」、「大学教育の目的と内容」、「職業教育」、「大学教育の開放」、「教育方法」、「国際交流」等の項につい

て修正補筆を行なった。

合同研究部会（鶴田局長説明）

本部会では「大学における学生」について検討した。その骨子は、①現行法では学生の管理運営への参加については、全般的に権利として保障するものではないが大学の自主的判断に基づき参加させることを否定するものではない点を明示した。

②教員の自治と学生の自治は全く同じものではないが、従来の学生の自治は、教育上の手段として認められた自治で、大学の自治から認められた自治ではないとする考え方は再検討されるべきであることを述べた。

③学生の処分について、大学の自主的規律の必要性から、司法裁判所の手続きをそのまま導入するのは問題である点について述べた。

④学生の自主的団体については、大学紛争をも考慮し、かなり柔軟な書き方をしており、その運営についても民主的慣行の確立に努力し、また学生の政治活動がストライキに至らぬよう努力すべくモラルを強調した。

なお、全体として難解な用語や誤解されるおそれのある用語を修正し、また、課外活動施設および学生部の充実を指摘し、「学生の地位の考え方」、「学生の自治と大学の管理運営」、「加入方式と大学の公認」、「自主的団体の権利」、「学生の政治活動」、「学生のストライキ」等の項につき修正補筆を行なった。

以上の説明について各学長から次のとおり質問や意見があったのち、本調査研究報告書が了承され関係方面へ提出するとともに公表することになった。なお、今後大学改革の問題等もあり、各研究部会は引き続いて存続することとされた。

① 第1部会の「大学の管理運営」の部分は、現行法を前提として書かれているとのことだが、第2部会の「大学の研究と教育」の新しい姿が実現された時にも対応できる見通して検討される必要がある。

② 一人一講座制（新講座制）を提示しているが、現在の講座制、学科目制をならして考えるのか、また、大学の多様化の傾向と新講座制の考えは一貫するか、格差是正と多様化をどのように克服していくか今後さらに検討されたい。

③ 学長選挙に学生を参加させることについて、「必ずしも不適當でなく、各大学の事情に応じた方式を見出すべきであろう」とし、「最終の決定権は教員に留保されねばならない」としているが、これに従って各大学が学長選挙を行なっても文部省から発令拒否されるおそれがないか、その場合は国大協の善処を望む。

④ 「報告書」の52頁より53頁の間の「(2)医学系教育の問題点」の項のうち、多少事実と異なっている点があると指摘があり、この項についての修正は、後で清水学長と松田臨時委員の間で修正することで了承された。

8. 大学改革について

このことについては会長から自由討議をお願いしたい旨述べ、次のような意見があった。

① さきに第1常置委員会委員長から提案のあった中教審答申に対し、国大協として意見を表明する件については、種々意見交換があったのち、本日、大学問題に関する調査研究報告書を公表するにあたって、今までは、かかる場合会長談話を発表していたので、今回も会長談話を出すこととし、会長より次の案を提案し異議なく了承された。

先日出された中央教育審議会の最終答申はその方向および内容において、われわれの見解と一致しない点が少なくなく、多くの重大な問題を含んでいる。国立大学協会は、本日「大学問題に関する調査研究報告書」を採択・公表したが、今後大学が改革を進めるにあたっては、政府において、この答申に捉われることなく、大学の自治と主体性を尊重し、大学の自主的改革を促進するという基本的態度をとられることを強く希望する。

② 個々の大学の改革と国大協の大学改革への取り組み方について、中教審答申は、その枠に入る範囲でのみ大学の自主性を尊重し、財政的支持を与えるとの考えを示しているようであるが、この大きい枠についての批判や日本の大学教育行政についての検討こそ、国大協の努力する意義ある問題である。おそらく中教審の枠組みの土俵内で動くこととなろうから、個々の大学で対抗する力はない。国大協としての大きな枠で、大学間の協力の考え方を自主的に進めることこそ実際面で国大協の力を発揮することになる。さらに大学問題に関する調査研究報告書の内容を今後どのように推進するか、中教審答申との対立点を比較検討処理していくことが必要で個々の大学では人員や予算を獲得する面からの制約を受け、二重人格的にならざるを得ないので、国大協全体として対処することが必要である。この問題は今後検討すべき重要な問題として取り上げていきたい。

③ 中教審答申で設置を予定されている大学改革調査会に参加するよう要請があった場合、これに応じるべきかについて意見があり、調査会への参加については、一般的には参加して意見をいう態度をとるべきであるが、具体

的に話があった場合は、理事会で検討し対処することとしたい。

9. 第49回総会の日程について

鶴田局長から、この日程については、次のとおり予定している旨報告があった。

開催日 総会 46年11月24日(水)、11月25日(木)

事務連絡会議 46年11月26日(金)

場 所 葉業健保会館

10. 記者会見について

会長から、総会終了後、前例によって会長、副会長および第4、第5各常置委員会委員長で記者会見を行なうこととした旨説明があり、了承された。

(8) 第15回事務連絡会議議事要録

日 時 昭和46年6月25日(金) 午前10時～午後3時30分

場 所 国立教育会館大会議室(6階)

出席者 各国立大学事務局長

初めに、鶴田事務局長より、本日は会長が開会の挨拶をする予定であったが、今総会で決定した要望書の提出の関係上、時間的に都合がつかず、後刻挨拶がある予定であると述べられ、開会の挨拶があり、同局長司会のもとに開会された。

ついで、事務局より、会議資料の説明と本日の事務連絡会議日程(資料3)の説明があったのち、事務局長より、新たに幹事に推せんされた伊藤九州大学事務局長(九州地区)、井上広島大学事務局長(中国・四国地区)、岩田名古屋大学事務局長(中部地区)の紹介があった。

続いて、丁子主事より第48回総会の会務報告および協議事項について、別紙配付の「第48回

総会概況」によって、つぎのとおり報告があった。

なお、この報告に先だって、加藤会長が来席されたので、同会長より、去る23日の新理事会において互選の結果、新しく会長に選任された旨挨拶があり、特に大学の改革問題に関し、前総会以後の概略についての報告があり、今後共種々の面において協力願いたいと挨拶があった。

I 会務報告

1. 前総会以後における学長の交替について
会議資料4のとおり、前総会以後学長の交替があった旨報告された。

2. 役員の交替について

学長の交替に伴い、理事は、北海道大学が丹羽学長、東北大学が加藤学長、福井大学が清水学長、島根大学が確井学長にそれぞれ交替された。また、さきに新設された「入試調査特別委員会」の委員長には、前田京都大学長が互選された。

3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書等の提出について

a) 前総会で決定された①高年令者の昇給延伸措置についての要望、②国立大学の授業料についての見解、③教員養成制度についての中間報告は、いずれも総会終了後11月27日に会長、和達副会長、近藤第6常置委員長および加藤第6常置委員が同道して、文部省、大蔵省、人事院、総理府、自民党文教制度調査会等に出向き説明の上要望した。

b) 昭和46年度予算に関する重点事項について

昭和46年度の予算査定段階において

重ねて大蔵省、文部省に対し重点事項について、要望することが適当と認められたので、12月23日取り急ぎ特別会計制度協議会小委員会を開催し、文部省側の委員より、大蔵省の査定状況等を聴取の上別紙資料5の「昭和46年度予算に関する重点事項」を作成し、翌12月24日の会長、和達副会長および近藤第6常置委員長が、澄田大蔵事務次官、天城事務次官および関係官にそれぞれ面接し、説明の上、その実現方について強く要望した旨報告、了承された。

c) 公務員宿舎増設等の要望書について

教職員の厚生等に関する特別委員会においては、予てより公務員宿舎の問題について検討中であったが、たまたま、大蔵省における昭和46年度の各省宿舎割当査定の時期にも当たったので、取り急ぎ、これについての要望書を作成し、去る3月12日会長、相磯委員長、馬場委員が同道して、大蔵省相沢理財局長および文部省安嶋官房長等に面接し、要望(資料6)を提出し、説明懇談したと報告し追認された。なお、この要望書の結果について鶴田事務局長より、この要望に対しては相当意見をとり入れられたようだとの報告があった。

d) 定員削減に関する要望書について(資料7)

国家公務員の定員削減に関しては、当協会は機会ある毎に、国立大学教職員の適用除外を主張し、また要望して来たが今回政府においては昭和47年度以降第二次削減計画を樹て、目下行政管理庁においてその具体的実施案を検討中であり、

近く成案を得るやに聞いたので、急拠第6常置委員会を開き別紙(資料7)の要望書を作成し、去る5月14日開催の理事会に諮り、翌5月15日会長、前田副会長近藤第6常置委員長が、行政管理庁大国事務次官、文部省天城事務次官、安嶋官房長等に面接し要望するとともに、内閣官房、大蔵省関係に対しても同日これを提出し、引き続き記者会見を行ないこれを公表した。またさらに、国会開会中であつたので、特に衆参両院の内閣委員会および文教委員会の各委員に文書をもって大学の特殊事情について特に配慮方を要請した。このことについては、既に文書をもって各大学のご了承を願っているが、改めてご追認を願いたいと報告があり追認された。(その後においても、各大学各地区学長会議等から文書等で何等かの措置を要望する強い要請があり、さらに第2次削減計画は、内閣改造前の閣議で決定されるやの情報もあつたので去る6月16日の理事会で審議の結果、資料29の決議を行ない、これを国立大学協会の決議として、去る6月19日会長、宮島理事、鶴田事務局長が同行し、行政管理庁に大国事務次官、河合行政管理局長を訪ね、また文部省の村山大学学術局長安嶋官房長に面接し、重ねて大学の実態を訴えた。なお大蔵省ならびに内閣官房に対しても同日文書を提出し、記者会見を行なった。)

(2) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解について

この見解は、前総会にお諮りしたとおりに当協会第1常置委員会において作案し、こ

れに対する各大学の意見にもとづき、さらに修正を加え、去る3月26・27日の両日開催の理事会と大学運営協議会との合同会議において、これを審議決定した。ついで、4月14日会長、和達副会長、宮島第1常置委員が同道して、森戸中教審会長ならびに天城文部事務次官に面接し、配慮方を要望し、引続いて新聞記者会見を行なって、これを公表した。なお、このことは既に文書をもって各大学に通知したとおりであると報告され、了承された。

(3) 特別会計制度協議会について

去る3月25日「予算案決定後の定例会議」を開催し、昭和46年度国立学校特別会計予算の詳細、とくにさきに、当協会の要望した重点事項との関連その他について審議を行なった。また、5月13日「来年度予算概算編成前の定例会議」を開催し、文部省側より来年度の予算編成方針について説明をきき、国立大学側の要望事項等につき協議した。

(4) 入試調査特別委員会の設置について

前総会後各大学の意見を伺った上、去る2月19日の理事会において「入試調査特別委員会」の設置が決定された。その後同委員会が開かれ、前田副会長が委員長に選ばれ、目下共通第1次入学試験問題について鋭意検討中である。

(5) 入試改善についての文部省との懇談について

入試改善問題については、予てより文部省から懇談したいと申し入れがあり、去る6月14日会長、前田入試調査特別委員会委員長、秋月第2常置委員長、鶴田事務局長が文部省西岡政務次官、村山大学学術局

長、安養寺審議官等と神田如水会館において懇談を行った旨報告があった。

(6) 国立大学教職員の待遇改善に関する調査会または協議会設置について

当協会は予てより、文部省との間に国立学校教職員の待遇改善に関する調査会又は協議会を設けることを要望してきたが、これについての下打合わせの会合が文部省との間に2回程開かれた。当協会からは、第6常置委員長、隅谷、慶谷両委員等が出席され文部省側と懇談した旨報告があった。

(7) 卒業予定者の就職推せん選考開始時期の申合わせについて

従来は、技術系は6月1日、事務系は7月1日から開始することに申合わせてあったが、本年から何れも7月1日から開始することに申合わせた旨別紙(資料9)によって申合わせの経緯などについて説明があった旨報告があった。

(8) 事業報告について

事務局側より前総会以後今総会までの間の事業報告を配付資料10によって諸会合を87回、要望書その他活動を37件、会報発行を2回行なった旨説明報告をした。

II 議事事項報告

1. 第2次定員削減除外措置についての決議

国立大学教職員に対しては、第2次定員削減から除外措置を講ぜらるるよう資料29のとおり、去る6月16日関係省庁へ決議書を提出した旨総会に報告、了承された。

2. 昭和45年度歳入歳出追加予算(案)について(46. 2. 19理事会承認)

資料11によって総会で説明報告し、異議なく追認された。

3. 昭和45年度歳入歳出決算について(46. 5.

14 理事会承認)

資料12によって総会で説明報告し、続いて監事より監査の結果報告があって、異議なく承認された。

4. 昭和46年度歳入歳出予算(案)について (46.3.26 理事会承認)

資料13によって説明し、今回の総会で異議なく承認された。なお、これに関連して鶴田事務局長から各国立大学の新事務局長に対して、国立大学協会会費の基準について説明があった。

5. 理事選任について

各地区において互選された理事候補者(資料14)のとおり改選された。

6. 第7常置委員会の廃止および教員養成制度特別委員会を設けることについて

上記のことについては、資料15によって、つぎのとおり、総会において決定した旨説明報告があった。

① 第7常置委員会 昭和46年6月23日限り廃止。

② 教員養成制度特別委員会 昭和46年6月24日に設置

7. 「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正について

第7常置委員会の廃止に伴って、各常置委員会の委員定数を編成替する必要があるため資料16のとおり改正された旨報告

8. 国立大学協会会則改正について

事務局に事務局次長制を設ける必要のため会則の一部を資料28のとおり改正することについて提案し、承認された旨報告があった。

9. 各委員会の委員長報告と協議

① 第1常置委員会からは主として中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対

する見解の審議経過等について報告説明があった(総会記録参照)

② 第2常置委員会では、目下主として入試期の問題を中心にして検討中である旨を説明された。(総会記録参照)

③ 第3常置委員会からは、つぎのとおり報告があった。

a) 卒業予定者就職あっせん時期について
本年度から、就職事務を事務系・技術系共7月1日より前には一切行わないことを申合わせた旨別紙資料9により説明報告があって、了承された。

b) 体育系サークル部室の新営について
このことについては、資料17のとおり要望書を提出することに決定した。

c) 学寮に関する調査研究報告(案)について

この問題は、総会において種々意見があり、再検討することとし、次回総会までに各大学の意見も十分再調査の上、意見をまとめて再び総会に諮らうえ、要望や公表をするかどうかを決めることとした。(資料18および総会記録参照)

④ 第4常置委員会では、主として

a) 国立大学共同利用研修施設(仮称)設置に関する要望書(資料19)

b) 大学保健管理施設の増加・充実の要望書(資料19の2)の問題を検討し、総会に諮りいづれも、承認され、文部省へ両要望書を提出することとした。

⑤ 第5常置委員会では、「大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置の要望書」(資料20)を文部省へ提出したいと総会に諮り、承認され、提出することとした。

⑥ 第6常置委員会では、主としてつぎの事項を審議検討し、要望書を提出したいと総会に提案し、承認され提出することとした。

a) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(資料8)

b) 昭和47年度予算に関する要望書について

(この要望書の提出については、前例によって、立案および提出時期を会長および第6常置委員長に一任するとの了承を得た)

⑦ 教職員の厚生等に関する特別委員会では「保育所設置に関する要望書」について検討の結果、別紙資料21のとおり成案を得たので、これを要望したいと総会に提案し、承認された。

⑧ 入試調査特別委員会報告

この委員会は、アンケートによってその設置の可否について各大学の意見を求めた結果、大多数の賛成を得て、新しく設けられたものであるが、目下のところは共通第1次入試を実施することの得失の問題について検討を初めた段階であるとの報告があった。(総会記録参照)

⑨ 医学教育に関する特別委員会

このことについては、委員長より、目下のところ医学教育改善のため各方面から検討資料を集め、諸外国の医学教育事情、わが国の医療制度の改善、医学教育の改革等について検討中の段階である旨報告があった。

⑩ 教養課程に関する特別委員会

このことについては、委員長より、主として、教養課程における外国語教育ならびに保健体育の改善のため、専門家による

Working Group を設けて検討をすすめるとともに、一般教育、教養課程ならびに外国語教育の実情について各大学の事情を調査中であるとの報告があった。

⑪ 入試期特別委員会

欠員中であつた委員長に和達副会長を選出し、入試のI期・II期の振分け問題を中心に検討することとした旨報告。(総会記録参照)

10. 会長・副会長互選の結果報告

任期満了に伴つて、会長、副会長を互選の結果、つぎのとおり選出された旨報告があつた。

会長 加藤東京大学長

副会長 和達埼玉大学長、前田京都大学長

11. 常置委員会の委員の選任について

a) 代表者である委員の選任について

配付資料23の選考方針によつて、原案(資料22)のとおり決定した。

b) 教員委員の選任について

このことについては、5月13日の役員等選考委員会および5月14日の理事会で、別紙資料24のとおり決定した旨報告。

12. 各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果報告。6月24日各常置委員会を開いて、つぎのとおり選出した。

a) 各常置委員会委員長。

第1常置委員会 宮島東京教育大学長

第2常置委員会 秋月群馬大学長

第3常置委員会 広根山形大学長

第4常置委員会 柳川弘前大学長

第5常置委員会 後藤大分大学長

第6常置委員会 近藤東京農工大学長

b) 大学運営協議会地区委員

配付資料24の申合わせにより選考の結果つぎのとおり決定した。

北海道・東北地区 帯広畜産大学長

関東・甲信越地区 一橋大学長

山梨大学長

中部地区 福井大学長

近畿地区 大阪教育大学長

中国・四国地区 香川大学長

九州地区 長崎大学長

13. 大学運営協議会の臨時委員（教員）再任について

現在の雄川，松田，武田（東京大学），田畑（京都大学）の4氏に再任を依頼することとした。

14. 監事の選任について

下記のとおり理事会（6月24日）において候補者を選定した旨報告があった。了承され決定した。

藤岡山梨大学長，戸田神戸大学長

15. 各常置委員会の報告と協議

新委員長のもとで，昨日（6月24日午前中）開催された，各常置委員会の状況について，それぞれ各新委員長より，今後の検討すべき問題点や現在検討している事項についての審議の進め方などについて報告説明があった。（総会記録参照）

16. 「大学問題に関する調査研究報告書」について

総会において事務局長より，この報告は，前総会の決定にもとづいて，昨年2月に公表した「大学問題に関する調査研究」（中間報告）以後における各大学の改革案および中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する各大学の意見等を検討して，さきの中間報告を補正改訂したものであると前回の中

間報告を今回の報告にまとめるまでに至った経緯と主なる修正点の説明があった。

ついで，審議の結果，承認され，関係方面に提出するとともに直ちに公表することになった旨報告があった。（資料27によって修正点の説明があった。）

17. 大学改革の問題について

先日公表された中央教育審議会の最終答申に対して，国立大学協会としては不満な点がある。かなりあるので資料30のとおり，会長談話の形式で意見を公表した旨披露があった。

18. 次回総会日程について

つぎのとおり，予定日を決定した。

日時 昭和46年11月24日，25日（2日間）総会

昭和41年11月26日事務連絡会議

場所 葉業健保会館

以上で，総会に関する事務連絡会議を閉じ，続いて，文部省連絡会議を行った。

（9） 第1常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月24日（木）午前10時～12時

場所 国立教育会館2階特別会議室

出席者 宮島委員長

中川，加藤，奥野，藤岡，岸田，戸田，谷口，倉田，小池，広田，松田，桑原，山田各委員

鶴田事務局長から，会長より委員長が選出されるまで仮座長を務めるようにとの指示を受けたので，その間司会をやらせていただきたいとの挨拶があり，ついで委員長選出の投票を行なうこととなった。投票の結果，宮島委員が委員長に選出され，引き続き宮島委員長の主宰のも

とに議事に入った。

◎ 今後の方針について

委員長から、本委員会で審議すべき事項は、大学の組織制度で、内容が広く他の常置委員会と関係があり、また、大学の中心的な問題である研究教育体制をも含んでいるので、今後どのような方針で進んだらよいか、特に中教審から答申が出された現在、これも考慮に入れると同時に、この際国大協の目的、考え方も検討し直す必要もあると思われるので意見を伺いたい旨発言があり各委員から次のような意見が出された。

- 本委員会は、過去に大学院制度を主に取り上げ、各大学にアンケートを求める等を行ない相当実態を明らかにしえたと考えているが、大学紛争による新たな問題の発生、文部省の「新構想大学」の考えが発表される等状況が変化してきているので、本委員会としては、今後、既存の資料の整備及び大学改革の中で大学院をどのように改革していくのかさらに「新構想大学」も検討していく必要がある。
- 中教審が最終答申を出したわけであるが、国大協として何等かの意見を出す必要があると思う。
- 中教審の最終答申は、国大協の考え方に歩み寄った点もあるが、同時に学外者を含む管理機関を設けるなど中間報告に盛られた内容をはっきり打ち出してきているので意見ないし声明を出すにしても十分検討する必要がある。
- 今後は、文部省が大学側の意見をどれほど尊重するかが問題で、活発に意見交換しなければならぬと思うので、意見ないし声明を出すにしても将来を拘束しないよう配慮すべきである。

- 大学運営協議会でまとめた「大学問題に関する調査研究報告書」と中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解との関係はどのように考えたらよいか、これと関連して大学運営協議会と第1常置委員会との関係をはっきりさせておく必要がある。
- 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解は第1常置委員会で検討されたもので高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）に対する意見であり、「大学問題に関する調査研究報告書」は大学運営協議会の、各大学の改革のよりどころとなるべき案を示したものであって性格が異なる。「大学問題に関する調査研究報告書」を本委員会において中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解と比較検討し直すべきである。
- 文部省は、中教審の答申を大学改革の枠組としてこれを推進するとなれば、政策として出してくるものと思う。したがって国大協としては、各大学の意見をまとめておく必要がある。
- 中教審の答申に対する意見ないし声明は、中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解等の内容を実施する場合に対する展望であって、一般的なものでよいと思う。ただし、国大協としてこれに協力することと各大学の独自性が尊重されるべきであることは明らかにしておく必要がある。
- 大学は改革する熱意があるのかとの批判があり、また、大学間に格差があるにもかかわらず同一にレベルアップしたかたちで扱おうとしているとの批判もあり、これらの批判にどう対処するのか、国大協は従来この点に触れなかったと思う。

○ 「大学問題に関する調査研究報告書」の「研究院」は研究と教育の機能的分離の考え方がありますが、国大協は研究と教育は一体であるとの考え方をとってきたので、この点を十分つめる必要がある。格差の問題と関連し中教審答申の「高等教育機関の種別化」の口実になりかねない。

○ 中教審答申の立法措置にあたっては、大学の自主性を生かすよう大枠を定め弾力的に運用するというようなことを聞いているが、文部省の裁量を大きくするためではないかとの疑念をいだかざるを得ない。大学は学内の意思を統一することは困難であり、特に小規模の大学では文部省の意向ないし要求に対し強い態度をとれない不安がある。

以上のような意見交換が行なわれた後、委員長から、本委員会としては中教審の答申に対し案として次のような声明を出すことを本日午後の総会に諮ることおよび今後の方針としては中教審「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」と「大学問題に題する調査研究報告書」との相違点を明らかにしそれらの調整をどうするのか具体的にとりまとめ各大学の意見を聞いて作業を進めることにしたい旨が述べられました承された。

中教答申に対する声明（案）

中教審の文部大臣に対する最終答申が行なわれた。その内容は、われわれがかねて中教審の中間報告に対して発表した見解と必ずしも一致するものではない。今後、政府が中教審答申を実施するに当っては大学側の意見を十分に徴されることを希望する。

文部大臣 坂田 道太殿 昭和46年6月26日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

(10) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月24日（木）午前10時～12時

場所 国立教育会館（7階）

出席者 秋月委員長

実方、黒沢、松永、横田、谷田、長崎
森島、釜洞、松本、菅、久保、黒田、
中村各委員

初めに、秋月委員長より、新委員長が決まるまでの間、司会者として議事を進めたい旨の挨拶があったのち、議事に入った。

1. 委員長の選出について

まず、選出方法について、各委員の間で意見を交換した結果、投票による互選を省略し、秋月委員（群馬大学学長）が委員長に推薦され、出席全委員の賛成を得て、新委員長に決定した。

（ひきつづき、秋月委員長主宰のもとに議事続行）

2. 今後の委員会の進め方について

委員長より、本委員会は、これまで入学試験の改善に関連して、共通第1次入学試験、I期校・II期校の振分け問題等について討議を重ねてきたが、これを、さらに検討するために、入試関係については、「入試調査特別委員会」、また、I期・II期校の問題については、「入試期特別委員会」でそれぞれ審議することになったので、今後、本委員会として、何を問題として取り上げていくかについて意見を伺いたい旨が述べられ、さらに同委員長から、今回から、新しく委員になられた方々もいるので、一応この問題を討議する前に、これまで本委員会が検討

を進めてきた事項に関する経過、とくに今回、本委員会から入試期特別委員会に提出するⅠ期校・Ⅱ期校の振り分け案（大学の規模、学部、地域的なバランス等を考慮しながら作成）について、詳細な説明があった。

ついで、各委員の間で、振り分け案に対する質疑応答およびこれに関係して、入学試験の方法、試験科目、また、高校の内申書等、今後の検討すべき問題点について活発に意見の交換が行なわれた。

その結果、本委員会として、今後取り上げていく問題については、一応、共通第1次入試を実施するとすれば、実際上どのような問題があるか、とくにその合否の判定はどのように考えるか、また、これに関連して、内申書をどのように合否の判定にくり入れていくか等を、当面の課題として具体的に討議を進めることになった。

○ 次回委員会

日 時 7月28日（木）（予定）

場 所 国立大学協会

(11) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和46年5月27日（木）午前10時～午後3時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松本、広根、鐘ヶ江、綿貫、池田、後藤、砂崎、山田、広橋、葛西各委員
総山、三島各専門委員

井上前委員長退官後、新委員長未決定のため砂崎委員が座長となって開会。

初めに、前回（11月24日）委員会の議事要録を朗読し、承認され、続いて、丁子主事から本日の会議資料の説明があつて、議事に入った。

1. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について

このことについては、鶴田事務局長から、別紙資料「大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について」によって、従来この問題についてはいろいろと問題はあつたが、事務系は7月1日、技術系は、6月1日から開始することに申し合わせをしていた。しかし本年からは就職問題懇談会等で数回にわたって検討の結果従来2本建てを取りやめ、事務系・技術系ともに7月1日以降に1本化する（ただし、求人側に対する推薦は、従来どおり10月1日以降）ことになった経緯について詳細に説明報告があり、本問題は、今日では、企業と学生との個人契約となり、大学は相手にされないのが実情であり、以前とは状況がすっかり変わってしまい、残された問題は「教育と就職」の問題である。したがって新しい角度から見なおす必要はないか等の意見があつたが、本件は、これで解決したこととしないで、申し合わせていくことに了承された。なお、このことについては、来たる6月の総会に報告し、了承を得ることとした。

2. 体育系サークル部室に関する調査報告（案）について

初めに、提案者の三島専門委員から、体育系サークル部室の問題を検討するに当たっては、まず、各大学の現状調査をしなければ、十分な審議はできないので、各大学へアンケートを出し、その回答を待って、数回にわたって専門委員会を開催し、種々意見の交換を行ない。検討の結果、別紙資料「体育系サークル部室の新営について」のとおり、専門委員会としての報告をまとめた旨その審議経過の説明のあとつぎのとおり説明があつた。

① 「体育系サークル部室に関する実態調査に

ついて」について三島委員よりアンケートによって、まとめた別紙「体育系サークル部室の新営について」について、各項目ごとにこれを読みあげながら、各大学から寄せられた現状と意見並びにこれに基づく本案作案の趣旨について説明があった。

② 短期大学については、短期大学のある大学の間で検討する方が適当と考え、この部分については取り除いた。

③ この報告(案)は、つぎの三項目に大別して、意見のとりまとめを行なった。

a) 体育系サークル部室の新営を必要とする理由

b) 部室の種類と体育系サークル会館

c) 部室使用の有資格条件と管理運営

以上のとおり説明があったのち、2、3の質疑があり、下記のとおり1部に字句の修正があって承認され、この報告(案)を理事会・総会に諮って、了承を得れば要望の形で処理することに了承された。なお、文部省へ提出することになった場合、その「送付状」あるいは「まえがき」についての文案は、事務局長に一任された。

(イ) 本調査報告の標題「体育系サークル部室の新営について」を「体育系サークル部室の新営についての意見」に改める。

(ロ) 調査報告4頁8行目の「顧問教官」を「教官の顧問または部長」に改める。

(ハ) その他別紙本文および参考例の一部ミスプリントならびに体裁をそれぞれ訂正した。

3. 学寮に関する調査研究報告(案)について
初めに、二宮主事報告(案)の全文を朗読しついで綿貫委員より、つぎのとおり説明があった。

学寮問題については、昨年11月13日「学寮小

委員会」を発足させ(綿貫委員が小委員長となって)その後6回の小委員会を開いて、この問題について検討をした。その間アンケート調査の結果を基にそのほか英国の大学の学寮の説明を聞き、また特殊的な大学の学寮(上智大学、東京商船大学、電気通信大学等)、学徒援護会の学生会館その他の寮の事情等について説明を聞いたりなどして種々検討の結果、別紙「学寮に関する調査研究報告(案)」のとおり小委員会としての(案)をまとめた経過と大要について説明があった。つづいて、各項目別に内容説明があって、各委員の間で2、3の質疑や意見があり、討議の結果、この報告(案)は、別紙のとおり、一部に字句の修正や追加をすることとした。

なお、最後に、この報告(案)は、発表するか、総会に出す前に各大学へ流して意見を聞くかなどどう取り扱うべきかについて協議の結果この問題は、第4常置委員会とも密接な関係もあるので、同委員会と相談のうえ、決めることとした。また、公表する場合は第3、第4の両委員会名をもって公表する方針で6月の理事会・総会に諮ることとした。

4. 総会の際の委員会報告者について

委員長空席につき、6月の理事会および総会には、山根山形大学長(監事)に報告をお願いすることとした。

(12) 第3常置委員会議事要録

時 昭和46年6月24日(木)午前10時~12時

場 所 国立教育会館大会議室(6階)

出席者 和達副会長

広根委員長

松本, 福井, 富山, 池田, 砂崎, 平,
碓井, 飯島, 藤吉, 葛西, 綿貫, 山田
永松各委員

委員長未定のため, 広根委員の代行によって
開催。

議事

1. 委員長の選出について

初めに, 新しい委員になられた各委員による
委員長の選出について諮られ, 各委員から広根
委員を委員長に推薦したい旨の発議があり, 全
委員の賛成により同委員が委員長に選出され
た。広根委員から委員長就任の挨拶があり, つ
づいて各委員の自己紹介があった。

2. 審議事項について

委員長から, 今後本委員会が審議する事項に
ついて検討願いたい旨述べられ, ついで本委員
会がこれまで審議してきた経過について次のと
おり報告があった。

- ① 学寮に関する調査研究報告(案)の作成に
ついては, 第3, 第4両常置委員会から小委
員を選出し, 小委員の間でアンケート案を検
討のうえ, 両常置委員会の承認を得て全国国
立大学を対象にアンケート調査を行なった。
今回その結果をまとめ別紙(案)により総会
へ提出することとなった。しかし, 総会にお
いて, ユートピア的であって現実的でない,
現実に即した案を出してほしい, アンケート
の出し方にもう少し工夫があってよかったの
ではないか等の意見が出され, 討議の結果,
もう一度検討することになったので, 今後こ
の問題を如何に推進すべきかを改めて検討す
ることとした。
- ② 体育系サークル部室の新営については, 昨
年3月に文化系サークル部室の新営について
結論を出し, 会長名をもって文部省あて要望

書を提出したが, 今回これに続くものとして
「体育系サークル部室の新営について」特に
専門委員の間で検討願ひ, 本委員会として専
門委員の検討のもとに審議した結果, 今回別
紙要望書のとおり総会に提出することとなっ
た。今後の問題としては, 要望書を提出した
後, 本委員会としてそれをどのように具体化
していくかが残された問題となろう。

- ③ 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始
時期等については, 従来これについての就職
事務開始時期は, 文科系6月1日, 理科系7
月1日であったのを, 本常置委員会としては
大学教育の正常化のために, これを7月1日
に統一し実施されるよう検討してきたが, 各
国・公・私立大学関係団体・文部省・日本工
業教育協会ならびに日本経営者団体連盟等と
の協議により意見の一致を見, 去る3月1日
付別紙文書のとおり通知することとなった。
以上のとおり報告があり, つづいて今後どの
ように審議していくべきか種々意見の交換があ
り, 次の問題点を先ず第1に審議していくこと
になった。

(1) 体育系サークル部室の新営について

- 最近山口大学に体育系サークル部室が文
部省予算でできていることから, これを参
考にして検討してはどうか。
- 学生の課外活動に対して国立大学ではど
の範囲まで国費負担にするか明確でないの
で, この点についても検討してよいのでは
ないか。
- 要望書を提出しただけでは現実はなかな
かむずかしいので, 前向きに研究し, たと
えば概算要求を出している大学等を調査し
本委員会としてその実現に努力していくよ
う検討する必要はないか。

○ 文部省が大学改革と結びつけてどのように考えているか、文部省の意向をきく必要がある。

○ 国大協としては、文部省がどのように考えていようとも、独自に考えていくべきであって、そのための基本的な姿勢を示す必要がある。本委員会が考える今後の検討いかなんでは、文部省の構想を変えさせるような前向きの方法で検討する必要がある。

などの意見が出され、この問題について本委員会として次の方向で今後検討することとした。

1) 国大協として、要望書にそって独自の立場でそれが実現しうるような対策を具体的に検討する。

2) 文部省の方針もあることでもあるので、文部省がどのような構想をもっているか意見をきき、出来る限り国大協の要望にそって実現されるよう折衝を行なう。

(2) 学寮に関する調査研究報告(案)について
このことについては、調査段階でも種々問題となったところでもあり、管理能力の不信、学外機関に委託される等のことから廃止論に結びつくおそれもあり、また現在特に都会生活の傾向として過密化とともに核家族化しており、たんに下宿だけに頼ることは非常に困難である。今後学生の居住権の問題としてとらえ、むしろ学寮の拡充をすべきであるという意見の多かったことから、①大学としては、学寮にかかる適当な経費を学生に負担させ、世話は大学が行なうような方法を考えていつたらどうか、そのため寮職員を増員させることを考えるべきである。

②寮のあり方としての基本的な考えを検討していつたらどうか等の意見もあって、今後の

検討方法としては今回の報告書の修正案を次のとおり作成していくことが了承された。

1) アンケートにあたって、諒解不足、PRの不足、問題意識の不足等のこともあるのでさらに第3、第4両委員長名をもって各委員宛に文書で依頼し、各委員の意見を提出する。

2) 各委員の意見は、国大協事務局へ7月末までに提出し、それをもとに学寮に関する小委員会のもとで検討のうえ、本委員会または第4常置委員会との合同委員会を開いて修正案を作成し、これを各大学へ送付して意見を伺い、その意見を参考として、さらに再検討のうえ、成案を得て秋の総会に提案することとした。

(13) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月14日(月)午前10時～午後3時

場所 国立大学協会会議室

出席者 柳川委員長

村尾、金森、相磯、富山、井上、清水宮田、平、久保、小池

中塚各委員

小路専門委員

綿貫第3常置委員会委員

柳川委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち前回(4月5日)の議事要録を朗読し一部別紙(議事要録修正)のとおり字句の修正があって承認され、議事に入った。

1. 学寮に関する調査研究報告(案)について
初めに、二宮主事が別紙「学寮に関する調査

研究報告(案)」を朗読し、続いて綿貫第3常置委員会委員(学寮に関する小委員会委員長)より、昨年11月小委員会が発足以来、その後数回にわたって小委員会を開催し、わが国の国立大学は勿論、他の公私立大学や外国大学の学寮についても事情を調べた。また、その間第3常置委員会として各大学からのアンケートの回答を検討したりなどして種々意見の交換を行なって一応の案をまとめ、これを第3常置委員会を開いて再検討した結果、別紙「学寮に関する調査研究報告(案)」のとおり成案を得たと、その検討の経過について説明があった。続いて同委員より、各大学からの意見を総合して見ると学寮は拡充強化すべきであるとの意見が大多数を占めていたが、内面的には満足な管理ができなければ、特殊な事情がある大学は別としてその他の大学には廃止したほうがよいという考え方がかなりあるようであるので、本報告(案)にもそういう意味を含めて最後の「むすび」としたと、その内容についての概略説明があった。続いて同委員より「報告(案)」の一部について修正点の指摘があり、別紙(報告(案)修正)のとおり修正することとした。

ついで、綿貫委員を中心として種々意見の交換や質疑が行なわれたが、その主なるものはつぎのとおりであった。

- 今後は、経費負担の問題をはっきりさせるか、管理組織をどう改めるかが大きな問題となってくると思う。
- この報告(案)の取扱いは、先ず、第3、第4の両委員会で打ち合わせのうえ、6月の理事会および総会において説明報告をし、了承を得れば、これを各大学へ送付し、さらに意見を伺った上で成案にすることにしたらどうか。

- 東京商船大学では従来から全寮制をとってきたが、最近1部学生から全寮制反対の問題がでてきた。
- 東京水産大学では、現在新入生の入寮は取止め、当分模様を見てから方針をきめる積りである。
- 神戸商船大学は、寮を置いたのは昭和27年であり、負担区分の問題は、いわゆる2・18通達どおり取り扱っていて、100円値上げも学生自身が承知している。目下のところ特に問題はない。
- 九州芸術工科大学では、目下のところ、適当な管理者がいて問題はなく運営されている。
- できれば、1年間位は全員を入寮させるような制度にすることもよいと思う。在寮年限は1年、長くて2年位がよい。
- 入寮学生数は300名以下を限度とした方が管理し易い。また、管理者は必ずしも教官でもなく、管理者でなくともよいと思う。要するに、人間性の豊かな親身になって学生の世話をするような適任者を得ることが大事である。(今後かかる人はなかなか得られない。)
- 学寮は、大学の構内でも、また大学から遠く離れているところも不適當である。比較的大学に近い10分位の地点に設けた方が管理はし易い。現在よく管理されているところも、急に悪くなる。現在よいから将来もよいと考えることは当たらない。
- 中途半ばな管理では駄目であるが、学寮の必要性はある。
- 本「報告(案)」の「むすび」の箇所には、学寮の抜本的改革は、わが国の現状から見てかなり困難を予想され、その程度も大学によっても異なり、また、学寮の必要程度もかな

りの差があるので、規定を設けるとしても一律に適用させないようにしてほしい。

大略上記のような意見があり、基本的には、

この「報告（案）」に反対的意见はなかつたので、本日問題点となつたことを考慮に入れ、別紙（報告（案）に記入）のとおり修正し、これを来たる6月23日の総会に報告して、その後の取り扱いを決めて貰うこととするが、その取り扱いについては、第3常置委員会にまかせることとした。

2. 保育所設置に関する要望書について

委員長より、このことについては、「教職員の厚生等に関する特別委員会」において、予て検討していたが、このたび別紙のとおり「要望書」（案）がまとまつた。この件は本委員会にも関係が深いので本日の本委員会の了承を得て来たる6月23日の総会に諮り、承認を得れば、関係省庁へ提出することになるとその内容の説明があり了承された。

3. 大学保健管理施設の増加、充実についての要望書について

委員長より、保健管理センターについては、増設促進の要望を毎年のように出しており、現在は38大学に設置され、今後も文部省においては逐次増設の予定であるとのことであるが、一層速かに増設と整備充実をされるよう本年も要望書を提出するかどうかと諮られ、討議の結果、提出することとした。なお、本年は特に、所長を教授（専任）にすることに力を入れることとした。要望書（案）は昨年形式に準じて立案することとし、協議の結果、別紙「大学保健管理施設の増加、充実について」のとおりとし、これを今回の総会に諮り、承認を得れば、直ちに文部省ほか関係筋へ提出することとした。

4. 学生傷害補償の問題について

委員長より、この問題については、文部省でも検討中の段階であるので暫らくその進展状況を見てから検討をすすめたいと報告があつた。

5. 国立大学共同利用研修施設（仮称）設置に関する要望書について

第4常置委員会では、予てよりこの問題について検討を重ねてきたが、このたび要望書を提出することとし、別紙のとおり要望書（案）をつくつたので、この案文について検討することとした。

初めに、事務局長立案の前文を朗読し、意見の交換を行ない、別紙のとおり、一部字句を修正し、続いて、委員長立案の設置計画（案）の全文を朗読し、各項目ごとに意見の交換を行なつて検討の結果、別紙のとおり原案を修正した。よつてこの要望書（案）を今回の総会に諮り、承認を得れば直ちに文部省、大蔵省に対し提出することとした。

（14）第4常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月24日（木）午前10時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 柳川委員長

村尾、金森、安田、相磯、清水、鐘ヶ江、鈴木、清水、宮田、藤本、曾沢、力武、池田各委員

1. 委員長の選出について

二宮主事より、任期満了による委員の改選に伴い委員長を選出する必要があるとの説明があつたのち、投票の結果、柳川委員が委員長に選出された。

ついで、柳川委員長主宰のもとに議事に入りまず各委員の自己紹介が行なわれた。

2. 国立大学共同利用研修施設（仮称）設置に

関する要望書について

委員長から、総会の了承を得て、別紙要望書を文部省および大蔵省に提出したい。またこれに伴う概算要求など、地区で計画し要求しているものとの関係について意見を伺いたい旨述べられ、各委員から、要求の際に設置場所として特定の地名を書くかどうかは、有利、不利という点で検討する余地がある。提出時期についても同様である等の意見交換があり、概算要求は各地区ごとに提出することとなった。

3. 大学保健管理施設の増加、充実について

各委員より、各大学の現状についての意見交換、ならびに別紙要望書について、この種の要望は例年出しているが、さらに保健管理センターの増加とセンター要員を要求したらどうかとの意見が出された。

これに対し、委員長から、センターの増設と要員に関しては面談の際口頭で説明して願うこととし、要望書の文章は訂正せず原案のまま進めたい旨述べられ、了承された。

4. 学寮に関する問題について

委員長から、第3常置委員会と共に検討してきた学寮の問題について意見を伺いたい旨発言があり、委員の間で次のような意見の交換が行なわれた。

- 学寮の問題は、寮を教育施設とみるか厚生施設とみるのかの根本理念がはっきりしないでは、その存廃論もはっきりしないと思う。
- 寮は本来教育の場でありながら現状は一般の下宿同様になりつつあるのではないか。寮制を存続させるならば、一年生全部を寮に入れ、大学の責任において管理するというように教育の場に戻す方法をとったらどうか。
- アンケートに見られることは、寮の性格を無視して、うまく運営できるならば必要であ

るとし、うまく運営できない時には必要でないというように、運営できないものを不必要としている所があると思われるので、理想的に運営できても不必要なのかどうかをはっきり分けてアンケートをとった方がよい。

- 第3常置委員会のアンケートの回答には、寮の性格について、教育の場と生活の場との意味の取り違いをした所があったように思う。
 - この種のアンケートは、学生部の意見になりがちであり、はたして全学的な意見が出たのかどうか、アンケートの取り方にも問題があるように思われる。
 - 寮が必要であるとの要望は、対外的な意思表示だけにとどまり、本質的な問題とは別なように思われる。
 - 寮を教育施設とするのは、予算を取る手段としての名目が多分にあり、現在は厚生的な要素が強くなってきているようである。
- 以上のような意見が交換されたのち、委員長から、本日の議論はこれまでとし、後日、第3常置委員会との話し合いもあるので、その時に意見を出して頂きたい。また、その時点で、もう一度アンケートを取るかどうかを決めたい旨述べられた。

5. 学生の災害補償の問題について

委員長から、このことについては、現在、保険制度で処理するという前提で保険会社と交渉中であり、保険料について保険会社の方で一応の数値は出ているが、さらに折衝する予定である。

また、「スポーツ安全協会」の保険は課外活動にのみ限られているが、正課体育活動中の災害も含めるとすれば、認可を受ける必要があるとのことなので、今後この点についても検討を願うこととしたい旨報告があった。

(15) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和46年5月24日(月)午前10時～午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

大原, 渡辺, 博田, 石川, 中村各委員
白倉, 松本各専門委員

説明員 文部省植木留学生課長

後藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があって後、学長の交替によって新たに委員になられた秋田大学の渡辺学長と宇都宮大学の奥野学長の紹介があり、続いて前回(2月20日)の議事要録を朗読、承認されて議事に入った。

1. 外国大学との交流について

このことについては、委員長より、前回の委員会の際、ニューヨーク州立大学から名古屋大学、横浜国立大学等に対して学生・教官の交流の申し出があり、目下それぞれの大学で検討中である旨をお知らせした。本日は、名古屋大学の芦田学長より、この問題についてその後の事情を伺う予定であったが、急に所用のため出席できなくなり同学長より電話をもって、つぎのとおり連絡があった旨報告があった。

名古屋大学においては、その後、未だ具体的にこの問題の取り扱いをどうするかについての検討は進んでいないが、この交流問題は、特定の大学との間だけの交換交流の問題として取り上げることはしないで、広く外国の大学との交換交流の問題として取り上げることとし、先ずその第1段階としてニューヨーク州立大学との交流を考えているとのことであり、また、受入れだけでなく、日本からも教官、学生の交流もできるような方法を講じてほしい。それには

文部省に働きかけ、旅費などの予算措置を講じてもらうよう国立大学協会から政府に要望の形としたいとのことであった。

ついで、委員長より、よって外国大学との間の交流を活発に推進することを来たる6月の総会に提案し、要望書の案をつくって提出することが、有効ではないかと考えるが、この点はどうかと提案され、討議に入り、つぎのような意見があった。

○ この問題は、差し当たってはニューヨーク州立大学から申し出があった大学間の交流の問題をどうするかということと、もう一つは、一般問題として将来外国大学との間の交流について、日本が積極的に外国に教官・学生を派遣する問題を考えねばならないが、その予算的措置などどうすべきかの二つの問題に絞られると考えられるが、後者の問題は、政府はもちろん日本全体として考えるべき問題で、国大協だけでは考えられない問題だと思ふ。

○ 差し当たっては、ニューヨーク州立大学から始めるようにして、今後そういう制度をできるだけ早くつくるべきだと思ふ。

○ 学生の交流は、単位の認定が問題になるが単位は個々の大学できめてもよいのではないかと意見が多数の大学にあるので、それを認めることになれば、外国の大学との学生交流は比較的スムーズに実現できるのではないかと。

○ 学生の交流は、学部学生のみか大学院学生を含むのか、また、外国から来る学生の日本語の能力についてはどうなっているか。(この点、後刻植木留学生課長に確かめたところ、あまり確実ではないが、ニューヨーク州立大学の場合は、学部学生のレベルで、1年程度の日本語の教育を受けている学生を対象とし

ているとのことであった。)

- 大学間の単位の互換制について、白倉専門委員より、東大工学部では、すでに東京工大との間で協定ができ、本年秋頃から実施の段階に入る予定になっており、両大学の教官はお互いに非常勤講師として発令する方針をとって貰うことにしている旨報告があったが、各大学が全教官に発令行為が必要となると、手数も煩鎖になるので、文部省側で発令しないでもよいような手続方法を考えてほしいとの意見があった。

(植木留学生課長出席)

植木課長の説明に先だち、委員長より、同課長に対し、本日は、名古屋大学長より、外国大学との教官・学生の交流問題について、その後の進展状況を聞く予定であったが、同学長は本日欠席され、電話をもって委員長宛に本日の委員会で、外国大学との交流の問題を検討する際には、先方からの受け入れ問題だけでなく、日本側からも派遣できるような制度を考えるとともに、交流のための予算的問題も含めて、交流を容易にする方法を考えて、これを文部省に対して要望書を出したいので、この点を検討してほしいと連絡があった旨説明があり、ついで、植木課長より、この問題については、名古屋大学から近く具体的な相談を受けることになっていたが、未だその機会もなく今日に至っているが、その後進展した様子もない。文部省でもこの問題は、積極的に考えていくつもりである。また、外国大学とその他の一般大学との間の人事交流(教員・学生)問題については今後積極的に実現の方向へ力を入れたい。国大協側でも前向きに検討を進めてほしいと、その後の事情について説明があった。

続いて、つぎのような質疑応答があった。

- 大学側にとっては、留学生は日本人学生に比して非常に負担がかかり、指導教官や関係者も不十分である。また外国へ出す場合の予算的措置も考慮してほしい。
- 予算措置をとるためには、特定大学でなく、一般的に学生の交流を推進するという風な考え方で要求してほしい。
- 外国との学生交流で問題になるのは、外国からの受け入れよりも、日本から派遣する場合の資金が問題になるのではないか。
- 学生の交流といっても、国によって必要度も違うので、必ずしも国と国とが同数の学生というわけにはいかない。
- この制度を実現させる場合、日本側の現状では、大学院レベルよりも学部レベルの方が実現性がむずかしいようだ。
- 実際に外国学生を受入れる場合単位基準ははっきりしないので単位の認定が問題になる
- 単位の問題は、大学の教授会あたりに認定権を与えて貰えばよいのではないか。
- 日本の大学には、大学設置基準があるので、単位制度、修業年限等について再検討する必要がある。
- 現在日本の大学では、外国留学の場合は、休学をさせているが、その手続きをしなくともよいように特例を設ける必要がある。
- 留学生の宿舎に困まっている大学があるとのことであるが、大学で場所を確保してくれるれば、文部省としても積極的に検討する積りである。
- 国によって、留学生の募集時期が違っているので困まる。受入大学としては、12月の初めか1月頃に選考しているが、国によって別々の入試選考を行なうことは無理である。

以上のような意見の交換や質疑があつて、協議の結果、外国大学との交流問題については、もっと活発化するよう、文部省その他に要望書を提出することとし、要望書の原案は、6月15日の委員会までに委員長のもとで立案の上、同日午前10時より国立教育会館第2特別会議室において、第5常置委員会を開催して、討議し、成案を得れば、これを翌日の理事会に提出し総会に諮り、承認を得て、文部省その他に提出することとした。

2. 専門委員の委嘱について

委員長より、本委員会として外国の大学間との交流問題や留学生問題について検討するため適任者を専門委員に加えたいと考え、今回文部省の社会教育官から広島大学の助教授として帰任された、新堀道也氏を専門委員として委嘱したいと発言があり、協議の結果、異議なく、賛成され、事務的手続きをとることとした。

(16) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月15日(火)午前10時～1時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 後藤委員長

大原、渡辺、奥野、博田、越村、芦田牧、中村各委員

白倉、松本、新堀各専門委員

説明員 植木文部省留学生課長 外1名

後藤委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があつたのち、新しく専門委員になられた広島大学の新堀助教授の紹介があり、続いて前回(5月24日)の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

1. 大学教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書について

初めに委員長より、前回の委員会で協議の結果、外国大学との交流を活発化するよう、文部省その他へ要望書を提出することとし、その原案を委員のもとで作案することとなっていた。本日はその原案が別紙「大学教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書について(案)」のとおりまとめて見たのでこれについて検討願いたい。なお、文部省でもこれ以外に要望したい事項を、考えているとのことで、その点もうかがって何等かの形で加えるか、あるいは別個に検討して出すか、併せて検討願いたい旨述べられ、先ず原案を朗読し、ついで、この(案)の検討に先だつて、文部省の留学生課で参考資料として作案持参された、別紙「国立大学における外国人留学生教育の充実強化に関する要望について(案)」について植木留学生課長から、説明を聞くこととし、同課長より全文の内容について説明があり、予算編成の時期でもあり、われわれが、各大学から伺つて日頃考えているネックについても盛り込み、作案したつぎのような点を考慮に入れてもらつてはどうかと考えた旨附言された。

- (1) 国費外国人留学生の選考の強化
- (2) 日本語科目等の開設
- (3) チューター制度の採用
- (4) 教官、学生の国際交流の活発化
- (5) 私費留学生に対する援助措置の拡大
- (6) 専任留学生担当事務職員の配置

ついで、これらの事項の取扱も含めて、要望書(案)の検討に入り、つぎのような意見があつた。

○ 植木案は、受入れに主点があり、協会案は派遣する面が主となっているので、これらの両方を取り上げることにしてはどうか。

○ 文部省側の要望書(案)の4項の「教官、

学生の国際交流の活発化」を最初の要望事項としてとりあげてほしい。

- この植木案にもり込まれていることは、いずれも大学側としては、適切な問題のみでいずれは推さねばならぬ問題ではあるけれども今回の要望書にこれらの点を全部もり込むと要求の焦点がぼやける感もあるので、差当たりは当面の問題にしぼって推進するほうがよい、取り入れるとすれば、二、三、五の各項を考えてはどうか、その他の事項については、第6常置委員会の予算の要望にとりあげてもらふことも考えられる。
- 文部省より大蔵省へ要望する時期は、8月頃であるので、幅広く要望しておいた方がよいと思う。
- 植木案は、東京外大、大阪外大等が一番関心があるが、第5常置委員会としては、総会までに、十分に検討する余裕がないので、場合によっては、別箇に要望することはどうか。
- 受入れと派遣との2本柱にするか、どちらか1本柱とするかいずれがよいかは問題であるが、受入れについて何もふれないのもどうか、植木案の二項、三項、五項を原案にもり込んで2本柱にまとめた方がよいと思う。

大略上記のような意見の交換があつて、慎重に各項目ごとに討議の結果、植木案の意見(二項、三項、五項)をとり入れ、第5常置委員会の原案を別紙のとおり修正することとし、これを明16日の理事会に諮り、来たる6月23日の総会に提案して承認を得れば、直ちに文部省外関係筋へ提出することとした。

2. その他

(1) 外国人教官の受入れについて

「学術会議」で、外国人教官を日本で受入

れる場合、現行制度では正教授としてでなく客員教授として受入れているが、外国の大学では、他国の大学のプロフェッサーを受け入れる場合、正規のプロフェッサーとして受入れている。こんな点を改めたらどうかという意見があり、これに対して委員長よりこの問題は、当委員会でも以前に検討したことはあるが、日本では、外国人教官の社会保障制度もない。そんな点も含めて、今後の問題としてとりあげて検討することとされた。

(2) 名古屋大学とニューヨーク州立大学との間の教官・学生の交流について

このことについては、芦田委員(名古屋大学長)より、名古屋大学においては、ニューヨーク州立大学との間の教官・学生の交流問題については、その後先方との間の事情を各学部へ報告して、去る6月7日大学として協議の結果、ニューヨーク州立大学に限らず、外国の大学との交流という方針で、今後文部省と交渉して積極的に実現できるようすすめることに方針を確認したと、その後の状況報告があつた。

(17) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和46年6月24日(木) 午前10時～
午後1時

場 所 国立教育会館7階第7研修室

出席者 後藤委員長

大原、博田、越村、芦田(淳)、牧、関
(代、栗野)、小野、小島、稻荷山、芦
田(譲)、青木、日高各委員

開会にあたり、今回は委員の任期満了により昨23日改選が行なわれ、まだ正式の委員長が決定していないが、本日の議長については従来か

らの慣行により前委員長が議長になることで各委員とも了承した。

ついで議長から新委員の紹介が行なわれたが、あわせて本日欠席の教員委員九州大日高教授、専門委員として東大白倉教授、東外大松本教授および広大新堀助教授を紹介された。

1. 新委員長の選出について

選挙の方法は、これまでの例にならい無記名投票によることとし、また、投票には候補者の氏名に代えて大学名を記入してもよいこととした。

投票の結果は、後藤大分大学長が最多数を占め、新委員長に選任された。

ついで、新委員長に再選された大分大学長から、学長の任期があと1年程で満了するがこの点はどうかとの質問があったが、委員会としては改選の必要が生じた時に改めて考えることとし、再選を決定した。

2. 今後の検討問題について

新委員長から再任の挨拶の後、本日の議事としては委員長の改選だけで、他に予定した事項もないので、これから当委員会としての今後の方向を定める意味で、いろいろ幅広く論議を進めていきたいとして、次の様な意見を述べられた。

(1) 要望書の取扱い報告と今後の問題の指摘等について

○ 昨日の総会で決定した留学生問題に対する要望書については、文部省留学生課長の説明で、いろいろ論議をつくしたが派遣国費留学生について、今年は旅費滞在費を政府に要望する方針である。この動機については、今年2月に米国ニューヨーク州立大学のヤング教授からの申入れによる学生等交換の話があったが、これに関連して、適

切な旅費等の予算措置を要望する。

○ 政府も今年は積極的に受け入れの方針であるから、国大協としてもその具体策を検討する姿勢を示して欲しい旨の申越を受けている。

○ 外国人留学生の受入れについては、選考基準を作って資質の高い者を採用する様にしたい。日本語教育を完全にし、5年の留学生生活に支障のないように選考を厳格にやって欲しい。

○ 受け入れる大学では留学生の世話をする事務職員が必要になる。

○ 要望書作成に際しては、重点がぼやけるのであまり文部省の考え方を主体にするのはどうかと思うので、3項目にしぼった。

○ 会長が明日要望書を持って、大蔵、文部人事院等へまわることになっているので、この問題について委員長として同行を求められている。

○ 専門委員の委嘱については、教官の交流、単位の互換性の問題等いろいろ大学間の協力の問題が多く、かつ、これらの問題には複雑、困難な点があり、解決推進のため広く専門家の意見が必要であるので新たに前回から新堀氏に専門委員として参加出席を願っている旨報告があった。

○ その他の問題についても、どしどし提案してもらって研究していきたい。

(2) 大学間の協力の問題について、次のような意見の交換があった。

○ 中教審答申との関係を考えて今後検討を進める必要がある。

○ 大学改革の問題が以前より鋭く出てきている。

○ 大学院の地域的連関性を持たせる。

- 中教審答申の中の具体的な方策について、いろいろの問題がある。
 - 大学間の協力は幅が広いので、この委員会のみの所掌と限定し難い問題がある。すなわち、非常勤講師手当問題もその例であるが、採り上げる問題によっては、他委員会との関係を見極わめてゆく必要がある。
 - 教官の交流については、現在まだ制度的のものはないので、個別的な取り扱いになる。しかし、個別的なものから制度化される可能性もある。
 - 大学間の交流は、学部自治との関連で微妙なものがある。
 - 旅費に関する問題もあるだろう。
- (3) 米国ニューヨーク州立大学と横浜国立大学との学生交換問題について
- 横浜国立大学としては、留学の期間は1年間とし、単位は互換するという事で早期実現に持っていきたいと考えている。単位認定の問題、受け入れの資格等具体的については予算的な裏付けがあった場合に検討すると云う説明があり、以後次の様な意見の交換があった。
- 学生の交換は対等の条件で行う必要がある。
 - 文部省では来年度10人程の予算要求をすると云っている。
 - 横浜国大では単位の互換について科目の如何を問わず認めるかについては具体的には話していない、また学内意向調査の結果学生数は10~15人位と考えているようで、中には積極的に推進を主張する意見があった。なお、現在このことについては、横浜国立大学から返事をする事になってい
- る。
 - この問題は、米国と日本との学長の権限の相違があって、日本では速断できない事情もある。
 - 本省の意向では旅費については考えているが、生活費は留学生の自弁となろう。
 - 自然系の方が要望度は高いのではないか。
 - 新しい途を拓く必要がある。
 - 外国の大学で卒業する者がでてくるが、これでは交換にならない。
 - 迎える一送る一教員の交換の3段階を原則的に決め、受け入れについてのむずかしい問題の調整は自国内でやること。
 - 文部省では努力したいが、可能性についてどうなのか判らなければ国側としても踏み切れないといっているが、見通しをたてればある程度可能なのではないか。
 - 留学学生の家族の経済的負担は50万円位になろう。
 - もっと詳しく聞いてみるが、予算面について、から振りになる心配はないだろう。
 - 相手国と対応する措置をとる必要はあるが、経済的な不均衡は気にする必要はなからう。
 - 日本側としては特定大学との交流と云うことでなく、外国との交流という意味で進めてゆくのである。
 - 協定については人員、単位の互換、授業料免除についてとり決めれば良いだろう。
- (4) 非常勤講師手当、旅費増額について
- 手当については、従来より、1時間単価200円しか上っていないので今後の対策について検討したい。
 - 旅費の積算が極めて低い、また各大学間

に格差がありすぎるので、非常勤講師の依存度が高い大学では大変に苦勞している現状である。

- 不要額が出るのは、余るのではなく絶対額が足りないためである。
- 高知では特に語学の教員が不足しているが、旅費がないので非常勤講師を委嘱することが不可能であり、むしろ専任教官が必要である。
- 不要額の問題を解決しないと本省としては大蔵省に予算要求が出来ないといっている。
- 非常勤講師は、大学間の交流に役立っているが、必ずしも有効ではない例も多い。
- 急場しのぎの例が多く見受けられるので再考を要する点もある。
- 講師手当の返納は10数年来の習慣のようになっている。
- 積算単格と具体的単価に差があるからだ。
- 単価は各大学個々の基準によっている現状である。
- 非常勤講師制度の目的は交流なのか、欠員補充なのか。
- 文部省留置の臨時配当に旅費はつかない。

以上で、本日の討議を終り、次回の予定については未だ決定できないが、今日の問題を持ち帰って研究され、あらためて持ち寄ってしばって決めたい。また、内地留学の問題を採り上げて検討も加えたい。これについては本省からの連絡では、昨年まで3学部3名であったのが、旅費手当が上ったのかかわらず総枠が変らなかったの、今年度は3学部1名に減せられているがなんとかならないか、また外国人の講義

に対し単位を与えることに関し質議があったが、くわしい事情をよく調査の上、検討することにして本日は閉会することとした。

(18) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和46年5月13日(木) 午前10時～12時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 近藤委員長

加藤(陸)、安田、隅谷、加藤(六)、馬場、井手、釜洞、北村、田中各委員
中林、高梨、福田、田口、稲野、手塚各専門委員

(文部省説明員)

安養寺審議官、望月庶務課長、吉田人事課長、大門庶務課長補佐、外2名

近藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、開会の挨拶があった後つぎのとおりそれぞれ新委員と専門委員の紹介があった。

大学名	旧	新
東北大学	水野 弥彦	加藤 陸 奥雄 (委員)
福島大学	野村 正次	安田 初雄 (委員)
東京大学		隅谷 三喜男 (教員委員)
信州大学		高梨 昌 (専門委員)
東京学芸大学		田口 栄司 (専門委員)
一橋大学		手塚 卯津美 (専門委員)

1. 昭和47年度国立大学特別会計予算概算編成方針について

委員長より、本日は先ず、上記概算要求の編成方針について、文部省側からの説明を伺がい、その後この問題について質疑や意見の交換を行

ないたいと挨拶があった。

ついで、文部省村山大学学術局長の代理として出席された安養寺審議官より、別紙配付資料「昭和47年度国立学校特別会計概算要求について(案)」によって、つぎのとおり説明があった。

昭和47年度の概算要求は、大筋においては、大体昨年度の線に沿って編成し、教育・研究条件の質的充実重点を置いて、量的拡大は、原則的には行なわない方針であると前置きされ、この案は未だ正式に文部省として決まったものではなく、大筋だけを相談した程度のものであって、来たる5月21日に開催する全国各国立大学事務局長会議までには、文部省案をまとめ、詳細はその際説明する予定となっている旨述べられ、なお、来たる5月28日には中教審から高等教育制度全体の改革についての答申がある筈になっているので、文部省としては、その答申をまってその他関係諸団体等からの意見等を考慮の上本格的に予算(案)の編成にとり組むつもりであるが、差し当たり47年度の概算要求に当っては、この方向をふまえて、編成したものである旨説明があった。続いて、昨年度と特に異なっている点は ①医者の養成は、大学で養成する考え方で検討している ②国立大学の医学部と医科大学の急設の要があるのでこの調査費を予算に計上した ③総定員法の第2次計画が考えられている折柄、大幅な増員を要する計画は、かなり困難な問題が伴う ④琉球大学を国立大学とする等であると、その主なる相違点をあげられ、ついで別紙概算要求(案)によって、つぎの各項目についてその編成構想の説明があった。

- (1) 学年進行による教官の増員等既定計画による教育・研究条件の整備を最優先に取り扱う

こととし、新規事項については、必要性が強く緊急度の高いものに限定する。

- (2) 既設医学部の拡充(入学定員増加を含む)に努めるとともに、地域的配置等も考慮し、47年度以降2~3の医学部または医科大学新設の準備を行なう。
- (3) 琉球大学の国立大学移管に伴い、所要の整備充実を図る。
- (4) 国立学校
 - ① 学科の新設・改組等
 - ② 附属研究施設、実習施設センター等の新設・整備
 - ③ 教員養成学部等の整備
 - ④ 短期大学の整備充実
 - ⑤ 高等専門学校の整備充実
 - ⑥ 情報科学、情報処理教育の推進
 - ⑦ 厚生補導の整備充実
 - ⑧ 留学生教育の整備充実
 - ⑨ 大学附属図書館の整備充実
- (5) 大学の附属病院
 - ① 教育・研究および診療体制の整備充実
 - ② 看護体制の充実強化
- (6) 大学附置研究所
 - ① 研究所新設・改組については慎重に検討する。
 - ② 既設の研究所の整備は、特に緊急なものについてとりあげる。
- (7) 重要基礎研究の総合的計画的推進
- (8) 施設の整備
- (9) 事務の合理化
- (10) 定員削減の問題について

この問題については、別紙には出ていないが、文部省としては、研究・教育の推進のため必要な職員は削減の計画には応じられないので、その具体的な問題点について検討して

いる。今後連絡の上進めたい。

以上のとおり、編成方針について説明があり続いて、つぎのような点について質疑があった。

- 定員削減問題については、文部省としてはどう考えているか（国大協の要望をふまえて目下慎重に行政管理庁と折衝を重ねている）。
明年度は、本年に引続いて量的よりも質的に重点をおくとのことであるが、教官研究費の増額は是非希望する。
- 全般的な予算は、教養部（15%程度）、学部（5%程度）共増額になっているが、文部省としては、できるだけ増額に努力していく考えである。
- 特に大学院学生の経費、図書館（司書職の定数が特に不足）予算の増額、施設設備の充実に望む。
- 学部に直接基礎をおかない大学院研究科専攻課程の予算のたて方については、専攻課程の所属する講座に基づいて積算し、その講座の所属する学部に配当する。

2. 教職員の給与改善について

委員長より、このことについては、予てから本委員会の小委員会でも種々問題をとりあげて検討しており、大体において意見も一致しているので、近く小委員会で、とりまとめを行ない、「待遇改善の要望書」案を立案してもらいたいと別紙配付資料の高梨専門委員がとりまとめた前回（3月30日）の小委員会で検討された議事要旨と「国立学校事務系職員の待遇改善について」（案）について説明があった。

ついで要望書の作成は小委員会に一任することとし、次回小委員会でさらに問題点を再検討して、作業にとりかかることとした。

なお、次回小委員会（給与改善に関する問

題）は、6月5日（土）午後1時より、国大協会会議室において開催することとした。

3. 定員削減の問題について

初めに、委員長より、定員削減については、これまで国立大学協会としてしばしば関係省庁に、その適用除外の要望をしてきたが、このたび明年度以降も削減の方針が明らかになったので、緊急に関係省庁へ国立大学教職員をこの枠から外すよう要望書を出したいと考え、別紙「昭和47年度以降の定員削減に関し、国立大学教職員を適用除外とすることについての要望書」を立案したので、本日は、これについて検討修正を願いたいと挨拶があった。

ついで、鶴田事務局長から、各大学から寄せられた要望書の紹介があり、続いて、今回の「要望書」の原案は一応会長とも相談の上、立案したものであるが、この案文を検討し、修正意見があれば伺いたいと述べられ、全文を朗読の上意見の交換を行なった。

主なる意見としては、この案は、卒直に読むと、臨職の問題が浮き上がっている感じがあるので、多少前回の繰り返しになるようだが教官のことについても、もう少しはっきり打ち出した方がよいのではないかと意見があって、この点も考慮に入れ、要望書の最初の部分にそのことをもり込むこととした。

続いて、具体的修正点の検討に入り、原案の大筋においては賛成を得たが、一部に字句や表現の仕方等を変更することとしたが、本日討議された意見をとり入れて、至急昼食時を利用して下記委員に修正を依頼することとした。

記

近藤委員長、隅谷委員、中林、高梨、田口、稲野、手塚各専門委員

なお、修正案ができれば、これを明日午後開

催の理事会に諮り、了承を得れば、明後日（15日）会長、副会長、近藤第6常置委員長が関係省庁へ持参説明の上要望書を提出することとした。

（後記）「要望書」は上記修正委員の合議の結果、別紙のとおり修正された。

次回小委員会

日時 昭和46年6月5日（土）午後1時より

場所 国立大学協会会議室

議題 (1) 教職員の給与改善について
(2) その他

(19) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和46年6月24日（木）午前10時～午後1時

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 近藤委員長

丹羽、中林、渡辺、隅谷、鎌田、加藤馬場、井手、今西、井上、広橋、北村田中、中塚各委員

近藤現委員長より、開会の挨拶のあと、本日の議事進行について説明があり、先ず、委員の任期満了に伴って新委員長の選出をすることとし選出方法は投票か、推せんにするかをはかり（推せんによることになり）現委員長の近藤東京農工大学長が推せんされ、引き続き委員長に選出された。

新委員長のあいさつに次いで、この委員会の今後のあり方などについてご審議願いたい旨の発言があり、昨年から進められてきた大要について ①教官等の待遇改善 ②定員削減 ③財政の3つが主な柱になっている。また、昨日の委員会で問題提起のあったことについての補足

説明があり、これらを中心に個々の問題について、次のように検討することとした。

1. 教官等の待遇改善について

委員長から、昨日のこれに関する要望書等についての主な意見ならびに給与の根本的改善をはかるための調査会または協議会を設置することについて、非公式ではあるが文部省と打ち合わせを2、3回行なっており、次官から設置についての返事を得ている旨の経過説明があり、次のような意見交換等があつて、給与の根本的改善をはかるための調査会または協議会を早急に設置するよう働きかけることとした。

- 早急に調査会を設置（発足）されるよう要望する。
- 裁判官なみの待遇を目標に進めること。
- 人事院では教官の数が多過ぎる。一方社会的にも国民の要望に答えることが必要であり、また自主的な自己規律についての問題等についても考える必要があるのではないか。
- 諸外国における状況等について、情報交換（待遇・人事交流・外国との交流・研究費の増額等）が行なわれた。
- 裁判官は終身官ではないので、教官の任期制についても考える必要があるのではないか。
- 中林委員は、全国懇の幹事として活躍されており、早い機会に調査会で講義等をしてもらい、それをたたき台としてはどうだろうか。
- 評議員には、管理職手当を出す根拠があるのではないか。
- 裁判官には、調査手当が出ているが、税の対象外となっており、研究手当相当のものを同様に考えられないか。
- 裁判官は特別職であるが、教官についても

人事院の枠外となる可能性があるのではないか。

- 大学院関係の調整額の引上げには限度があり、号棒調整を考えることが必要となるのではないか。
- 最近、無機材質研究所では、グループ制（職制ではない）をとっており、若手リーダーにも手当を出す方法がとられている。
- 従来は教官についてのみ進められてきたが最近では研究教育補助職員の待遇改善も加えるような話になってきている（一般職員については、むずかしいのではないか、どこに特殊性があるのか問題である。）

2. 授業料の値上げについて

このことについて、馬場委員から発議があり昨年は、今年は困るということで一応了承されたが、本年も同様に問題になると思われるので早急に検討しておく必要がある。このため国立大学の授業料とは何か（性格）、私立大学の授業料との違いをはっきりさせることが必要であるのではないかと、とのことで次のような意見交換等があり、このための専門委員会を設けることにし、7月23日午後当委員会を開き「授業料の性格等について」方針を決めることにした。

- 国立大学の学生は経済力が比較的低い
- 私立大学の授業料と比較されるが、国立の場合は授業料とは違うのではないか。
- 国立大学の授業料とは何か（性格）。
一種の施設利用のための入場料的な考えもあるようである。
- 財政面では値上げを考えているようである（問題がある）。

3. 定員の削減について

委員長から、国大協、学術会議としても文部省には適用除外の要望を出している旨等の説明

があった。

（予定時間が超過し以下簡略に審議が進められた）

4. 予算について

委員長から、概況の説明があり、来年度概算要求について国立大学側の実情を文部省の概算編成にまにあうよう検討しておかなければならないので次回に審議願いたい旨等の説明があった。

5. その他

（委員からの質問）

従来の委員長の選出方法はどうか。

委員の交替に伴って専門委員の委嘱はどうか。

(20) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日時 昭和46年5月28日（金）午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

柳川、加藤（代、山本）、相磯、長崎、

中川、中塚、中村各委員

吉利、堀口各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、新たに委員になられた東北大学の加藤委員の代理として出席された山本教授と本委員会に初めて出席された鹿児島大学の中村委員の紹介があつて議事に入った。

1. 医学教育改革の問題点について

初めに、委員長より、本日は前委員会に引続いて、医学教育の根本的改革の検討をするには

まず、基礎調査を十分に行なう必要があるので、医学教育全体としての問題点、国立大学の医学部としての問題点などについて検討を続けたい。また、この問題は目下医学部のある各国・公・私立大学、医師会、学会、中央教育審議会大学基準協会等においても適切な改革案を見出すべく検討中であるので、本委員会としても現状を十分把握のうえ、改革策を考えたいと述べられ、つぎの点を取りあげて意見の交換を行なった。

(1) 教養課程2年、専門課程4年の問題について

委員長より、現在の教養課程の単位制度は2年間に64単位を取得すればよいことになっているが、実際の講義内容は高校のむし返しのものがかかなりあり、しかも1年半位の期間で、所要の単位は取得できる程度のものであるので、学生にとっては魅力が少なくなっている。そんな理由もあって、最近では、従来の医学教育の方法を改め、6年間の一貫教育（今までの枠をはずして教養課程と専門課程を一緒にする）にしてはどうかとの意見がかかなり強くなってきた。そこで現実的にこのような制度に改めるとすればどのようにすればよいのか、また、一面この問題は、教養部側にはかなり不満の声があるようだ。本日はそんな点について意見を伺いたいと述べられ、ついで各委員の間でつぎのような意見の交換があった。

- 教養課程の教育は、高校教育と密接な関係があるので、これと切り離して議論することは無理である。
- 教養科目を単位制にしないで、科目制にしたらどうか、また、教養科目の単位を6年間のうちに自由にとることにしたらよい

という意見もあるが、高学年になると、教養科目の勉強はしたがらなくなり、卒業期近くなっても取得できない学生が増えてくるおそれもある。

- 現在は、専門科目の一部を教養の方へ移して、授業をしているところもあるが、新制度の大学が発足した当時は、はっきりと区別されていた。しかし、最近ではそれ程はっきり区別する必要もないという考えが多くなってきている。他の学部が1年半で専門に入るのに、医学部だけが2年である理由が問われている。

- 文部省通達で、教養科目の単位の取得は必ずしも教養部2年間で、とらなくともよいとなると大学としてはやり易くなる。
- 専門科目の教養への持ち込みは、各大学が、適当に工夫して、実施したらどうか。
- 大学基準協会の医学部関係部門では、教養課程の科目の履修方法の変更は、余程慎重に検討したうえでなければ困まるとの意見である。

以上のように、この問題については結論的意見はなかったが、現在の教養課程制度を止めて、6年間の一貫した教育方法に改めた方がよいのではないかとの意見がかかなり多かった。また、現実の問題として、専門課程の科目の一部を教養課程へ移すことについては各大学がそれぞれ事情に応じて自主的に実施したらよいのではないかという程度であった。

(2) 総合大学における医学部独立論について

委員長より、総合大学の医学部を切り離して独立した方がよいのではないかとの議論も一部にあるようだが、この点についてどう考えるか意見を伺いたいと発言があり、討議し

たが、この問題は、附属病院との関連があり臨床教育が職業教育であるとするところに問題がある。研究面ではメリットがあるが診療面に問題があり、教育そのものは総合大学が良いなどの論議があり、実際には実現困難な問題でもある。現在各国立大学の病院長会議や医学部長会議においても特に強い議論はなく、何となくくすぶっているといった程度で、それほど問題になっていない。独立論も全くないとは言えないが、今のところ全体の空気としては、とくにとりあげて問題にする程でもないとのことであった。

なお、この問題と直接には関係はないが、今後医師不足を補うため医師の養成機関をつくる場合（医学の研究方面でなく）は、総合大学に医学部を設けるよりも、医科大学を設置した方がよいのではないかの意見があったが、この意見に対しては、規模の小さい大学側から見ると、むしろ総合大学に医学部を設けて貰った方がよいとの意見もあった。

(3) 附属病院の切り離し説について

この問題は、時々話題としては聞くが、まだ正式に国立大学の医学部長会議や病院長会議等で提案され、検討したことはない。過大病院の問題は、確かに再検討の必要もあるが病院なしの医学部、医科大学は考えられないので、病院だけ切り離すことはできない。病院を切り離そうとすると医学部がそれについてくる。現実には、問題点は教育病院のレベルが低くて問題にならない点にあるのではとの意見もあった。

(4) 教育病院の問題について

委員長より、最近、大学の附属病院のあり方をめぐって、医学教育改革の一方法としていわゆる教育病院の制度をつくったらという

説もあるが、この問題についてどう考えられるかと意見を求められ、つぎのような意見があった。

① 教育病院は、理想としてはよいが、現実的には研究機関としての施設・設備等すこぶる不十分であって、教育的には無理である。大学の附属病院並みにすること、それには予算面の充実が必要である。また、学生は大学から離れたくない気持ちを持っている。

② 卒前教育は、大学の附属病院でやるべきだ。

③ 卒後教育についても、大学でやるか、やらないかについても賛否両論がありまちまちである。教育病院では、卒後教育ならば引受けるが、学生の段階では足手まといになるとして喜ばれない傾向がある。

④ 教育病院の医師を教授とか助教授または講師にするとか、人事（定員問題も含む）問題が簡単にいかない。

⑤ 将来、大学病院より優れた病院ができれば、教育もその方へ移すことも結構だ。よい病院になればそこへいくことになる。いかないからよい病院にできないことにもなる。

⑥ 地方には、教育病院として適当な病院は殆んどない。

⑦ 東北地区では、卒業後、大学以外の病院に相当多数行っている（70%程度）

2. 委員会委員の構成について

委員長より、当委員会の委員の構成について意見を求められ、協議の結果、現委員の外に医学部出身の学長を1、2名追加することとし、差し当たり北村徳島大学長に委員をお願いすることとした。

○ 次回委員会開催日は、後日決定することとし、来たる6月の総会には委員長から今日まで当委員会で検討してきた経過と内容を報告をすることとした。

以上で、本日の会議を閉じ、次回には引き続いて、さらに問題点を種々の角度からピックアップして検討することとした。

(21) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和46年6月24日(木)12時~13時

場 所 国立教育会館6階大会議室

出席者 和達委員長

加藤(陸)、実方、柳川、秋月、横田、長崎、中川、森島、今西、曾沢、前田藤本、稲荷山、飯島、芦田、池田、田中、葛西、黒田、各委員

(委員長が選ばれるまで、鶴田事務局長の司会により開会)

1. 委員長の選出について

先ず、本委員会の委員長の選出について諮られ、重要な問題であり、前例もあるから副会長に委員長をお願いしたい旨の意見が出され、協議の結果和達副会長に委員長をお願いすることとした。

(和達委員長主宰の下に続会)

2. 委員の構成について

鶴田事務局長より、昭和43年8月8日の理事会決定の別紙(1)の「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」の実施に関する特別委員会設置等について、を朗読の上説明があった後現在の入試期特別委員会は、旧第2常置委員会学長委員全員が参加して構成されているが、委員が改選になったので、新第2常置委員のメンバーを入れるかどうかについて諮られ、改選前

の第2常置委員会のメンバーの方が実際問題として様子を知っているので、適切ではないか、また第2常置委員会その他というふうに別紙を修正してはどうか、など種々検討され別紙(2)(入試期特別委員会について)のように修正し午後の総会に報告し、了承を得ることになった。

3. 今後の審議の進め方について

(1) I・II期校の問題と共通第一次入試は直接には関係ないと思うが、利用の方法については関係が出てくると思う。またI・II期校の問題は共通第1次入試決定以前に進めるべきであって、共通第1次入試とは別箇に進めて欲しい。

○ 秋月委員よりI期・II期の区分けの問題は、第2常置委員会でもいろいろ議論があり、別紙「続案」はたたき台のつもりで配布したもので、ご検討願いたいと同案の説明があった。

以上のような意見が出され、委員長より今回は時間等の関係で具体論に入れないが、次回から本議論に入りたい旨述べられて閉会した。

○ 次回特別委員会

日 時 7月13日(火)10時

場 所 国立大学協会会議室

別紙(1)

「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」の実施に関する特別委員会設置等について

昭和43・8・8

理 事 会

「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針(以下単に「方針」と云う。)の実施については、第41回総会の決定に基づき次の特別委員会を設け、同委員会において主たる事務を行な

う。なお、具体案の作成については、この方針にいう全大学協力の趣旨により特別委員会および地区学長会議の両者連携のもとに協力して速かにこれが実現を期すものとする。

1) 特別委員会の名称

入試期特別委員会

2) 特別委員会の委員

① 会長および副会長

② 第2常置委員会の委員

地区学長会議との関連を考慮して大学の代表者たる委員に限ること。

③ 各地区の定員は3名（I期校1名・II期校2名）とし、前項1および2の委員の数がこれに満たない地区にあっては、当該地区の理事をもってこれに充て、なお不足する場合は、他の大学の代表者のうちから理事会においてこれを選考する。

ただし、関東甲信越地区は、前項1および2の委員にとどめ、九州地区は第2常置委員会の関係上特にI期校を2名とする。

(注)

入試期特別委員会との連絡および地区学長会議における意見取纏めのため、地区学長会議にこの問題に関する幹事(仮称)をおき、入試期特別委員会の委員3名をもってこれに充てる。

別紙(2)

入試期特別委員会について

入試期特別委員会は、国立大学の入学試験のI期・II期の問題を検討するものとする。

入試期特別委員会の委員は、次のとおりとする。

1) 会長および両副会長

2) 第2常置委員会の委員若干名

3) 大学の代表者たる委員若干名

(注)

委員の達考に際しては、各地区およびI期校・II期校の権衡を考慮するものとする。

(22) 教職員の厚生等に関する
特別委員会議事要録

日時 昭和46年5月12日(水)午前10時～午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 相磯委員長

柳川、山本、近藤各委員

苫米地、手塚各専門委員

相磯委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(3月5日)委員会(在京委員および専門委員)の議事要録を朗読し、承認され、ついで、公務員宿舎の増設等の要望については、3月11日関係筋へ出向いて要望した旨報告があつて議事に入った。

○ 保育所設置に関する要望書について

本日は前回の上記委員会で検討された保育所設置に関する要望書(案)について、その後事務局長の手許でまとめた別紙原案によって再検討することとし、検討に先だち、会議資料として配付した名古屋大学から寄せられた別紙「保育所設置の要望書」と「国立病院関係の保育所に対する厚生省の取り扱いについて」を朗読、説明があり、続いて、事務局長作案の要望書の原案を朗読し、ついで事務局長より、前回案の修正点とその内容について詳細にわたり説明があり、前文と要望書(案)および設置要項(案全般について審議を行なった。審議の過程において ①女子職員を主として考えそこに重点を置いているような感があるが、その他の職員や大学院学生等についても含みをもたせてはどう

か。②共済組合を主軸とする建前から職員が中心となり、現状では、院生までを考えるまでに至っていない。また、この案では、院生まで含めることは困難である。③最近では職員と学生を切りはなすことが難しい傾向がある。院生まで含ませる余地を考えておく必要はないか。④かえってよけいなトラブルを起こす心配はないか、差し当たりは、教職員を対象として考えていくべきではないか。⑤院生や非組合員は保育料をある程度多く出させるとかして準組合員的に考えてはどうか。⑥定員外の職員の扱いはどうするか。⑦定員外職員は女子学生等に含ませておくとの考えはどうか。等種々例を挙げて意見の交換があり、討議の結果、本案は別紙のとおり修正することとした。

なお、このことは5月14日開催の理事会に報告し、了承を得れば、総会に諮って要望書を提出することとした。

以上で、本日の会議を閉じた。

(23) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年6月14日(月)13時30分~17時

場 所 学生会分館8号室

出席者 前田委員長

実方、松永、加藤(東北)、秋月、和達、川村、加藤(東工)、小野、続、森島、藤本、釜洞、入江、菅、倉田、長瀬、黒田、中村各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、文部省の西岡政務次官から本日々刻、入試について懇談したいとの話しが出たので、やむを得ずこの会議を5時に閉会いたし

たい旨了承を求められ、続いて前回の議事要録を朗読、次のとおり一部修正があって審議に入った。

2頁下から7行目以下3行を、次のとおり修正する。

○ 共通第一次入試は、入学試験をⅠ期・Ⅱ期の区別を廃止する前提でなければ意味はない。

○ この方法が実施された場合には、だんだんこの区別が無くなってくると思う。

次いで、審議に入る前に、議事進行について意見を求められ、秋月委員より、入試期の問題については、さきに入試期特別委員会において、各大学および地区の意見なども聞き、慎重に検討されたが、遂に合意に達せず、昭和44年6月の総会において、第2常置委員会の入試についての抜本的な検討の結果を待って、改めて入試期について検討することとして一応第2常置委員会へさしもどしとなり、しばらく休会することとなった。以来第2常置委員会において改めてアンケートとして各大学の意見を徴し、その振り分けについて検討し、一応の参考案を考えたが、それ以外に方法も考えられないので、入試期特別委員会で再検討願うてはとの意見に一致したので、これを理事会に提案することとなった旨報告があり、これに対して、入試期の問題は現実には共通第一次入試の問題とからんでおり、入試期の問題と切り離して共通第一次入試の問題を論ずることはできないとする意見も出された。よって委員長より、共通第一次入試の問題については、目下自由討議によりその利点をさがしている段階であるが、入試期の問題が狙上に上ったので、本日はこれと関連する問題について討議を願うこととしたい旨諮られ、この問題について質疑応答ならびに忌憚のない

意見交換があった。発言された主な問題点は次のとおりである。

- 1) 現行のⅠ・Ⅱ期制のまま実施する場合、Ⅰ・Ⅱ期制をなくして実施する場合、Ⅰ・Ⅱ期を組み替えて実施する場合とケースバイケースで審議を進めてはどうか。
- 2) Ⅰ・Ⅱ期制の問題は、入試期特別委員会で検討されることとなると、それと併行して進めてはどうか。
- 3) Ⅰ・Ⅱ期の問題とからみ過ぎているようだが、入試期の問題とは別個に切り離して進めてはどうか。
- 4) Ⅰ・Ⅱ期の問題と切り離しては論議はできない。
- 5) 現行のⅠ・Ⅱ期制を前提として共通第一次入試の問題を論議するとなると話しは違う。
- 6) 共通第一次入試のメリットはわかるが、実施の具体的内容が理解できなくては、いずれとも決断がつかない。
- 7) 東大方式もよいが、Ⅱ期校では期間を延ばすとかしなくては、時間的に実施は無理である。そこで共通第一次入試を実施し、それによって足切りをすることも考えられる。
- 8) 共通第一次入試は足切りに使うものと誤解されやすい。そのために入試の合理化の点がうすれてくるのではないかと（とくに足切りをしなくてもよい大学もあり、またⅡ期校では足切りをする時間的余裕がない）。
- 9) 現行のⅠ・Ⅱ期制のもとで実施した場合、同じ入試問題、同じ内申書である大学には入学し、ある大学には入学出来ないことになることに問題がある。
- 10) 共通第一次入試によって、Ⅰ・Ⅱ期の問題が解消するとの考えは、共通第一次入試は、大学の入試であり、いわゆる「共通テスト」

ではない。したがって国立大学への出願者だけが受験するものであり、二つの大学へ出願できるので、これによりⅠ・Ⅱ期制による2回の受験の機会の供与に替えることができるとの考えによるものである。

- 11) 現在のⅠ・Ⅱ期制では、共通第一次試験はやれないという理由は、共通第一次入試を11月に実施するとすれば、やれないことはないが、二回受験の機会を与える原則からすればⅠ期校とⅡ期校と別々に実施せねばならないこととなり、実際的には無理であろう。
- 12) 各大学で勝手に自由に実施することは、高校の指導要領の多様化により、不可能に近いであろう。ただし学部別ならば別である。
- 13) 現在は、あまりにも何大学用の勉強が強く出ている。これを共通第一次入試により打破し、正常にかえることとなればよい。
- 14) 共通第一次入試を仮りに11月に行なうとすれば、高校の勉強が11月までに切りあげられる弊害が生じないか。私立大学が11月に一斉に試験を行なわない限りは心配はないであろう。
- 15) 入試期特別委員会の実施したアンケートの経過やその結果などをよく理解して議論を進める必要もあろう。
- 16) 入試の問題の内容をよくする利点はあるかわりに、危険も大きくなる点もある。全大学が実施するためには、十分検討する必要がある。
- 17) 共通第一次入試の困難、弊害ならびに高校側の利点、不利な点（高校側の意見も聞いて）もうかがいたい。
- 18) 実施するための経費（財源）、実施期、高等学校との関係（協力などの）などの問題についても検討の必要がある。

以上で一応論議を閉じ、委員長より、共通第一次入試を実施することになれば、相当の予算が必要であることも覚悟しなくてはならない。全大学が実施する建前である以上、十分に検討しなくてはならない。第2常置委員会では従来から検討されていたので、実施されたアンケートの経過やその結果などもよく理解されているが、はじめての方々もそれらの点も十分理解された上で、全体として納得されたものでないといけなと思う。今までにかなり多くの意見が出されたようだが、次回には、なおこの作業を続けてやるかどうかを決めたいと思う。

なお、総会には、今までの審議の経過を報告し、次回は7月に入って開きたい。今日の議事要録は委員会前にお届けすることとしたい。

次回委員会は7月12日(月)13時30分より17時まで、学生会分館3号室において開催することとした。

(24) 大学運営協議会研究部会 全体会議議事要録

(午前の部)

日時 昭和46年6月2日(水)午前10時~午前11時30分

場所 学生会分館6号室

出席者 柳川(第1),和達(第2),中川(第3)
各研究部会長

(第1研究部会)

小野委員

伊藤,長沢各専門委員

(第2研究部会)

広根,宮島各委員

小野,柿内,綿貫,越後谷,下沢各専門委員

(第3研究部会)

秋月,武田(主査)各委員

佐々木,小野,鈴木各専門委員

和達副会長(第2部会長)主宰のもとに開
会。

初めに、和達副会長より、本日は、過日各大学へ送付して意見を伺っておりました「大学問題に関する調査研究報告書(案)」について、別紙のとおり各大学(本日現在回答校54(内意見があるもの31,意見のなかったもの23)から意見をいただいたので、これらの意見に基づいて上記報告書(案)の再検討を行ない、別紙審議日程によって各研究部会を開催して、修正点の再検討を願い、その上で、さらに各研究部会の全体会議を開催し、全体的に各部会の調整を行ない、最終的の報告書(案)をまとめたことと挨拶があった。

ついで、丁子主事から会議資料の説明があった、議事に入った。

1. 大学問題に関する調査研究報告書(案)審議 予定その他について

このことについては、事務局長より、別紙予定表によって審議日程の説明があり、議長よりこの予定によって報告書(案)の最終的のとりまとめをすることとした。なお、本日午後の各研究部会は、できれば午後4時頃までに終わらせその後再び「各研究部会全体会議」を開いて各部会の意見や修正点の説明を聞き、全体的に検討調整し、今後の予定をきめることとした。また、この報告書(案)全体の修正箇所が決定した場合は、理事会、総会において説明する必要があるので、前回の「中間報告」と今回修正した「報告書(案)」との主な修正箇所の説明書を各研究部会からそれぞれ提出して貰うこととし、その原稿は6月7日(月)までに事務局

まで届けて貰うこととした。

2. 各研究部会から見た、各大学からの意見について

武田委員（第3研究部会主査）より、全体として各大学からの意見について、つぎのような点が述べられた。

① 全体としては、中間報告（案）は、各研究部会の報告が、ばらばらで平仄が合わない感があるとする点。

② 大体において、大規模大学を念頭において小規模大学のことを念頭においていないようだとする点

以上のような意見があるが、これらの点をどの程度に調整するか、この点をさらに検討をして、大幅な修正をすれば、短時日では到底その余裕がないのではないかと述べられ、ついで、このことに関してつぎのような意見があった。

○ 一貫性を欠いた点は、第1部会では始めから意識したものであり、各部会の論理が根本的に違っているなら別だが、多少の相違なら表現の仕方を変更する程度でよいと思う。

○ まだ、全体を読んでいないので、全体的意見の調整は、本日午後行なわれる各研究部会の意見を聞いた上でなければ無理であるのでそれを待ってから考えたらどうか。

○ 人事関係の箇所はかなり問題があると思われるが、その他は全体的に見て見方に違うようだが、特に大きく本質的に違う点はないようだ。

○ 第2研究部会の体制の上で、第1研究部会の管理運営を考えると一貫するが、一方で新構想を提案しながら、一方で現行の下の書いている点が問題になるが、第1研究部会では現行以上には書きようがない。まえが

きにその点をはっきり書いてはどうか。

○ 各研究部会の調整は現実的には難しい問題であるが、現段階ではある程度「はしがき」にもり込んで修正補足することとしたい。

3. 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解について

このことについては、宮島委員より、つぎのとおり発言があった。過日、中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する国立大学協会側の見解を公表する際、新聞記者会見の時に記者側より、この見解に基づく改善案を発表した場合、国立大学協会として、これを実行する意志があるのか、また、この見解には、国立大学だけに限って述べてあり、他の公・私立大学には触れていないがこの点はどう考えるかとの質問があったが、今回の「大学問題に関する調査研究報告書」を公表するならば、やはり国立大学協会としての態度をもう少しはっきり出しておいた方がよいのではないかと意見があった。

つづいて、このことに対して和達副会長より、確かにこの点は問題はあるが、現段階ではこの報告書（案）程度にしておいて、「はしがき」あたりで将来は国・公・私立のことも併せて検討すべきだということに触れておいてはどうかとの意見があった。

以上で午前の会議を閉じ、続いて第1、第2第3の各研究部会に分かれて、それぞれ会議をすることとした。

(25) 大学運営協議会研究部会 全体会議議事要録

(午後部)

日 時 昭和46年6月2日(水) 午後4時～午

後6時
場 所 学士会分館6号室
出席者 柳川(第1), 和達(第2), 中川(第3)
各研究部会長
(第1研究部会)
小野委員
伊藤, 長沢各専門委員
(第2研究部会)
広根, 宮島各委員
小野, 柿内, 綿貫, 越後谷, 下沢各専門委員
(第3研究部会)
秋月, 武田(主査)各委員
佐々木, 小野木, 鈴木各専門委員

中川第3研究部会長座長となって開会。

中川座長より, 午前に引続いて, 研究部会全体会議を開いて, 本日午後1時より各研究部会を開いて検討した「大学問題に関する調査研究報告書(案)」の修正点について, その検討状況を各研究部会から説明を願うこととしたいと挨拶があり, 続いて各研究部会から, つぎのとおり説明があった。

(第1研究部会報告)

第1研究部会担当部門に関する各大学からの意見を検討したところ, ①助手の扱いに関する問題, ②事務職員の扱い, ③大学間の人事交流の問題等が多かったが, これらの問題はどれも第2研究部会の担当部門と密接な関連があるので, 第2部会との関連を第1研究部会の方でも述べてほしいとの意見があった。その他この「報告書(案)」特に第1研究部会の分は全体的に見ると, 大学紛争の対策的の考えの上に立って書かれているようだが, できるだけ「紛争」という用語を使用しないでほしいという意見もあった。

以上のことを考慮に入れて明3日までに修正案をまとめることとした。

(第2研究部会報告)

第2研究部会では, 担当部門については新しい構想で書きまとめたので, 必ずしも現行制度では無理であるようなことまで立ち入って書いてあるので, 全体として他の部会と合致していない部分がある(この点かなり多くの大学から指摘があった)ので, その点を「まえがき」の部分で趣旨, 目的を書き加えることとした。また, 各大学からの意見は, つぎのように分担をきめて修正案を明3日までに作ることとした。

「はしがき」……和達部会長

「補 説」……綿貫専門委員

「教員養成」……小野専門委員

(第3研究部会報告)

第3研究部会では, 各大学から寄せられた意見のうち, 第3研究部会の担当部門に関連する意見(18大学)をピックアップして, 意見の交換を行ない, (一部の大学については検討の時間が無かったので明3日引続いて検討することとした)大体の修正箇所がきまったので, 明3日各担当者がそれぞれ担当部門の修正案を持ち寄って, 最終的の修正案をきめることとした。

以上で本日の会議を閉じた。

(26) 大学運営協議会研究部会 全体会議議事要録

日 時 昭和46年6月5日(土)午後2時~午後5時30分

場 所 東京大学医学部附属病院構内好仁会2階会議室

出席者 柳川（第1）、和達（第2）各部部长
秋月、小野各委員
武田、田畑各主査委員
沢田、長沢、佐々木、総山各専門委員
柳川第1研究部会長が座長となって開会。

○ 大学問題に関する調査研究報告書（案）の修正について

初めに、柳川座長より、本日各研究部会でそれぞれ検討した修正箇所について各部会ごとに説明を願いたいと挨拶があり、ついで、各研究部会より、つぎのとおり説明報告があった。

(1) 第1研究部会担当部門の修正について

柳川部会長より、第1研究部会担当の「I 大学の管理運営」の部門については、全体としては、大きな修正点はなかったと前置きされ、つぎの箇所を別紙のとおり修正をした程度である旨説明報告があった。

- ① 「はしがき」について
- ② 「4 教員の人事」について
- ③ 「I 大学の自治と学部の自治」について
- ④ 「6 事務局」について

(2) 第2研究部会担当部門の修正について

和達第2研究部会長より、第2研究部会では、各大学からの意見を総合して検討の結果本日は「はしがき」の最後の部分の修正をした程度で、内容的には大きな修正はないが、多少の表現や字句の修正をするよう目下検討中の段階であり、最終的の修正は、7日朝までに決定する旨説明報告があった。

(3) 第3研究部会担当部門の修正について

- ① 「I 総説」の項については、田畑委員より、大幅に修正したいのでその修正原案は本日中午に整理して事務局まで出して貰うこととした。

② 「II 制度」の項については、武田委員より、「報告書（案）」の

- (1) 多様化の要請、(1)大学財政の貧困、
- (2) 入学試験制度改善についての諸提案の項の初め部分、(3) 入学試験制度改善における諸問題の項のb)の項の修正をし、その他多少字句の修正をしたいとその考え方を説明し、その修正原案は、7日までに事務局まで出して貰うこととした。

③ 「研究」の項については、担当者の小野木専門委員欠席のため、武田委員より「報告書（案）」の「3. 産学協同」の項は再考のうえ、多少の修正をしたいと意見を述べられ、了承された。

④ 「IV 教育」の項については、佐々木専門委員より、別紙のとおり修正した旨説明報告があつて了承された。

(4) 合同研究部会担当部門の修正点について

柳川座長より、合同研究部会担当の「IV 大学における学生」の部門については、各大学よりあまり意見もなかったため、内容の修正は殆んどなかったが、綿貫委員が「報告書（案）」を別紙のとおり書き改め、なお、文章のわかりにくい箇所を書き改めたり、一部字句の修正を行なった旨を報告し、承認された。

以上で各部会ごとの修正報告が終つたが、最後に柳川座長より、全体的に見て、大学財政に関して各大学よりかなり意見があつたので、この問題もどこか適当な箇所に意見をもり込んでおいた方がよいのではないかとの意見がありこの点については「報告書（案）」の83頁の箇所を武田委員に依頼に修正していただくこととした。

(5) 「まえがき」について

加藤会長作案の本報告書の最初の部分にあたる「まえがき」案について、種々の意見交換を行ない、検討の結果、同案を別紙のとおり修正することとした。

以上で、本日の全体会議を閉じ、本日修正未了の分については、6月7日（月）までに修正案をまとめ、前報告書（案）との相違点（修正点）の説明書と共に事務局まで届けて貰うこととした。

(27) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和46年5月13日（木）午後1時～午後3時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 （文部省側）

安養寺審議官（村山委員代理）、岩間、須田各委員

高橋人事課長、柏木計画課長、萩原給与班主査、矢口総務班主査、外（国立大学協会側）

加藤議長、近藤、和達、加藤（六）、前田、田中各委員

望月、藤吉、手塚、鶴田各専門委員

加藤議長主宰の下に開会。

初めに、議長より、本日は特別会計制度協議会運営方針に基づいて「予算概算編成前の定例会議」を開催し、昭和47年度国立学校特別会計予算概算編成方針に関する事項その他について審議を願いたいと挨拶があり前回（46. 3. 25）の議事要録の朗読は省略して、議事に入った。

1. 昭和47年度国立学校特別会計予算概算編成方針について

初めに、安養寺審議官より、この問題は、未だ

文部省として正式に決まったものではなく、今の段階では、明年度の概算要求については、このように考えているという程度のものであり、来たる5月21日に開催の全国国立大学事務局長会議までには正式に具体案を作成し、その際それぞれの関係官から説明する予定になっている旨述べられ、別紙資料「昭和47年度国立学校特別会計概算要求について（案）」を朗読の上、つぎのとおり説明があった。

明年度予算編成の大筋の考えは、昨年度に引続いて、教育・研究条件の質的充実に重点を置き量的拡大は原則として行なわない方針であると前置きされ、別紙資料によって、つぎの項目をとりあげてその考え方や方針等について説明があった。

- (1) 学年進行による教官の増員等既定方針による教育・研究条件の整備を最優先に取り扱うこととし、新規事項については必要性が強く緊急度の高いものに限定する。
- (2) 既設医学部の拡充（入学定員増加も含む）に努め、47年度以降2～3の医学部または医科大学新設の準備を行なう。
- (3) 沖縄の本土復帰に伴い、琉球大学を国立大学に移管するに当たって所要の整備充実を図る。
- (4) 国立学校について
 - ① 学科の新設・改組等
 - ② 附属研究施設、実習施設センター等の新設・整備
 - ③ 教員養成学部の整備
 - ④ 短期大学の整備充実
 - ⑤ 高等専門学校の整備充実
 - ⑥ 情報科学、情報処理教育の推進
 - ⑦ 厚生補導の整備充実
 - ⑧ 留学生教育の整備充実

⑨ 大学附属図書館の整備充実

(5) 大学附属病院

- ① 教育・研究および診療体制の充実
- ② 看護体制の充実強化

(6) 大学附属研究所

- ① 研究所の新設・改組
- ② 既設の研究所の整備

(7) 重要基礎研究の推進

(8) 施設の整備

(9) 事務の合理化

以上の各項目にわたり説明があった。続いて近藤委員（第6常置委員長）より、本日午前中に開催された第6常置委員会においても文部省側から、この予算概算編成方針について説明があり、その際、つぎのような意見や要望があった旨報告があった。

- 教官研究費の基準の大幅な引上げをしてほしい。
- 医学部附属病院のあり方について再検討する必要がある。
- 学部基礎をおかない大学院専攻課程の設置について
- 各大学から、種々の要望があると思うが、小さい問題でもその大学としては重要な問題である場合があるのでそのこともできるだけ考慮に入れ、編成してほしい。

2. 国立学校特別会計制度の改善および運営について

このことについては、つぎのような意見や要望があった。

- (1) 医学部特に附属病院のあり方について再検討をしてほしいと国立大学協会から意見があったが、文部省としても目下検討をしている。附属病院は現在のような大規模なものではなく、ある程度例えば診療部門等の一部を関

連病院にゆずり、もっと小規模にすることはどんなものか。

- (2) 昨年度予算においても施設基準の改訂は見送るとの説明があったが、大学改革との関連においても基準の改訂は考えるべきものと思う。
- (3) 大学院学生に対しても、研究旅費（調査旅費的なもの）を支出できるような方途を考えてほしい。
- (4) 不完全講座の整備充実については、最近振替によって、ある程度みたされている、最近振替の財源が少なくなったが、大学の要求があれば今後も続けてほしい。
- (5) 別紙の項目によらない小さいことでも、大学として困っているとの要望があれば、文部省としてできるだけ要望にそうよう努力したい。

3. 事務の簡素化について

鶴田専門委員から、つぎのような発言があった。

この問題は、予てから懸案になっているが、あまり大きな進展もなく今日に至っている状態である。実効をあげるには、各大学毎に会計、人事、教務と個々に検討していつてはどうか。これらをまとめて委員会のようなものをつくって十分検討し、その結果をまとめて国立大学の事務局長会議あたりでとりあげ検討して見てはどうか。また、この問題は、文部省側からも積極的に各大学へ働きかけて貰ったらどうかと思う。

なお、このことについて、議長よりも具体的に組織をつくって検討にとりかかってほしいと要望があった。

以上で本日の議事を閉じた。

C 要 望 書 等

1 昭和47年度以降の定員削減に関し国立大学教職員を適用除外とすることに ついての要望書

政府においては、昭和43年度以降毎年国家公務員に対する定員削減の措置を講じられ、その都度国立大学協会は国立大学教職員を定員削減の適用から除外するよう要望してきました。

国立大学教員は、研究・教育の業務を現場において遂行しており、それぞれその専門別に定員が定められているため、定員削減により、必要な分野の研究・教育の要員を欠くこととなり学問の遂行に、大きな支障をきたしております。

また、このことは、大学の研究教育を補助する教務、技術、海事、図書、医療等の職員についても同じくあてはまることであります。

本来、大学における研究と教育は、人員不足のゆえをもって一日たりともゆるがせにするわけには行きません。したがって、現状でも各大学においては、研究・教育要員の不足から、やむを得ず身分の不安定な定員外職員を雇用し、辛じてその使命を果たしているのが実情であります。しかも、これらの定員外職員の数は、研究・教育施設・設備等の拡充整備に伴う業務量の増加に伴い逐年増加しつつあります。したがって、昭和47年度以降さらに国立大学教職員の定員削減が強行されるならば、研究・教育面の障害は、はかり知れず、大学としての使命を果たすことが一層困難になります。

よって、政府においては、昭和47年度以降国立大学教職員の定員削減については、実情を十分に理解され、ぜひとも国立大学教職員をその枠外として対象から除外するよう特段の措置をとられることを強く要望いたします。

また、研究教育上必要不可欠な定員外職員を定員増加の措置により定員内職員に組み入れることについても併せて要望いたします。

昭和46年5月15日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

[参考]

国立大学教職員の定員削減問題に関する要望書

昭和45年8月24日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学教職員の定員削減については、国立大学協会として、従来からその適用除外を要望してきたところであります。今回さらに昭和47年度以降の定員削減が問題となっておりますが国立大学教職員はその性格が一般の行政職公務員ときわめて異なっておりますので、その特殊性にかんがみ、定員削減のわく外としてその対象から除外するよう、強く要望いたします。その理由は次のとおりであります。

1. 国立大学教職員の特殊性

国立大学教職員は、研究・教育の業務を現場において遂行しており、その定員を削減されることは研究・教育という特殊の業務の遂行にいちじるしい障害をきたすことになる。

このように形式上は一般職の公務員であっても実質的に性格の異なる国立大学教職員を定員削減の対象とするのが適当でないことは、高校以下の教職員が地方公務員であるとはいえず定員削減の対象とならないこと、および、三公社五現業の現業職員について総定員法のわく外とされていることと対比してみても、明らかであるといえよう。もとよりこのことは、国が国立大学の研究・教育の特殊性と重要性をどう評価するかという政策的判断にかかるものであることはいうまでもなく、政府の理解ある判断を期待するしだいである。

2. 国立大学教官等の専門職としての性格

国立大学教職員のうち、とくに教官については、その専門別にそれぞれ定員が定められており、その定員を削減することは必要な分野の研究・教育に穴を明け、学問の遂行に大きな支障をきたすことになる。このように職務の代替性と融通性を欠いていることは、大学の研究・教育を補助する教務・技術・技能・海事・図書・医療等の特殊の職種の職員についても同じくあてはまることである。

なお、国立大学の教官については、ある程度の欠員があるが、これは適任者をもって充てる必要上から、さしあたり欠員となっているものであり、これをもって定員に余裕があると見ることは、大きな誤りであるといわざるをえない。

3. 大学改革との関係

国立大学教職員の不足が大学運営の障害となっていることは、大学紛争の過程で痛感されたところであるが、今後の課題である大学改革においては、予算および人員の充実が大きな前提条件となるといってよい。その点からみて、これ以上の定員削減は、今後におけ

る大学の運営および改革にとって大きな障害となるものといわざるをえない。

要望先

文部省 坂田文部大臣、天城事務次官、村山大学学術局長、安嶋官房長

行政管理庁 荒木長官、大國事務次官、河合行政管理局長

内閣 保利官房長官、木村副長官、小池副長官外

大蔵省 福田大蔵大臣、澄田事務次官、鳩山主計局長、橋口主計局長次長外

2 決 議

国立大学協会

昭和46年6月16日

国立大学教職員については、その職務の特殊性にかんがみ、第二次定員削減から除外する措置を講ずべきである。

理 由

国立大学においては、近年における学部・大学院の学生数の急増、学内の発展に伴う施設・設備の増加等のため、教職員に著しい不足をきたしている実状にある。この際、第一次定員削減に続いて第二次削減が強行されるならば、現場における研究・教育の基礎を危うくすることは明らかである。ここに、政府の第二次定員削減計画に対し、国立大学教職員についての特段の政策的判断を求めるしだいである。

要望先

保利内閣官房長官、木村内閣官房副長官、小池内閣官房副長官、青鹿内閣審議室長

3 体育系サークル部室の 新営について

昭和46年6月25日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

大学教育における課外活動の重要性と、とくに体育系サークル部室の現状とにかんがみ、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、これが実現方について格別のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

体育系サークル部室の新営について

大学における課外の体育、文化サークル活動が、学生の人間形成上、大きな意義と価値を有することについては、いまさら申し述べる必要もないことと存じます。殊に、現在のマスプロ化し、大衆化した大学においては、全人教育の観点から特にその必要が痛感されます。

各大学においても、課外活動に関する施設・設備の整備・充実を図るため、最大限の努力をしていますが、いずれにしても国の予算援助が必要であります。なかでも特にサークル部室の新営に要する経費の予算化が望まれます。この観点から、昨年3月本協会会長名をもって、文化系サークル部室の新営についての要望書を提出しましたが、このたび本協会の第3常置委員会において、別紙「体育系サークル部室の新営についての意見」をとりまとめました。なにとぞ事情ご賢察の上、その実現方について格別のご理解とご高配を賜りますよう切に希望いたします。(別紙「意見書」省略)

要望先

文部省

坂田文部大臣、村山事務次官、井内官房長、

木田大学学術局長、安嶋管理局长、菅野教育施設部長、渋谷体育局長、他関係官

4 国立大学共同利用研修施設 (仮称)設置に関する要望書

昭和46年6月25日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設(仮称)設置計画について検討してまいりましたが、このたび別紙のとおり設置計画の成案を得て本年6月24日開催の第48回総会においてこれが決議されました。

つきましては、別紙「共同利用研修施設(仮称)計画」の趣旨をとくと考慮され、その実現方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

共同利用研修施設(仮称)設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいままでもない。

以上の目的を達するため、ここに共同研修施

設（仮称）の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設（仮称）設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生および教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が必要と認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) 教職員の福利厚生
- (6) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200名が同時に宿泊利用できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約 3,000m²
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために充分な用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理に当たる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも二カ所を設置する。

要望先

文部省 坂田文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安嶋管理局长、菅野教育施設部長、外関係官

大蔵省 福田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、外関係官

5 大学保健管理施設の増加、充実について

昭和46年6月25日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりましたが、昭和47年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、右要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配意をお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増加、充実について

国立大学協会は、保健管理の教育上の重要性にかんがみ、大学における保健管理施設の増加改善、整備について、くりかえし、要望してきたところであるが、幸い関係方面の深いご理解とご協力とを得て、逐年保健管理センターの設置されつつあることは、われわれひとしく感謝するところである。

今や同センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種救急処置などのほかに、現在最も、学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要性が生じ、その業務はますます重大性を加えているので、このセンターの設立要旨に従って、独立的な機関としてその業務を遂行するため、所長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額など、あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要請する

次第である。

要望先

文部省 坂田文部大臣，村山事務次官，井内官房長，木田大学学術局長，安嶋管理局长，菅野教育施設部長，外関係官

大蔵省 福田大蔵大臣，鳩山事務次官，相沢主計局長，外関係官

6 大学の研究・教育における 国際交流を活発にするための 予算措置に関する要望書 について

昭和46年6月25日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学協会においては、かねてより大学の研究・教育における国際交流を活発に行なう方途について検討してまいりましたがこの度当協会第48回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、別紙要望書の趣旨にそい適切な予算措置を講ぜられるよう格段のご配慮をお願いいたします。

大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書

当協会はかねてより、大学の研究・教育における国際交流を活発に行なう方途について検討を行なっているが、わが国における国際交流の現状にかんがみ、国際間における学術文化の向上に寄与することが強く望まれており、そのために留学生および教員の交流を活発に行なうことが、刻下の急務と考えられる。よって、留学生および教員の派遣ならびに外国人留学生の受

入れについて、緊急に次の措置を講ぜられるようここに強く要望する。

1. 留学生等の派遣について

外国の大学から留学生あるいは教員を受け入れるにあたって、これと相互交流を図り外国大学に学生を留学させ、または教員を派遣する方途を講ずることが望ましい場合が多いが、単位の互換制。在学期間の通算等の措置も講ずる必要があり、これらの問題は解決したとしても、実際に行なうことは財源の確保の点から困難があり、既存の民間奨学金に期待することもむずかしい状態である。とくに留学生の交流について具体的折衝が行なわれているものについても、外国大学から強い要望があるにもかかわらず相互交流のために派遣する旅費を支出する方途がなく、その実現を困難にしている。

よって、政府におかれては、かかる事情を考慮され、大学の研究・教育の国際交流を円滑に行なうために、昭和47年度予算に留学生および教員を海外に派遣させるための旅費、滞在費等について、適切な予算措置を講ぜられたい。

2. 留学生の受入れについて

(1) 日本語科目等の開設

各大学が大学設置基準の一部改正による特例措置を活用して、留学生の負担を軽減し、合理的な教育課程を編成するため、日本語科目等を開設するにあたっては、これに必要な教員定数の確保およびそのための予算措置を講ぜられたい。

(2) チューター制度の採用

大学における外国人留学生の勉学効果を期するためには、教室等における勉学に加えて、課外の特別指導を行なってこれを補

強し、あわせて各種生活上の指導をも行なうことが必要であるが、このため専攻分野に関する特別な指導等に当たるチューター制度を採用するために必要な予算措置を講ぜられたい。

(3) 私学留学生に対する援助措置の拡大

現在、わが国の大学に在学している私費留学生に対しては、昭和46年度から医療費について国費による5割補助の施策が講ぜられたにすぎないが、私費留学生は全留学生の8割以上を占めており今後さらに増加が予想されるので、国費留学生についてのみならず、私費留学生に対しても積極的に国の援助を拡充し、それに必要な予算措置を講ぜられたい。

要望先

文部省 坂田文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長、外関係官
大蔵省 福田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、外関係官
外務省 加川文化事業部長
自民党 対外経済協力特別委員会小金委員長

7 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和46年6月25日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学協会は、国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第48回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状

とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性和特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として劣悪な状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。あらゆる分野の人材の養成をも含めて社会の将来にかかわる大学の使命と責任を果たしていくためには、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であることを毎年強調してきた。ここにつきの諸点の実現方をとくに要望する。

1. 給与の根本的改善をはかるため、調査会または協議会を設置すること

大学は、あらゆる方面で指導的あるいは中心的役割を果たすよう要請されており、その研究と高等教育の重要性はますます大きくなりつつあり、しかも、学問の急速な発展に伴ってその水準の維持向上をはかるためには、たえざる努力の傾倒が必要である。この努力によって初めて講義、演習、セミナーおよび実験指導等を通じて多数の学生等を啓発育成しうるのである。

他方、大学の巨大化に伴って、大学教官の教育と管理についての負担は著しく増大している。しかるに、大学教官の実質的待遇は、諸外国にくらべてきわめて劣悪であるのみでなく、同年輩の大学卒の大企業の職員はもちろん、一般公務員にくらべても相当に劣っている。

今や大学教官全体に対して、その職務にふさわしい待遇を与えるよう充分配慮すべき時期にある。国立大学協会は、かねてより大学

教官の給与体系の根本的再検討と待遇の改革のため、調査会または協議会の設置を要望してきたが、早急にその発足について措置を講ぜられたい。

2. 緊急に待遇改善を要する事項

上述した根本的改善をはかるためにも、現行給与体系のなかで、つぎの諸点について緊急に措置されたい。

(1) 中堅教官の待遇を大幅に改善すること

一般公務員と比較しても、大学教官の実質給与は、30才位から55才位までの間がとくに低く、現在すでに20パーセント前後の格差を生じている。

これら中堅教官こそ研究と教育の中心的な担い手であって、それぞれが安んじてその職務に専念できるよう配慮することこそ大学の将来の発展に対してきわめて重要である。高校以下の教員に対する教職調整額の新設の関連もあり、さらに、初任給と指定職の給与の引上げに伴い過去数年間にわたって、いわゆる「中だるみ」が累積している現状から、中堅教官に対して少なくとも20パーセント以上引上げ、「中ふくらみ」の給与表に改善されたい。

また、定員制の関係上、上級職への格上げができないため、給与が頭打ちをしている現行俸給表を改訂し、研究助手以上の教官の給与体系を一本建てに近いものにすることを、あわせて考慮されたい。

(2) 大学院に關係する教官の調整額を増額すること

学術の発展が急速であり、かつ国際的レベルで行なわれている現在、わが国の研究水準を高揚すべき任務を負う大学院の役割は、きわめて重大であり、さらに、学生数

も全体として急増している。この現状において、大学院に關係する教官は、最新の研究成果をたえずとり入れつつ、講義、課題研究の指導と援助を行なっており、その負担が量的にも質的にも著しく重くなっている。したがって、大学院の職責に見合うよう、現在の調整額を少なくとも4パーセント以上増額するよう措置されたい。

なお、助手に対する調整額の支給定数を増加することおよび修士課程のみをおく大学の助手をも支給対象に加えることを、あわせて考慮されたい。

(3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

学長の給与の改善に伴い、教官の給与を引上げるために指定職乙の制度が設けられたが、現状は停年直前の一部教官に適用されているにすぎない。しかしながら、国立大学教官のうちには、研究上著しい功績をあげ、多年教育に従事して多くの人材を育成し、あるいは部局長等として大学の管理運営に努力を傾けているものが多い。よって、指定職乙の範囲と定数を大幅に拡充するよう配慮されたい。

(4) 研究教育補助職員の給与を改善すること

大学における研究教育を十分に遂行するためには、教務職員および司書・技術職員等の果たす役割も大きく、諸外国においては、諸外国においては、習熟したこれら職員を確保するため特別の配慮がなされている。この点からその給与について、とりわけ給与の頭打ちの解消について改善を要望する。

要望先

佐藤人事院総裁、坂田文部大臣、福田大蔵大

臣、外関係官

8 保育所設置に関する要望について

昭和46年6月24日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学は、他の行政官庁と異なり、研究室病院等に多数の女子職員を擁しているため、本年6月24日開催の第48回総会において保育所設置に関し、各大学より強い希望と意見が提案され、慎重審議の結果別紙のとおり要望書を決議いたしました。

ついては、国立大学の職員構成上の特殊性を了解され、保育所設置に関する別紙要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

保育所の設置について

現在、国立大学の研究室・病院等においては多数の看護婦その他の女子職員を擁しておりますが、近年これら女子職員のうち育児を理由として退職するものが逐次増加し、大学の日常業務を遂行する上において少なからざる支障を来たしております。したがって、現在人員確保の面から各大学においては、その対策に苦慮しているのが実情であります。

またこのことについては、予てから大学当局はもちろん教職員側からも、これが対策の一環として保育所設置の要望が強く出されており、現在においては、国立大学全般の問題として、保育所設置について早急に何等かの施策を講ずる必要に迫られております。

当協会は、予てよりこの問題を取りあげて、検討をつづけて来ましたが、今回別紙のような

方法によりこの問題を早急に措置すべきであると考え、第48回総会において協議の結果本要望書を決議いたしました。

ついては、文部省をはじめ関係方面におかれては、国立大学における職員構成の特殊事情をとくと考慮され、これが実現方について格段の配慮をされるよう、ここに要望いたします。

(別紙)

国立大学保育所設置要項(案)

1. 保育所を設置しようとする大学の文部省共済組合支部長は、事業計画書および予算書を添え、文部省共済組合本部長の承認を受ける。
2. 保育所の設置者である文部省共済組合は、その運営に関する一切の責任を負う。
3. 保育所の施設・設備費は、保育所を設置する文部省共済組合支部のおかれている大学が負担する。
4. 保育所の保母その他の要員の給与は、文部省共済組合が負担する。
5. 保育料は、給食その他保育所の諸経費に充てる。
保育料の額は、文部省共済組合運営審議会の議を経て、共済組合本部において決定する。
6. なお、大学院女子学生等についても、特別の措置を講ずることにより、本施設を利用させ得るよう考慮すること。

要望先

坂田文部大臣、竹村国家公務員共済組合連合会理事長、村山国家公務員共済組合文部省本部長、外関係官

9 会長談話（大学改革について）

国立大学協会第48回総会

昭和46年6月24日

先日出された中央教育審議会の最終答申は、その方向および内容において、われわれの見解と一致しない点が少なくなく、多くの重大な問

題を含んでいる。国立大学協会は、本日「大学問題に関する調査研究報告書」を採択・公表したが、今後大学が改革を進めるにあたっては、政府において、この答申に捉われることなく、大学の自治と主体性を尊重し、大学の自主的改革を促進するという基本的態度をとられることを強く希望する。

窓

事務改善の方向づけ

東大に事務改善委員会が発足したのは、今回の大学騒動がはじまる一年余り前のことであった。そして、この騒動をはさんで、その前と後では、ガラリと事情が変わってしまった。しかし、この改善委員会を発足させた要因は、少しも変わらないし、かえって強化された、ということができる。改善委員会が発足した背景には、第一次の定員削減と、その展望の上に立った欠員不補充があった。大学事務職員の削減は、事務改善による省力化を不可欠にした。この要因は、騒動後いっそう強大になり、省力化は至上命令的なものとして、いま改善委員会をプロモートしようとしている。

省力化はすぐ事務の機械化と直訳され勝ちだが、これは全くの誤りである。機械化が省力化に結びつくためには、機械化をもちこめる事務機構や組織の改革がなければならない。極端な例をとれば、カースト制度の固定化した社会に機械をもちこんだところで、それは少しも合理化・省力化とはならないからである。

事務改善委員会には各種の専門委員会がある。この中に学務関係の専門委員会というのがある。学務専門委員会には、この道のベテランが何人か委員となっていたが、すでにこの人たちが中心になって、数年前から学務関係の研修会というものができていた。この研修会では、学生の学習に関する諸手続きやそれに必要な諸様式の合理化・簡素化を追求し、彼等の手で、現行事務機構内で可能な合理化は、ほとんど実行済みであった。彼等は口をそろえて、いまさら事務改善といわれても何もすることはしない。これを進めるためには、機構の壁を破らなければならない、と主張した。

学部・部局の自治、別言すれば部局教授会の自治は、官僚組織が陥り勝ちなセクショナルリズムを極限にまで押し進めていた。事務改善を自己目的にする限り、この部局のセクショナルリズムは、前記のカースト以上に、機械化・合理化ひいては省力化をはばむ決定的なものである。しかし、大学騒動前にあっては、この致命的な課題は表面化しないで終った。

そのせいもあって、各種の専門委員会から出された答申案の大部分はお蔵に入ってしまった、日の目を見なかった。結局騒動後になってしまったが日の目を見た数少ないものの中に、外国図書の一括購入がある。その詳細は省くが、これは読んで字の如く、従前は各部局でバラバラに発注・購入していたものを総合図書館で一括購入することにより、事務を簡素化・合理化することができ、それを手がかりに機械化を導入する展望も開けた。部局の壁をこえた、統合化、画一化のプランのみが日の目を見たのである。

騒動後の事情の変化は、一口にいえば事務機構の存立について根底からの間が投げかけられたことである。かつて、大管法が提起された時、国大協はその意見書の中で、事務機構と財政の問題をとりあげた。その時、大学の事務機構や事務職員のあり方は、一般行政機関と異質なものであることに力点がおかれた。ところが、騒動後の、たとえば東大の改革案などでは、この点が大きく変わった。すなわち、大学の事務機構や事務職員のあり方について、これが一般の行政機関と異質である面と共通する面とが列記され、内容的には後者に傾斜してきた。その後大学の首脳＝学部長会議・評議会・総長室等は、事務機構やその業務については、これに触れることを極度に避けるようになった。この趨勢は今後ますます進んでくるものと思われる。その結果、定員削減にともなう省力化の至上命令とともに、事務改善の方向づけは大きく転換し、その速度を大きくすることになるであろう。

（東京大学文学部事務長 尾崎盛光）

（注）筆者は東大事務改善委員会コード委員長

2. 諸 会 合

(昭和46年5月2日～6月30日)

月 日 曜	時刻	会 議 名
5. 12	水 10時	教職員の厚生等に関する特別委員会
5. 13	木 10時	第6常置委員会
5. 13	木 13時	特別会計制度協議会
5. 13	木 15時30分	役員等選考委員会
5. 14	金 13時	理事会
5. 18	火 13時	学寮問題に関する小委員会
5. 21	金 13時	外国語教育に関する Working Group
5. 24	月 10時	第5常置委員会
5. 27	木 10時	第3常置委員会
5. 28	金 13時30分	医学教育に関する特別委員会
6. 2	水 10時	研究部会全体会議
6. 2	水 13時	第1, 第2, 第3研究部会
6. 2	水 16時	研究部会全体会議
6. 3	木 13時	第3研究部会
6. 3	木 17時	第2研究部会
6. 5	土 10時	学生問題合同研究部会
6. 5	土 13時	第6常置委員会小委員会
6. 5	土 14時	研究部会全体会議
6. 12	土 15時	第6常置委員会小委員会
6. 14	月 10時	第4常置委員会
6. 14	月 13時30分	入試調査特別委員会
6. 14	月 17時30分	入試問題懇談会(文部省主催)

6. 15	火 10時	第5常置委員会
6. 16	水 10時	理事会・大学運営協議会合同会議
6. 16	水 16時	理事会
6. 23	水 10時	第48回総会第1日
6. 23	水 12時	理事会
6. 24	木 10時	第1常置委員会
6. 24	木 10時	第2常置委員会
6. 24	木 10時	第3常置委員会
6. 24	木 10時	第4常置委員会
6. 24	木 10時	第5常置委員会
6. 24	木 10時	第6常置委員会
6. 24	木 12時	入試期特別委員会
6. 24	木 13時	第48回総会第2日
6. 25	金 10時	第15回事務連絡会議

3. 第48回総会

国立大学協会事業報告書

(注) 第47回総会より今総会前まで

1. 諸会合(88回)

(1) 第47回総会

45. 11. 25 (水) 第1日
11. 26 (木) 第2日

(2) 事務連絡会議(1回)

45. 11. 27 (金) 第14回事務連絡会議

(3) 理事会(6回)

46. 2. 19 (金) 理事会
3. 26 (金) 理事会
3. 26 (金) 大学運営協議会との合同会議
5. 14 (金) 理事会
6. 16 (水) 理事会

6.16 (水) 大学運営協議会との合同会議

(4) 常置委員会 (29回)

イ) 第1常置委員会

(主要審議事項) 中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解(未定稿)について各大学の意見を照会し、これにより研究部会と協議の上、中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解をとりまとめ、これを中教審会長ならびに文部大臣に提出するとともに公表した。

- 46. 3.10 (水) 小委員会
- 3.16 (火) 小委員会
- 3.17 (水) 常置委員会
- 3.22 (月) 小委員会

ロ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 国立大学共通第1次入試に関する調査委員会設置についてのアンケート調査依頼を各大学に照会し、その結果に基づき理事会に設置方を提案するとともに、かねて懸案の1・2期校の合理的再編成について検討した。

- 45.12.22 (火) 小委員会
- 46. 2.15 (月) 常置委員会

ハ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 各大学に照会して体育系サークルの実情を調査し、「体育系サークル部室の新営に関する意見」をまとめるとともに、学寮に関する各大学の意見ならびに国の内外における学寮の実態を調査検討し、学寮に関する調査研究報告(案)をとりまとめた。また昭和46年度卒業予定者の就職推せん開始時期について、各大学団体とともに事務系技術

系とともに7月1日開始すること等の申し合わせを行なった。

- 45.11.30 (月) 専門委員会(体育系)
- 12.14 (月) //
- 12.15 (水) 小委員会(学寮)
- 46. 1.14 (木) //
- 2. 5 (金) 専門委員会(体育系)
- 2.19 (金) 小委員会(学寮)
- 3.13 (土) 専門委員会(体育系)
- 3.29 (月) 小委員会(学寮)
- 4.27 (火) //
- 5.18 (火) //
- 5.27 (木) 常置委員会

ニ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 研究・教育の場における傷害補償の問題について検討を進めるとともに、大学保健管理施設の増加、充実についてならびに教職員学生のための共同利用研修施設を、各地区に設置することについての要望書案を審議した。また第3常置委員会と協同して学寮問題の検討を行なった。

- 45.12.17 (木) 常置委員会
- 46. 4. 5 (月) //
- 6.14 (月) //

ホ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 留学生教育の改善について検討を進めるとともに、大学間の交流殊に国際間の教員、学生の交流について討議し要望書のとりまとめを行なった。

- 46. 2.20 (土) 常置委員会
- 5.24 (月) //
- 6.15 (火) //

ヘ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 教職員の待遇改善のための調査会等設置の問題に関し文部省との協議を進めるとともに、給与改善に関する要望書を取りまとめた。また、昭和47年度以降の定員削減に関し、国立大学教職員を適用除外とすることについて検討し、要望書を関係方面に提出した。さらに昭和47年度予算概算の編成方針について討議した。

- 46. 2. 12 (金) 小委員会
- 3. 30 (火) //
- 5. 13 (木) 常置委員会
- 6. 5 (土) 小委員会
- 6. 12 (土) //

ト) 第7常置委員会

(主要審議事項) 第7常置委員会を廃止し教員養成特別委員会を設置することについて慎重審議を行なった。

- 46. 2. 9 (火) 常置委員会

(5) 特別委員会 (17回)

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 諸外国の医学教育事情、わが国の医療制度の改善、医学教育改革の諸問題について検討した。

- 46. 3. 11 (木) 特別委員会
- 5. 28 (金) //

ロ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養課程における外国語教育ならびに保健体育の改善のため、それぞれ専門家による Working group を設けて検討を進めるとともに、一般教育、教養課程ならびに外国語教育の実情について各大学に照会した。

- 45. 12. 11 (金) 保健体育懇談会
- 46. 2. 9 (火) 外国語教育懇談会

- 2. 11 (金) 保健体育懇談会
- 2. 26 (金) 外国語教育懇談会
- 3. 16 (火) //
- 3. 19 (金) //
- 4. 7 (水) 特別委員会
- 5. 21 (金) 外国語教育懇談会

ハ) 教職員の厚生等に関する特別委員会

(主要審議事項) 公務員宿舍の問題につきその増設方について関係方面に要望書を提出するとともに、保育所設置の問題について検討を進め要望書案を取りまとめた。

- 41. 2. 25 (木) 特別委員会
- 3. 5 (金) 小委員会
- 5. 12 (水) 特別委員会

ニ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 入試改善のため国立大学の共通第1次入試の問題につき実施すべきか否か、実施の場合の得失等につき各方面の資料に基づいて検討した。

- 46. 3. 10 (水) 特別委員会
- 4. 2 (金) //
- 5. 1 (土) //
- 6. 14 (月) //

(注) 今期は、新設大学拡充、科学技術行政、図書館、研究所、入試期各特別委員会の開催はなかった。

(6) 大学運営協議会 (23回)

(主要審議事項) 大学問題に関する第2次調査研究として、さきに公表した調査研究(中間報告)以後における各大学の改革案その他諸般の資料に基づいて調査研究報告書(案)を立案し、各大学に送って検討を願うその意見により大学問題に関する調査研究報告書を取りまとめた。なお、第1

常置委員会の「中教審高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」のとりまとめに協力した。

- 45. 11. 25 (水) 第1、第2、第3各研究部会
- 12. 18 (金) 研究部会長主査会議
- 12. 18 (金) 第2研究部会
- 12. 24 (木) 第3研究部会
- 12. 27 (日) 第2研究部会
- 12. 27 (日) 第1、第2各研究部会
- 12. 27 (日) 合同研究部会(学生問題)
- 46. 1. 9 (土) 第1研究部会
- 1. 26 (火) 第2研究部会
- 2. 3 (水) 第1研究部会
- 2. 6 (土) 第2研究部会
- 2. 10 (水) 第2研究部会小委員会
- 2. 20 (土) 第1、第2、第3各研究部会
- 2. 21 (日) 合同研究部会(学生問題)
- 2. 21 (日) 研究部会連絡会議
- 6. 2 (水) 研究部会全体会議
- 6. 2 (水) 第1、第2、第3各研究部会
- 6. 3 (木) 第2研究部会
- 6. 3 (木) 第3研究部会
- 6. 5 (土) 第2研究部会
- 6. 5 (土) 合同研究部会(学生問題)
- 6. 5 (土) 研究部会連絡会議
- 6. 16 (水) 大学運営協議会(理事会と合同)

(7) 特別会計制度協議会(3回)

(主要審議事項) 昭和46年度予算査定の

段階において重点事項を決定し重ねて関係方面に要望したほか、協議会運営方針に従って定例会議を2回開催し、昭和46年度予算案等の報告ならびに昭和47年度予算概算編成方針等の協議を行なった。

- 45. 12. 23 (水) 小委員会
- 46. 3. 25 (木) 協議会
- 5. 13 (木) //
- (8) その他の会合(7回)
- 45. 12. 7 (月) 就職問題懇談会(文部省)
- 46. 1. 27 (水) 給与改善懇談会(文部省)
- 2. 16 (火) 就職問題懇談会(文部省)
- 4. 30 (金) 給与改善懇談会(文部省)
- 5. 13 (木) 役員等選考委員会
- 6. 14 (月) 入試問題についての懇談会(文部省)
- 6. 16 (水) 日教組大学部会との懇談

2. 要望書その他諸活動(30件)

(対外的諸活動)

45. 11. 27 第47回総会において決議され、また公表された「国立大学の授業料についての見解」を、文部大臣、大蔵大臣ならびに自民党文教制度調査会長に、同じく「高年令者の昇給延伸措置について」を、文部大臣、大蔵大臣、人事院総裁ならびに総理府人事局長に、また同じく「教員養成制度について(中間報告)」についてはこれを文部大臣に、それぞれ持参し説明の上要望懇談した。

45. 12. 24 昭和46年度予算査定の段階におい

- て特別会計制度協議会小委員会を開催し、「昭和46年度予算に関する重点事項」を作成し、これを文部大臣ならびに大蔵大臣に提出し関係者に説明の上実現方について強く要望した。
46. 1. 27 かねて当協会から文部省に対し要望中の国立大学教職員の待遇改善に関する調査会または協議会を設けることについて、第6常置委員会委員長ならびに在京委員が文部省側と非公式に懇談した。
46. 3. 12 かねて検討中の公務員宿舎の問題に関し、公務員宿舎増設等の要望書を作成し会長、教職員の厚生等に関する特別委員会委員長ならびに同委員が文部省、大蔵省の担当者に面接して実現方要望懇談した。
46. 4. 14 中教審「大学改革に関する基本構想」（中間報告）に対する見解を、第1常置委員会が大学運営協議会研究部会の協力を得てとりまとめ、中教審会長ならびに文部省に持参し説明の上配慮方要望した。
46. 4. 30 教職員の待遇改善に関する文部省との第2回の非公式会談を行なった。
46. 5. 15 第6常置委員会ならびに理事会において昭和47年度以降の定員削減に関し、国立大学教職員を適用除外とすることについて協議の結果、緊急に要望書を提出する必要を認め、行政、管理庁、内閣官房、文部省ならびに大蔵省に対し実情説明の上要望した。なお、本件に関しては、衆参両院の内閣委員会ならびに文教委員会の全員に送付し特段の配慮方要請した。
46. 5. 17 教員の給与改善に関し連絡のため、当日開催の日本学術会議科学者の待遇改善に関する特別委員会に、近藤第6常置委員長が出席して意見を述べた。
46. 5. 31 入試改善に関し秋月第2常置委員長が、文部省入試改善会議に出席して、さきに同会議が公表した入試改善に関する中間発表に対し見解を述べた。
46. 6. 14 入試改善の問題について文部省の招きにより会長、入試調査特別委員長、第2常置委員長ならびに事務局長が文部省政務次官、大学学術局長等と懇談した。
- (各国立大学への意見照会)
45. 11. 27 中教審「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）に対する見解（未定稿）」について第47回総会の際第1常置委員長から報告するとともに、各大学に対しこれについての意見を照会した。
45. 12. 16 全国立大学共通第一次入学試験に関する調査委員会設置について、第47回総会の際報告した趣旨により、第2常置委員長から各大学に対し賛否の意見を照会した。
45. 12. 19 「教員養成制度について」（中間報告）について、第47回総会において第7常置委員長から報告したが、さらに、さきにアンケートした同上（中間報告案）に対する各大学の意見（回答）のとりまとめとともに、これを各大学に送付し、なおこれに対しとくに意見があれば資料として送付願うこととした。
45. 12. 21 体育系サークル部室に関する実態調査について第3常置委員長から、各大学学生部長に対し協力方依頼した。
46. 1. 12 大学問題に関する第2次調査研究の第1研究部会資料として、最近改正されまたは改正予定の、学長および部局長等の選考規程について各大学に照会した。
46. 2. 20 「第7常置委員会を廃止し、教員

- 養成特別委員会を設けることについて」会長から各大学長宛賛否を照会した。
46. 3. 15 来たる6月改選せられる常置委員会の委員(大学の代表者)の希望について、会長から各大学長宛照会した。
46. 4. 14 一般教育等の改善をはかる資料として、実情把握のため教養課程に関する特別委員会委員長から、一般教育と教養課程に関する実情調査ならびに教養課程における外国語教育の実情調査について、各大学長宛照会した。
46. 4. 16 大学運営協議会委員長から、大学問題に関する第2次調査研究をとりまとめた「大学問題に関する調査研究報告書(案)」について、各大学の意見を照会した。
46. 5. 7 定員削減に関する要望の資料とするため、各大学定員外職員の総数を、各国立大学事務局長宛協会名をもって電信照会した。
46. 5. 21 大学問題に関する大学間の連絡強化の資料として、大学の改革に関する学内の調査・審議の状況等について文部省大学学術局大学課長への回答写送付方を、事務局長より各大学事務局長に対し依頼した。
(資料・連絡強化等)
45. 11. 30 第47回総会において決議された「国立大学の授業料についての見解」、「高年令者の昇給延伸措置について」および「教員養成制度について」等要望書等の取扱について、会長から各大学長宛報告した。
45. 12. 24 予算査定段階において、昭和46年度予算に関する重点事項につき、重ねて大蔵省、文部省に対し要望することの必要を認め、取り急ぎその措置をとつたのでこの旨会長から各大学長宛報告した。
46. 1. 11 広島大学(第8次分)および熊本大学(第2次分)から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。
46. 3. 1 宇都宮大学(第2次分)、広島大学(第9次分)、北海道大学、秋田大学および三重大学(第2次分)から大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。
46. 3. 1 昭和46年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について、事務系・技術系とも7月1日とする等について、大学各団体と申し合わせを行なつて各大学および全国主要事業主に協力方依頼した。
46. 3. 19 東京学生盲人問題協議会編「視力障害者の大学進学について」を、検討資料として各国立大学に参考送付した。
46. 4. 9 スポーツ安全傷害保険の趣旨周知方について、第4常置委員長から各大学長宛依頼した。
46. 5. 14 第13回特別会計制度協議会における、文部省側委員の「昭和46年度予算に関する重点事項(国大協)」に対する報告および説明を、参考のため各大学長・同事務局長宛送付した。
46. 5. 29 愛媛大学(第5次分)、熊本大学(第3次分)、弘前大学(第5次分)、東京大学(第20次分)、広島大学(第10次分)、九州大学(第4次分)および宇都宮大学(第2次分)から各大学改革案の寄贈を受け、これを各大学に送付した。
3. 会報発行(2回)
会報第51号(46年2月)、第52号(46年6月)を発行した。

D 資 料

1. 「大学問題に関する調査研究報告書(案)」と「同報告書(成案)」との主な相違点(修正点)

昭和46・6・24
第48回総会

今回の「大学問題に関する報告書」は、さきに「同報告書(案)」について各大学の意見をきき、全面的にこれを再検討して、主として次のような修正・増補を行なったものである。

なお、このほか字句・叙述の修正があるが、ここではこれを省略する。

記

ま え が き

- a) 各研究部会の叙述のしかたに差が生じているが、これはそれぞれの主題の性質によるものであって、全体としては共通の方向を見出すべく努力した趣旨を新たに書き加えた。
- b) 特別に変更のない原理的部分については、昭和41年6月の「大学の管理運営に関する意見」を参照してほしい旨を書き加えた。
- c) 公私立大学等について、とくにふれなかった理由を少しくわしく述べることにした。
- d) そのほか、後半の部分一般について、叙述の順序やしかたを変更した。

I 大学の管理運営

(第1研究部会)

「はしがき」について

第1研究部会の報告は、現行の管理機関の体系を一応の前提としているので、第2研究部会の検討している研究教育体制の改革案が実現したときには、これに対応した管理運営方式が考えられる旨を新たに書き加えた。

I 人 事

「4 教員の人事」について

助手の任期制についての記述は、助手制度が研究者養成のために用いられている場合に限り、それを明らかにしたほか、助手と大学院学生の身分を兼ねることについての記述を削除した。

II 学内機関

「1 大学の自治と学部の自治」について

大学紛争の対策として発想されたように誤解される記述を削除し、本来大学における全学的自治の問題としてとりあげる記述に書き改めた
「6 事務局」について

現在、大学の事務手続の簡素化、通常の行政的事務の能率化をはかることが、緊要である旨を新たに書き加えた。

II 大学の研究と教育

(第2研究部会)

「はしがき」について

第2研究部会においては、「大学の研究と教育」という主題の性質上、新しい研究・教育のあり方を求め、それにふさわしいと考えられる体系を提示するという様式をとっている面が多いこと。したがって、現行の管理機関の体系を前提として述べられている他の研究部会の報告

とは、ある部分においてくいちがいのあることの趣旨を新たに書き加えた。

I 大学における研究と教育

「I 大学における研究と教育」の項における各項目の整理統合について

理解しやすく、かつ誤解の生じないようにするため、標題の「I 総合大学における研究と教育」を標記のように「大学」に改めたほか、各項目を次のとおり整理統合し、これに伴う修正を行なった。（括弧内は従前の案の項目を示す。）

1. 研究と教育の均衡（2. 研究者としての教員，3. 教育目的，4. 教育者としての教員の項を統合）。
2. 改革と現行法令（6. 新しい構想の項を統合）。
3. 諸原則の項中(1)研究と教育の関係(2)教養教育の項を統合）。
- (2)課程の履修(4)入学試験の項を統合）。
- (3)新講座制，研究・教育組織(6)研究組織，(7)教育・学習組織，(8)教員の身分制度の項を統合）。
- (4)研究院（大学と附置研究所）(10)教員の定期的審査の項を統合）。

「3 諸原則」について

「(3)新講座制，研究・教育組織」の項において、講師が単なる教育面での機能しかみとめられないのではないかという誤解を生じないようにするため、フェローの名称をつかうこととして、若干の修正と補筆を行なった。

「4 外国語教育について」について

外国語教育のカリキュラムの充実は、外国語教育の立場からだけの合理化を考えるのではなく、カリキュラム全体の一環として適正な位置づけの視点が必要であるという意見を書き加えた。

「〔補説I〕本調査研究と現行法令上の問題点」について

現行の法律および大学設置基準の検討において、とくに大学院に関する部分について正確を

期するため相当詳しく叙述を書き改めるとともに、これに関係する部分の修正を行なった。

II 国立大学の研究・教育組織

「まえがき」について

a) 教員組織がやや恒常的などという表現が、固定化と理解されるおそれがあるので、これを避けるため若干の修正と補筆を行なった。

b) 研究機能と教育機能の分離の理由に関する記述につき若干の修正と補筆を行なった。

「1 教員組織のあり方」について

a) 新講座が教授1人で構成されるとき、その業務の遂行に必要な補助者が必要であることを明らかにするため、若干の修正と補筆を行なった。

b) 従前の案の「4 系列・専攻・部の構成と機能の分掌」の記述が、教員組織であるのか、教育又は研究組織であるのか不明確であったのを、教員組織をさすものとして、本項にうつし、これに伴って若干の修正と補筆を行なった。

「2 研究組織のあり方」について

a) 「(1)教授の研究」の項において、新講座と研究組織との関連を明確にするため、新たに書き改めた。

b) 「(2)研究設備」の項において、新講座は1人の教授で構成されているが、研究組織と新講座との関係が明らかでないという指摘があり、研究室の構成に関する疑問が出されているので、その趣旨を明確にするため若干の修正と補筆を行なった。

c) 「(4)研究院所属の研究設備」の項において、高エネルギー研究所の研究職員の身分保障について問題があるので、とくに、このことについて指摘したほか、インター・ユニバーシティの研究所のあり方に関連して、既

存の研究所の今後の問題について述べる必要があったので、これらに関連する修正と補筆を行なった。

「3 教育・学習組織」について

「(1)主専攻・副専攻・教育組織としての専攻と系列」の項において、教育組織の柔軟性を明確にするため説明を書き加え一部修正を行なった。

「5 大学院のあり方について」について

大学院は、修士博士のつみ上げ方式と複線方式の両方の形式をとることが必要であるという意見が多いので、これについて積極的に述べることとし、これに必要な修正と補筆を行なった。

「6 特定の専門に重点をおいた大学の研究・教育組織」について

- a) 総合大学と専門化した大学とが、対比的・本質的には何等較差がないにもかかわらず、較差による種別化を目ざしているように誤解される向もあるので、この点を明確にするため、「IV特定の専門に重点をおいた大学の構想」の大部分を標記の項としてここに移し、これに伴って必要な修正と補筆を行なった。
- b) 「前文」に、総合大学と専門化した大学とが、本質的に異なるものでないことを徹底させるために、両者の差異が専門領域の広狭の差であることを新たに書き加えた。
- c) 「(1)専門教育課程」の項 a) に、修業年限は慎重に検討する必要がある旨を新たに書き加えた。
- d) 「(2)大学院」の項において、「専門化した大学」が、専門学校的なものになるのではないかという危惧をいんでいる向もあるので、「専門化した大学」も研究機関であり、大学院博士課程と連絡するものであるが、現

実問題としては種々の困難が予想されるので、研究院に参加する方式が実現可能な改善策である旨を新たに書き加えた。

- e) 「(3)研究組織と教育組織」の項において、大学教員を主として研究に従事するグループと、主として教育を担当するグループに分ける必要があるという叙述は、教員に較差を設けることになるという意見があるので、その表現を改めた。

「7 医学系教育の特殊性」について

従前の案の「IV特定の専門に重点をおいた大学の構想」の項に述べられていた標記の項目をここに移し、

- a) 「(1)医学系教育の主なる特色」の項に、新たに c) を加えて基礎医学と臨床医学の研究・教育の相違を述べた。
- b) 「(2)医学系教育の問題点」の項において、履修課程6年以上の必要性と、教養課程と専門課程の修業年限の相関関係について述べることとし、これに伴う修正と補筆を行なった。

「8 教員養成課程」について

教員養成制度については、結論を得ていないが、とくに重要な問題であることを指摘したほか、当協会においても別途「教員養成制度特別委員会」を設け、さらに検討を進めていることを明記した。

III カリキュラムの編成

「1 カリキュラムの構成例」について

現行の教養部という制度を温存するのかわという疑問が出されているので、このような誤解がないように一部書き改めた。

「2 上級課程(仮称)について」について

「上級課程」という字句が唐突に出てくるので誤解をまねかないように(仮称)であること

を明記した。

「4 特定の専門に重点をおいた大学のカリキュラム」について

- a) 従前の案のIVで述べられていた「3カリキュラムの改革」を標記のように題名を変更してここに移し、カリキュラムに関する叙述を統合した。
- b) 「(1)改革の方針」のa)の叙述に対して、専門化した大学において、教養教育が専門教育のうちに解体されるおそれがあるという意見があるので、教養教育はそれとしての独自の目的を追求すべきであるという趣旨を新たに書き加えた。
- c) 従前の案のIVに記述されていた「〔補説II〕カリキュラムの編成と学生との関係について」の項および「〔参考資料〕大学に関する法令」の項を末尾に移記し、カリキュラムに関する項目を統合した。

Ⅲ 大学と社会

(第3研究部会)

I 総説

「1 現代社会と大学」について

大学改革が、今日問題とされている根本的な原因として、文教政策の貧困にふれる必要があるとする指摘にこたえて、「(1)大学の大衆化」の項等においてその趣旨を明確にするよう書き改めた。

「2 大学の本質と社会的責任」について

「開かれた大学」論に関して、大学がそれに対して開かなければならない「社会」とは、何かの点が不明確であるという意見にこたえて「(1)開かれた大学」の項等においてその趣旨を明確にするよう書き改めた。

「3 国立大学と国との関係」について

「(1)大学行財政と設置形態」の項において、具体的説明が欠けているとの意見があったので、国立大学の設置者としての国(文部大臣)は、別項Ⅲ制度の「3大学経費の負担(大学財政)」の項において詳述するように、国立大学がその使命をはたすに足るだけの財政的支持が与えられるよう配慮する必要がある旨を書き加えた。

全体の記述について

第3研究部会の記述が、羅列的にすぎるとする見方もあったので、同研究部会の記述は、各方面の意見を紹介し、その問題点を提示する方法によっていることを「I総説」の末尾に書き加えた。

II 制度

「1 大学の多様化」について

大学の多様化については、なお十分に検討する必要がある旨をより明確に述べ、かつ、当協会第一常置委員会がさきに公表した「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解」で述べられたこととの調和をはかるため、「(3)多様化にともなう問題点」を中心にかなりの修正と補筆を行なった。

「2 大学の管理・運営への社会の関与ならびに大学の設置形態」について

これについては、各種の構想・提案があるが、いずれにたいしても慎重に対処すべきであるという趣旨を、より明確にし誤解をさけるため、主として末尾の部分に補筆を行なった。

「3 大学経費の負担(大学財政)」について
積極的意見を欠くかのごとき印象をあたえるのをさけるため、若干の補筆を行なった。

「5 入学試験」について

真意をよりよく伝えるため叙述を改めた。

「6 就職問題」

就職を条件とする奨学金の支給について一言ふれることとし、若干の補筆を行なった。

III 研究

「まえがき」について

「まえがき」をより整え、明確にするため、大部分に修正を加えて書き改めた。

「3 産学協同」について

末尾の「公的な学外組織を利用する方法」についての記述に若干の修正を加えた。

IV 教育

「まえがき」について

大学の立場から再検討を要する法令として、職業上の資格に関するものの中に薬剤師を新たに書き加えた。

「1 大学教育の目的と内容」について

大学の人格形成の意義について、積極的な意見を提示するため記述に若干の補筆を行なった。

「2 大学における職業教育」について

「(1)職業教育についての社会の要請」の項において、大学の職業教育についての責任を明らかにするため記述に若干の修正補筆を行なったほか、「(3)現職教育」の項において、教員の再教育に対する大学の責務を明らかにするとともに、その整備拡充を要望し、若干の補筆を行なった。

「3 大学教育の開放」について

「(2)大学開放の方式」の項において、従来大学の開放が十分行なわれなかった理由を指摘したほか、文意を明確にするため、学外者参加の問題については前に述べていることを書き加え、記述に若干の修正を加えた。

「4 教育方法」について

現実の社会生活の場を、教育的に活用する場

合における学生災害保障の問題を新たに書き加えた。

「5 大学教育における国際交流」について

「(2)外国人教師の利用」の項において、外国人教師の身分と待遇について、法令上の制約があることを問題点として指摘し、これに伴い若干の修正を加えたほか、「(5)国際交流の組織その他の問題」の項において、外国語教育の問題については、第2研究部会の「大学の研究と教育」の項でふれていることを新たに書き加え、説明を簡略にした。

IV 大学における学生

(合同研究部会)

I 大学における学生の立場

「1 学生の地位の考え方」について

- a) 本項の(3)と(4)は、いずれも大学および学生と現行法制との問題であるため(3)にまとめ、これに必要な修正と補筆を行なった。
- b) 用語に、不作為請求権等法律上の専門的用語を使用し、難解であるとの批判があったため、字句を平易なものに書き改め若干の補筆を行なった。

「3 学生の自治と大学の管理運営への参加」について

「(3)学生自治の限界」の項において、大学が学生自治についていかなる規制をなし得るかについて、学生自治についての従来の基本的見解に則して、従前の案の趣旨をそこなうことなく、若干の修正と補筆を行なった。

II 学生の自主的団体

「3 加入方式と大学の公認」について

全員加入制については、種々の用例もあるので、同義語として、自動加入制、強制加入制の

語を最初に書き加えた。

「4 自主的団体の権利」について

末尾に述べている「大衆団交」の概念に問題があるので、この語を削除し、趣旨を明確にするため若干の修正を行なった。

Ⅲ 学生の政治活動

「1 大学外における学生の政治活動」について

「(2)大学外における学生の政治活動」の項のうち、学生自治会の行なうものについての記述において、起りうべき誤解をさけるため、若干の修正と補筆を行なった。

「3 学生のストライキ」について

この問題に先立つ大学内外における学生の政治活動についての叙述と有機的に関連させて論じるため、かなりの修正と補筆を行なった。

Ⅳ 学生の課外活動

「2 課外活動における諸問題」について

「(2)正課体育と課外体育との関係」の項において、正課科目と単位の取り扱いとの関係について一部から疑義が指摘されたので、第2研究部会との関連をも考慮して、断定的な表現を避けることとし、若干の修正を行なった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者選考方針

昭和46・5・13

役員等選考委員会

各常置委員（代表者）候補者の選考にあたっては、次の諸条件を満たすよう考慮した。

1) 各大学の希望（1乃至3）を考慮した。ただし、希望のない向は役員選考委員会一任として処理した。

2) 各常置委員会には、各地区の大学の数に

じ、委員候補者を選び、出来得るかぎり特定の地区に偏らないように考慮した。

3) 各種別の大学が、出来得るかぎり各常置委員会に所属するよう各委員会間の均衡を考慮した。

4) 旧第7常置委員会の委員は、各常置委員会の増員としそれぞれ所属することとした。

5) 特に第2常置委員会の委員候補者は、1期校・2期校それぞれ同数とした。

6) 常置委員会によっては、その委員会の特殊性により、委員候補者（大学の種別その他）を考慮した。

7) 各常置委員会の新旧交代は、旧第7常置委員会の委員の増員のほかに、約半数交代とした。

3. 第7常置委員会を廃止し、教員養成特別委員会を設けることについて

昭和46・6・23

第48回総会

従来教員養成については、第7常置委員会において当該事項を担当し、審議を行なってきたが、①教員養成は、医学教育あるいは教養課程の問題と類似しているため、これを担当する委員会もまたそれらの例にならい、これを特別委員会とすべきではないか、また②委員の構成についても、常置委員会の場合は、委員の定数に制限をうけ、しかも、そのため委員もまた特定の大学に集中する傾向が見られるが、この種の委員会としては、むしろ特別委員会として多方面から適当な数の委員が加わるべきではないか、との意見が有力になってきた。よって、この点を検討した結果ここに第7常置委員会を廃

止し、新たに教員養成特別委員会を設けることとして、これに必要な次の措置を構ずるものとする。

1. 第7常置委員会の廃止

第7常置委員会は、昭和46年6月23日（第48回総会第1日）限り廃止する。

2. 教員養成制度特別委員会の設置

教員養成制度特別委員会は、昭和46年6月24日（第48回総会第2日）に設置する。

4. 国立大学協会の代表者である常置委員会の総会選出要領の一部改正について

昭和46・6・23

第48回総会

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項の各常置委員会委員定数表を次のとおり改正する。

各常置委員会委員定数表

常置委員会	委員定数
第1	12
第2	12
第3	12
第4	12
第5	12
第6	12
計	72

附則 この改正は昭和46年6月24日から施行する。

(理由)

第7常置委員会廃止に伴い、各常置委員会の委員の定数を編成替する必要があるによる。

5. 国立大学協会会則改正について

昭和46・6・23

第48回総会

国立大学協会会則改正

第37条第2項中「事務局長、」の次に「事務局次長、」を加える。

同条第4項として、次の1項を設ける。

4 事務局次長は、会長および事務局長の命を受け、事務局長を補佐して事務局の事務を処理する。

同条第4項を第5項とし、同項中「会長及び事務局長」を「会長、事務局長及び事務局次長」に改める。

同条第5項を第6項とする。

附則

この会則は、昭和46年7月1日から施行する。

改正理由

新たに、事務局に事務局次長制を設ける必要があるによる。

6. 教育改革推進本部の設置について（通知）

文企企等85号

昭和46年7月16日

国立大学協会殿

文部事務次官

村山松雄

さる6月11日中央教育審議会から文部大臣に対し、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の答申がなされたことに伴い、教育改革の総合的な推進を図るため、7月1日から別添のとおり省内に

教育改革推進本部」を設置しました。

今回の中央教育審議会の答申は、教育全般にわたりきわめて広範な課題とその解決の方向を示しておりますが、文部省としては、答申の趣旨の徹底を図るとともに関係各位のご意見を伺いながら、長期的な観点から具体的な実施方策をたててその実現を図ってまいる考えでありますので、各位のご理解とご協力をお願いします。

教育改革推進本部の設置について

昭和46年6月30日

文部大臣 裁定

(趣 旨)

第1. 昭和46年6月11日の中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の答申に伴い、わが国の教育改革の総合的な推進を図るため、省内に「教育改革推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組 織)

第2. 推進本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 事務次官
本部員 大臣官房長
大臣官房審議官
初等中等教育局長
初等中等教育局審議官のうち、
本部長の指名する者
大学学術局長
大学学術局審議官のうち、本部
長の指名する者
社会教育局審議官
体育局審議官
管理局長

2 推進本部には、上記の者のほか、必要に応

じ、本部長の指名する局長、審議官、課長およびこれに準ずる者を加えることができる。

(任 務)

第3. 推進本部は、本部長を主宰者とする会議を開いて、次の事項について審議し、教育改革の総合的な推進を図ることを目的とする。

- (1) 教育改革に係る基本施策の計画的推進に関すること。
- (2) 関係部局の作成する教育改革案の総合調整に関すること。
- (3) 教育改革の推進のための行政機構の整備に関すること。
- (4) 教育改革の推進に係る広聴および広報に関すること。

(幹 事 会)

第4. 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。

主 幹 大臣官房長
副主幹 大臣官房審議官
幹 事 大臣官房 総務課長
会計課長
企画室長
参事官および企画官のうち、本部長の指名する者
初等中等教育局 財務課長
大学学術局 庶務課長
管 理 局 振興課長

3 幹事会には、上記の者のほか、必要に応じ、本部長の指名する者を加えることができる。

(事務局等)

第5. 推進本部の業務を円滑に処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、大臣官房審議官の総括のもとに、大臣官房企画室長、本部長の指名する参事官および企画官ならびに大臣官房その他の部局の職員のうち当該部局の長が指名する者をもって構成する。

3 推進本部の庶務は、大臣官房企画室が処理する。

(備考) ① この推進本部は、昭和46年7月

1日から発足した。

② 事務局は、文部省内の参事官・企画官室〔電話581—4211(代表)内線249~252, 580—5256(直通), 581—4234(夜間直通)〕に設けられている。

③ 企画室の電話は、581—4211(代表), 内線255, 581—2625(直通)である。

窓

大学院の大学間交流

東京大学大学院工学系研究科と東京工業大学大学院理工学研究科との間で、それぞれに所属する大学院学生が相手大学の研究科の講義をきいて単位を取得できる道が、昭和46年度から開かれた。

従来も自大学に欠けた分野の講義に他大学の教官を講師にお招きすることは行なわれている。聴講学生が多いときはこれでよいが、大学院では学生一人一人の学問対象が違っているのです。先生が移動して講義するより学生が移動した方が便利ことが多い。こうすると学生は違った雰囲気の中かで、違った学友といっしょに勉強するという利点も加わる。今までこの制度は実施されていなかったが、考えてみればおかしなことで、国立大学同志でこれを制度化するのは、大学間相互に信頼関係さえ成立していれば、これを妨げる本質的問題は殆んどないといってよい。とはいっても初めての試みであるから、慎重に起ってくる問題をみきわめながら進めようということで、次の要領で実施している。

一応全科目を開放しておいて、希望者は指導教官の承認を得て、自大学で申告し、一括して相手大学に送付して当該授業科目担当教官の許可を求める。担当教官は学生数その他で都合の悪いときはことわることができる。学生がこのようにして履修できる総単位数は、博士課程および修士課程それぞれ3科目以下、5単位以下とし、対象は原則として講義のみとする。

この制度は将来は国内で広く実行されることが期待される。東京工業大学のように理工学に偏った大学では、境界領域の勉強のために、もっと違った系統の大学との交流をぜひとも実現したい希望をもっている。ともあれ今はまだごく小さな窓であるが、これを新しい明り取りの窓として、再び閉すことのないよう大事に育ててゆきたいものである。

(東京工業大学工学部教授 谷口 修)

E そ の 他

1. 事務局

第48回総会で会則改正が行なわれ、事務局に次長制がしかれることになったが、丁子主事が7月1日付総務主事を兼ねて次長に任命された。同時に狩野、武田、田窪の三事務職員が主事補にそれぞれ発令された。

2. 寄贈図書

熊本大学改革委員会広報（第2号）

熊本大学

処分制度の改革（中間答申）

弘前大学

明るい学園と健康な学生生活のために

広島大学

静岡大学教育学部研究報告

人文・社会科学篇 No. 21

自然科学篇 No. 21

教科教育学篇 No. 2

以上静岡大学

「仮設Ⅰ」（その3）研究体制改革の構想

広島大学

宇都宮大学改革検討委員会第3回報告

宇都宮大学

信州大学大学問題研究委員会答申書

信州大学

大学改革委員会の作業の総括と今後の問題点

財政運営に関する当面の改革についての建議

当面の教育改革推進に関する建議

学生の厚生補導の改革について

以上広島大学

学内制度改革案（中間報告）

鹿児島大学

大学改革の動向に関する予備調査

国会図書館

昭和44年度大学図書館実態調査結果報告

文部省

流通スペシャリスト（流通専門技術者）の需要動向等に関する調査報告書

日本商工会議所

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）

中央教育審議会

高等教育改革の重要事項に関する見解（第1次報告）

日本私立大学協会

日本の教育はどうあるべきか（第1次報告書）

教育制度検討委員会（日本教職員組合）

国立大学長会議資料

文部省

体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）

文部省

Universitas

Stuttgart

外国奨学制度資料第3集

日本育英会

採用のための大学案内

就職のための会社案内

学徒援護会

国立大学協会組織表

(昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局長)

編集後記

中国問題が改めて世界的に話題になっているとき、香川大倉田学長から「懐旧思今」をいただいたこと、また「大学的理念と人間像」について東大松田教授からご多忙のところ寄稿願ったことは本号の特色と云える。また6月総会で役員改選、各常置委員会の組替えが行なわれたので全委員会等の名簿を載せた。総会、理事会、各委員会等の記事もどうぞご覧いただきたい。「窓」欄には、東工大谷口教授から「大学院の大学間交流」について、山梨大中村教授から「高専卒業生の大学編入」、また東大文学部尾崎事務長から「事務改善の方向づけ」など何れも当面の諸問題についてそれぞれご寄稿を頂いたことを感謝する。

(C)